

令和7年2月27日開会

定例市議会議案

草津市

提出議案

議第 2 号	令和 7 年度草津市一般会計予算	
議第 3 号	令和 7 年度草津市国民健康保険事業特別会計予算	
議第 4 号	令和 7 年度草津市財産区特別会計予算	
議第 5 号	令和 7 年度草津市学校給食センター特別会計予算	
議第 6 号	令和 7 年度草津市介護保険事業特別会計予算	
議第 7 号	令和 7 年度草津市後期高齢者医療特別会計予算	
議第 8 号	令和 7 年度草津市水道事業会計予算	
議第 9 号	令和 7 年度草津市下水道事業会計予算	
議第 10 号	草津市部設置条例の一部を改正する条例案	3
議第 11 号	草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案	5
議第 12 号	草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例および草津市税条例の一部を改正する条例案	8
議第 13 号	草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	12
議第 14 号	草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	16
議第 15 号	草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案	18
議第 16 号	草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	22
議第 17 号	草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案	84
議第 18 号	草津市税条例の一部を改正する条例案	87
議第 19 号	草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	89
議第 20 号	草津市手数料条例の一部を改正する条例案	95
議第 21 号	草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	144
議第 22 号	草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案	151
議第 23 号	草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改	

正する条例案	153
議第 24 号 草津市金融審査会設置条例を廃止する条例案	156
議第 25 号 草津市布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案	158
議第 26 号 第 6 次草津市総合計画第 2 期基本計画につき議決を求めることについて	164
議第 27 号 市道路線の認定につき議決を求めることについて	172
議第 28 号 市道路線の廃止につき議決を求めることについて	179

議第10号

草津市部設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日

草津市長 橋川涉

草津市部設置条例の一部を改正する条例

草津市部設置条例（昭和47年草津市条例第2号）の一部を次の表のよう改する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第1条 《現行どおり》	第1条 《省略》
《現行どおり》	《省略》
<u>こども若者部</u>	<u>子ども未来部</u>
《現行どおり》	《省略》
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 《現行どおり》	第2条 《省略》
《現行どおり》	《省略》
<u>こども若者部</u>	<u>子ども未来部</u>
(1) <u>こどもおよび若者に係る政策の企画立案</u> に關すること。	(1) <u>子どもおよび若者に係る政策の企画立案</u> に關すること。
(2)～(6) 《現行どおり》	(2)～(6) 《省略》
《現行どおり》	《省略》
第3条 《現行どおり》	第3条 《省略》

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 11 号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 27 日

草津市長 橋川 涉

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前																																						
第1条～第4条 《現行どおり》 別表第1 (第2条第1項、第3条第1項関係)			第1条～第4条 《省略》 別表第1 (第2条第1項、第3条第1項関係)																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>担任事務</th><th>定数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td>草津市こども若者会議</td><td>こども基本法(令和4年法律第77号)その他のこどもに関する法律による施策の推進に關し必要な措置についての調査審議に関する事務</td><td>22人以内</td></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td>草津市住宅政策審議会</td><td>住宅の政策の推進に關し必要な事項についての調査審議に関する事務</td><td>10人以内</td></tr> <tr> <td>草津市木川・西一団地建替えに係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業を実施する民間事業者の選定についての調査審議に関する事務</td><td>6人以内</td><td>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)および児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策の推進に關し必要な措置についての調査審議に関する事務</td></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td>《省略》</td><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>草津市住宅政策審議会</td><td>住宅の政策の推進に關し必要な事項についての調査審議に関する事務</td><td>10人以内</td><td>《改正後に新設》</td><td>《改正後に新設》</td><td>《改正後に新設》</td></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td>《省略》</td><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </tbody> </table>			名称	担任事務	定数	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	草津市こども若者会議	こども基本法(令和4年法律第77号)その他のこどもに関する法律による施策の推進に關し必要な措置についての調査審議に関する事務	22人以内	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	草津市住宅政策審議会	住宅の政策の推進に關し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内	草津市木川・西一団地建替えに係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業を実施する民間事業者の選定についての調査審議に関する事務	6人以内	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)および児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策の推進に關し必要な措置についての調査審議に関する事務	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	草津市住宅政策審議会	住宅の政策の推進に關し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	別表第2～別表第4 《現行どおり》		
名称	担任事務	定数																																							
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》																																							
草津市こども若者会議	こども基本法(令和4年法律第77号)その他のこどもに関する法律による施策の推進に關し必要な措置についての調査審議に関する事務	22人以内																																							
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》																																							
草津市住宅政策審議会	住宅の政策の推進に關し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内																																							
草津市木川・西一団地建替えに係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業を実施する民間事業者の選定についての調査審議に関する事務	6人以内	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)および児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策の推進に關し必要な措置についての調査審議に関する事務																																							
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》																																				
草津市住宅政策審議会	住宅の政策の推進に關し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》																																				
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》																																				
			別表第2～別表第4 《省略》																																						

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第2条第1項の規定により設置された草津市子ども・子育て会議は、改正後の第2条第1項の規定により設置する草津市子ども若者会議となり、同一性をもって存続するものとする。

議第12号

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例および草津市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日

草津市長 橋川渉

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

および草津市税条例の一部を改正する条例

(草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第1条 草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年草津市条例第38号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (定義)	第1条 《省略》 (定義)
第2条 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 特定個人情報 法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。 (4) 特定個人情報ファイル 法 <u>第2条第10項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。 (5) 個人番号利用事務実施者 法 <u>第2条第13項</u> に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (6) 情報提供ネットワークシステム 法 <u>第2条第15項</u> に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (7)～(8) 《現行どおり》	第2条 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 特定個人情報 法 <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。 (4) 特定個人情報ファイル 法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。 (5) 個人番号利用事務実施者 法 <u>第2条第12項</u> に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (6) 情報提供ネットワークシステム 法 <u>第2条第14項</u> に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (7)～(8) 《省略》
第3条～第6条 《現行どおり》 別表第1～別表第3 《現行どおり》	第3条～第6条 《省略》 別表第1～別表第3 《省略》

(草津市税条例の一部改正)

第2条 草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第36条 《現行どおり》 (市民税の申告)	第1条～第36条 《省略》 (市民税の申告)
第36条の2 《現行どおり》 2～9 《現行どおり》	第36条の2 《省略》 2～9 《省略》
10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号または第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から1月以内に、その名称、代表者または管理人の氏名、主たる事務所または事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業	10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号または第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から1月以内に、その名称、代表者または管理人の氏名、主たる事務所または事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業

改正後	改正前
<p>所または寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第36条の3～第63条 《現行どおり》 (施行規則第15条の3第3項ならびに第15条の3の2第4項および第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 《現行どおり》</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）または法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）</p> <p>(2)～(4) 《現行どおり》</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>第63条の3～第88条 《現行どおり》 (種別割の減免)</p> <p>第89条 《現行どおり》</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>(1) 《現行どおり》</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号および次条において同じ。）または法人番号（<u>同法第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称）</p> <p>(3)～(8) 《現行どおり》</p> <p>3 《現行どおり》</p> <p>第90条～第139条の2 《現行どおり》 (特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 《現行どおり》</p>	<p>所または寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第36条の3～第63条 《省略》 (施行規則第15条の3第3項ならびに第15条の3の2第4項および第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 《省略》</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）または法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）</p> <p>(2)～(4) 《省略》</p> <p>2 《省略》</p> <p>第63条の3～第88条 《省略》 (種別割の減免)</p> <p>第89条 《省略》</p> <p>2 《省略》</p> <p>(1) 《省略》</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号および次条において同じ。）または法人番号（<u>同法第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称）</p> <p>(3)～(8) 《省略》</p> <p>3 《省略》</p> <p>第90条～第139条の2 《省略》 (特別土地保有税の減免)</p> <p>第139条の3 《省略》</p>

改正後	改正前
2 《現行どおり》 (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 <u>第2条第16項</u> に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称) (2)～(3) 《現行どおり》	2 《省略》 (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 <u>第2条第15項</u> に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称) (2)～(3) 《省略》
3 《現行どおり》 第140条～第146条 《現行どおり》 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第147条 《現行どおり》 (1) 住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)または法人番号(<u>同条第16項</u> に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称) (2)～(3) 《現行どおり》	3 《省略》 第140条～第146条 《省略》 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第147条 《省略》 (1) 住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)または法人番号(<u>同条第15項</u> に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称) (2)～(3) 《省略》
2 《現行どおり》 第148条～第155条 《現行どおり》	2 《省略》 第148条～第155条 《省略》

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第13号

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日

草津市長 橋川涉

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年草津市条例第1号）の一部を次の表の
ように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第8条の2 《現行どおり》 (育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限)	第1条～第8条の2 《省略》 (育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限)
第8条の3 《現行どおり》 2 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。	第8条の3 《省略》 2 任命権者は、 <u>3歳に満たない子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
3 《現行どおり》 4 前3項の規定は、第15条第1項の要介護者（以下この項において同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、ならびに第2項および前項中「 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、 <u>当該要介護者を介護</u> 」と、第1項中「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と読み替えるものとする。	3 《省略》 4 前3項の規定は、第15条第1項の要介護者（以下この項において同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第2項中「 <u>3歳に満たない子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、 <u>当該要介護者を介護</u> 」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、 <u>当該要介護者を介護</u> 」と読み替えるものとする。
5 《現行どおり》	5 《省略》

改正後	改正前
<p>第9条～第14条 《現行どおり》 (介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が、要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の3第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えて、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2～3 《現行どおり》</p> <p>第15条の2 《現行どおり》 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第15条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置(以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。)の他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p><u>第15条の4</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</p> <p>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</p>	<p>第9条～第14条 《省略》 (介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が、要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えて、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2～3 《省略》</p> <p>第15条の2 《省略》</p>
	《改正後に新設》
	《改正後に新設》

改正後	改正前
<p>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p><u>第15条の5</u> 《現行どおり》</p> <p>第16条～第19条 《現行どおり》</p>	<p><u>第15条の3</u> 《省略》</p> <p>第16条～第19条 《省略》</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議第14号

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日

草津市長 橋川涉

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和45年草津市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
第1条～第7条 《現行どおり》 別表（第2条関係）		第1条～第7条 《省略》 別表（第2条関係）	
職名	議員報酬	職名	議員報酬
議長	月額 <u>571,000円</u>	議長	月額 <u>558,000円</u>
副議長	月額 <u>503,000円</u>	副議長	月額 <u>492,000円</u>
議員	月額 <u>453,000円</u>	議員	月額 <u>443,000円</u>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第15号

草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日

草津市長 橋川渉

草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例

(草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年草
津市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
第1条～第3条 《現行どおり》 別表（第1条第1項、第2条第2項関係）			第1条～第3条 《省略》 別表（第1条第1項、第2条第2項関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員	月額 <u>41,1</u> 00円	《現行どおり》	教育委員会委員	月額 <u>40,2</u> 00円	《省略》
選挙管理委員会委員長	月額 <u>37,6</u> 00円		選挙管理委員会委員長	月額 <u>36,8</u> 00円	
選挙管理委員会委員	月額 <u>30,6</u> 00円		選挙管理委員会委員	月額 <u>29,9</u> 00円	
補充員で臨時に充てられた選挙管理委員会委員	日額 <u>6,60</u> 0円		補充員で臨時に充てられた選挙管理委員会委員	日額 <u>6,50</u> 0円	
公平委員会委員	日額 <u>6,60</u> 0円		公平委員会委員	日額 <u>6,50</u> 0円	
議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 <u>47,1</u> 00円		議会の議員のうちから選任された監査委員	月額 <u>46,1</u> 00円	
農業委員会会長	月額 <u>47,1</u> 00円		農業委員会会長	月額 <u>46,1</u> 00円	
農業委員会副会長	月額 <u>41,1</u> 00円		農業委員会副会長	月額 <u>40,2</u> 00円	
農業委員会委員	月額 <u>37,6</u> 00円		農業委員会委員	月額 <u>36,8</u> 00円	
農地利用最適化推進委員	月額 <u>33,2</u> 00円		農地利用最適化推進委員	月額 <u>32,5</u> 00円	
固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>6,60</u> 0円		固定資産評価審査委員会委員	日額 <u>6,50</u> 0円	
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
介護認定審査	日額 <u>14,0</u>		介護認定審査	日額 <u>13,7</u>	

改正後		改正前	
会委員および 障害者総合支 援法草津市審 査会委員	<u>0 0 円</u>	会委員および 障害者総合支 援法草津市審 査会委員	<u>0 0 円</u>
審理員	時間額 <u>1 0 ,</u> <u>2 0 0 円</u>	審理員	時間額 <u>1 0 ,</u> <u>0 0 0 円</u>
付属機関の委 員その他の構 成員	日額 <u>6 , 6 0</u> <u>0 円</u>	付属機関の委 員その他の構 成員	日額 <u>6 , 5 0</u> <u>0 円</u>
«現行どおり»	«現行どおり»	«省略»	«省略»

(草津市長および副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 草津市長および副市長の給与等に関する条例（昭和43年草津市条例第26号）の一部を次の表のよう改する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
第1条～第5条 «現行どおり»	別表（第2条第2項関係）	第1条～第5条 «省略»	別表（第2条第2項関係）
市長 <u>9 4 7 , 0 0 0 円</u>	副市長 <u>7 9 7 , 0 0 0 円</u>	市長 <u>9 2 6 , 0 0 0 円</u>	副市長 <u>7 7 9 , 0 0 0 円</u>

(草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和29年草津市条例第14号）の一部を次の表のよう改する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
第1条～第2条 «現行どおり»	(給与の額)	第1条～第2条 «省略»	(給与の額)
第3条 教育長の給料は、月額 <u>7 3 6 , 0 0 0</u> 円とする。	2～3 «現行どおり»	第3条 教育長の給料は、月額 <u>7 2 0 , 0 0 0</u> 円とする。	2～3 «省略»
第4条～第5条 «現行どおり»		第4条～第5条 «省略»	

(草津市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 草津市常勤監査委員の給与等に関する条例（昭和40年草津市条例第11号）の一部を次の表のよう改する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (給与の額)	第1条～第2条 《省略》 (給与の額)
第3条 監査委員の給料は、月額 <u>539,000円</u> とし、就任の当日分より退職、失職または死亡の当日分までこれを支給する。	第3条 監査委員の給料は、月額 <u>527,000円</u> とし、就任の当日分より退職、失職または死亡の当日分までこれを支給する。
2～3 《現行どおり》	2～3 《省略》
第4条～第5条 《現行どおり》	第4条～第5条 《省略》

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 16 号

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 27 日

草津市長 橋 川 渉

草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(草津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第5条 《現行どおり》 (初任給、昇格、昇給等の基準)	第1条～第5条 《省略》 (初任給、昇格、昇給等の基準)
第6条 《現行どおり》	第6条 《省略》
2～3 《現行どおり》	2～3 《省略》
4 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。	4 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給 <u>（一般行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）</u> とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
5～9 《現行どおり》	5～9 《省略》
第6条の2～第12条 《現行どおり》 (扶養手当)	第6条の2～第12条 《省略》 (扶養手当)
第13条 《現行どおり》	第13条 《省略》
2 《現行どおり》 《改正前を削る》	2 《省略》 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2)～(6) 《省略》
(1)～(5) 《現行どおり》	3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき <u>13,000円</u> 、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき <u>6,500円</u> 、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき <u>10,000円</u> とする。
4 《現行どおり》	4 《省略》
第14条 《現行どおり》 (地域手当)	第14条 《省略》 (地域手当)
第14条の2 《現行どおり》	第14条の2 《省略》
2 地域手当の月額は、給料、管理職手当お	2 地域手当の月額は、給料、管理職手当お

改正後	改正前
<p>より扶養手当の月額の合計額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。ただし、東京都特別区の区域内に勤務する職員は、100分の20とする。</p> <p>第14条の3 《現行どおり》 (通勤手当)</p> <p>第15条 《現行どおり》</p> <p>(1) 通勤のため交通機関または有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃または料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)～(3) 《現行どおり》</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項および第5項において「運賃等相当額」という。)</p>	<p>より扶養手当の月額の合計額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額とする。ただし、東京都特別区の区域内に勤務する職員は、100分の20とする。</p> <p>第14条の3 《省略》 (通勤手当)</p> <p>第15条 《省略》</p> <p>(1) 通勤のため交通機関または有料の道路(以下この項および次項において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃または料金(以下この項および次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)～(3) 《省略》</p> <p>2 《省略》</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号および第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 《省略》</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車または自転車等の使</p>

改正後	改正前
用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額または前号に定める額	用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額または前号に定める額 《改正後に新設》
<p><u>3</u> 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項および第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号および次項において同じ。）を負担することを常例とするもの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</p>	
4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上	《改正後に新設》

改正後	改正前
<p>必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p><u>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>6～9 《現行どおり》</u> (単身赴任手当)</p> <p>第15条の2 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 《現行どおり》</p> <p><u>3 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める</u></p>	<p>《改正後に新設》</p> <p><u>3～6 《省略》</u> (単身赴任手当)</p> <p>第15条の2 公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 《省略》</p> <p>《改正後に新設》</p>

改正後	改正前
<p>職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第16条～第20条 《現行どおり》 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第20条の2 《現行どおり》</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3～4 《現行どおり》</p> <p>第21条～第23条 《現行どおり》 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第23条の2 第6条第1項から第8項まで <u>および第12条から第14条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>2 《現行どおり》</p> <p>第24条～第32条 《現行どおり》</p> <p>別表第1 (第3条第1号関係) (別添1－1のとおり)</p> <p>別表第2 (第3条第2号関係) (別添2－1のとおり)</p> <p>別表第3 (第3条第3号関係) (別添3－1のとおり)</p> <p>別表第4 (第3条第4号関係) (別添4－1のとおり)</p> <p>別表第5～別表第6 《現行どおり》</p>	<p>3 <u>前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第16条～第20条 《省略》 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第20条の2 《省略》</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3～4 《省略》</p> <p>第21条～第23条 《省略》 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第23条の2 第6条第1項から第8項まで <u>第12条から第14条まで、第14条</u> <u>および第14条の3</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 《省略》</p> <p>第24条～第32条 《省略》</p> <p>別表第1 (第3条第1号関係) (別添1－2のとおり)</p> <p>別表第2 (第3条第2号関係) (別添2－2のとおり)</p> <p>別表第3 (第3条第3号関係) (別添3－2のとおり)</p> <p>別表第4 (第3条第4号関係) (別添4－2のとおり)</p> <p>別表第5～別表第6 《省略》</p>

(草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第6条 《現行どおり》 (特定任期付職員の給与に関する特例)	第1条～第6条 《省略》 (特定任期付職員の給与に関する特例)
第7条 《現行どおり》	第7条 《省略》
2～3 《現行どおり》 《改正前を削る》	2～3 《省略》

改正後	改正前
<p>4 第2項の規定による号給の決定および前項の規定による<u>給料月額の決定</u>は、予算の範囲内で行われなければならない。</p> <p>5 《現行どおり》 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号。以下「給与条例」という。）第3条から第6条第8項まで、第7条、第11条から第14条まで<u>および第14条の3</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、<u>給与条例第22条第2項第1号</u>中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>3 《現行どおり》 (委任)</p> <p>第9条 第7条第2項に規定するものほか、第2条各項の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準ならびに同条第2項、第3条および第4条の規定により採用された職員に対する職務の級および給料月額に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定および前項の規定による<u>特定任期付職員業績手当の支給</u>は、予算の範囲内で行われなければならない。</p> <p>6 《省略》 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 草津市職員の給与に関する条例（昭和40年草津市条例第27号。以下「給与条例」という。）第3条から第6条第8項まで、第7条、第11条から第14条まで<u>および第14条の3</u><u>および第22条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項、第21条第2項および第23条の2第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草津市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第2項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、給与条例第23条の2第2項中「職員」とあるのは「管理職員等」とする。</p> <p>3 《省略》 (委任)</p> <p>第9条 第7条第2項<u>および第4項</u>に規定するものほか、第2条各項の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準ならびに同条第2項、第3条および第4条の規定により採用された職員に対する職務の級および給料月額に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

（草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第3条 草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年草津市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 (給与の種類)	第1条 《省略》 (給与の種類)
第2条 《現行どおり》 2 《現行どおり》	第2条 《省略》 2 《省略》
3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、 <u>単身赴任手当</u> 、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）および退職手当とする。	3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、 <u>特定任期付職員業績手当</u> 、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）および退職手当とする。
第3条～第5条 《現行どおり》 (扶養手当)	第3条～第5条 《省略》 (扶養手当)
第6条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 《改正前を削る》	第6条 《省略》 2 《省略》
(1)～(4) 《現行どおり》	(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） (2)～(5) 《省略》
第6条の2～第7条 《現行どおり》 (<u>単身赴任手当</u>)	第6条の2～第7条 《省略》 《改正後に新設》
<u>第7条の2</u> 単身赴任手当は、新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。	
第8条～第12条 《現行どおり》 (管理職員特別勤務手当)	第8条～第12条 《省略》 (管理職員特別勤務手当)
第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条第1項の規定に基づく市長が指定する職にある職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草	第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条第1項の規定に基づく市長が指定する職にある職員および草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年草

改正後	改正前
<p>津市条例第2号) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)が臨時または緊急の必要その他の企業の運営の必要により週休日または祝日法による休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p><u>2</u> 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>第13条～第14条 《現行どおり》</p> <p>《改正前を削る》</p> <p><u>第14条の2</u> 《現行どおり》</p> <p>第15条～第19条の2 《現行どおり》 (会計年度任用職員についての適用除外等)</p> <p>第20条 第4条から第6条まで、第6条の3、第12条、第12条の2および第14条の2の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p><u>2</u> 《現行どおり》 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条、第6条および第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項、第22条の5第1項または第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p><u>2</u> 第5条、第6条、第6条の3および第15条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項または草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p><u>3</u> 第4条から第6条までおよび第6条の3</p>	<p>津市条例第2号) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)が臨時または緊急の必要その他の企業の運営の必要により週休日または祝日法による休日等もしくはこれらに準ずるものとして市長が定める日に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>第13条～第14条 《省略》 (特定任期付職員業績手当)</p> <p><u>第14条の2</u> 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。</p> <p><u>第14条の3</u> 《省略》</p> <p>第15条～第19条の2 《省略》 (会計年度任用職員についての適用除外等)</p> <p>第20条 第4条から第6条まで、第6条の3、第12条、第12条の2および第14条の2から<u>第14条の3までの</u>規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p><u>2</u> 《省略》 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条、第6条、<u>第6条の3</u>および第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項もしくは第2項、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項または草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>《改正後に新設》</p> <p><u>2</u> 第4条から第6条まで、<u>第6条の3およ</u></p>

改正後	改正前
の規定は、特定任期付職員には適用しない。 第22条 《現行どおり》	<u>び第14条</u> の規定は、特定任期付職員には適用しない。 第22条 《省略》

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において草津市職員の給与に関する条例別表第1から第4までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表第1から第4までに掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級および同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員および市長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の草津市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第13条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害を有する者」とあるのは

「(5) 心身に著しい障害を有する者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、

同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

5 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 心身に著しい障害を有する者」とあるのは

「(4) 心身に著しい障害を有する者

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

6 切替日から令和8年3月31日までの間における新給与条例第14条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の8」とあるのは「100分の9」とする。

(通勤手当および単身赴任手当に関する経過措置)

7 新給与条例第15条第4項および第15条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

9 草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年草津市条例第27号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第14条 《現行どおり》	第1条～第14条 《省略》
付 則	付 則
第1条～第14条 《現行どおり》	第1条～第14条 《省略》
第15条 《現行どおり》	第15条 《省略》
2～6 《現行どおり》	2～6 《省略》
7 新給与条例第6条第1項から第8項まで、第12条、第13条 <u>および第14条</u> の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	7 新給与条例第6条第1項から第8項まで、第12条、第13条、 <u>第14条および第14条の3</u> の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
8 《現行どおり》	8 《省略》
第16条～第19条 《現行どおり》	第16条～第19条 《省略》

付則別表第1（付則第2項関係）

一般行政職給料表

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1

6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35

52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				

98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

付則別表第2（付則第2項関係）

教育職給料表

旧号給	新号給	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	2
10	1	3
11	1	4
12	1	5
13	1	6
14	2	7
15	3	8
16	4	9
17	5	10
18	6	11
19	7	12
20	8	13
21	9	14
22	10	15
23	11	16
24	12	17
25	13	18

26	14	19
27	15	20
28	16	21
29	17	
30	18	
31	19	
32	20	
33	21	
34	22	
35	23	
36	24	
37	25	
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	
46	34	
47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	

72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	

付則別表第3（付則第2項関係）

ア 医療職給料表（1）

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19

32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	
67	63	63	59	
68	64	64	60	
69	65	65	61	
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	

78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		
87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

イ 医療職給料表（2）

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1

8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41

54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		

100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

付則別表第4（付則第2項関係）

幼児教育職給料表

旧号給	新号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	2	1
13	9	9	5	3	1
14	10	10	6	4	2
15	11	11	7	5	3

16	12	12	8	6	4
17	13	13	9	7	5
18	14	14	10	8	6
19	15	15	11	9	7
20	16	16	12	10	8
21	17	17	13	11	9
22	18	18	14	12	10
23	19	19	15	13	11
24	20	20	16	14	12
25	21	21	17	15	13
26	22	22	18	16	14
27	23	23	19	17	15
28	24	24	20	18	16
29	25	25	21	19	17
30	26	26	22	20	18
31	27	27	23	21	19
32	28	28	24	22	20
33	29	29	25	23	21
34	30	30	26	24	22
35	31	31	27	25	23
36	32	32	28	26	24
37	33	33	29	27	25
38	34	34	30	28	26
39	35	35	31	29	27
40	36	36	32	30	28
41	37	37	33	31	29
42	38	38	34	32	30
43	39	39	35	33	31
44	40	40	36	34	32
45	41	41	37	35	33
46	42	42	38	36	34
47	43	43	39	37	35
48	44	44	40	38	36
49	45	45	41	39	37
50	46	46	42	40	38
51	47	47	43	41	39
52	48	48	44	42	40
53	49	49	45	43	41
54	50	50	46	44	42
55	51	51	47	45	43
56	52	52	48	46	44
57	53	53	49	47	45
58	54	54	50	48	46
59	55	55	51	49	47
60	56	56	52	50	48
61	57	57	53	51	49

62	58	58	54	52	50
63	59	59	55	53	51
64	60	60	56	54	52
65	61	61	57	55	53
66	62	62	58	56	54
67	63	63	59	57	55
68	64	64	60	58	56
69	65	65	61	59	57
70	66	66	62	60	58
71	67	67	63	61	59
72	68	68	64	62	60
73	69	69	65	63	61
74	70	70	66	64	62
75	71	71	67	65	63
76	72	72	68	66	64
77	73	73	69	67	65
78	74	74	70	68	66
79	75	75	71	69	67
80	76	76	72	70	68
81	77	77	73	71	69
82	78	78	74	72	70
83	79	79	75	73	71
84	80	80	76	74	72
85	81	81	77	75	73
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				

108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				

改正後

別添1－1

別表第1（第3条第1号関係）

一般行政職給料表

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額						
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600

改正前

別添1-2

別表第1 (第3条第1号関係)

一般行政職給料表

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額						
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700

改正後

42	239, 100	273, 800	<u>313, 000</u>	<u>360, 800</u>	<u>379, 500</u>	<u>407, 500</u>	<u>450, 000</u>
43	239, 900	274, 600	<u>314, 300</u>	<u>361, 800</u>	<u>380, 300</u>	<u>407, 800</u>	<u>450, 300</u>
44	240, 700	275, 300	<u>315, 400</u>	<u>362, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>408, 100</u>	<u>450, 600</u>
45	241, 400	276, 000	<u>316, 300</u>	<u>363, 700</u>	<u>381, 700</u>	<u>408, 400</u>	<u>450, 900</u>
46	242, 000	276, 700	<u>317, 600</u>	<u>364, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>408, 700</u>	
47	242, 600	277, 400	<u>318, 900</u>	<u>365, 700</u>	<u>383, 100</u>	<u>409, 000</u>	
48	243, 200	278, 100	<u>320, 200</u>	<u>366, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>409, 300</u>	
49	243, 800	278, 800	<u>321, 400</u>	<u>367, 600</u>	<u>384, 300</u>	<u>409, 500</u>	
50	244, 400	279, 500	<u>322, 700</u>	<u>368, 300</u>	<u>384, 900</u>	<u>409, 800</u>	
51	245, 000	280, 200	<u>323, 900</u>	<u>369, 000</u>	<u>385, 500</u>	<u>410, 100</u>	
52	245, 500	280, 900	<u>325, 100</u>	<u>369, 600</u>	<u>386, 200</u>	<u>410, 400</u>	
53	246, 000	281, 500	<u>326, 400</u>	<u>370, 000</u>	<u>386, 600</u>	<u>410, 600</u>	
54	246, 400	282, 200	<u>327, 500</u>	<u>370, 600</u>	<u>387, 200</u>	<u>410, 900</u>	
55	246, 700	282, 800	<u>328, 600</u>	<u>371, 300</u>	<u>387, 800</u>	<u>411, 200</u>	
56	247, 000	283, 500	<u>329, 700</u>	<u>372, 000</u>	<u>388, 300</u>	<u>411, 500</u>	
57	247, 300	284, 100	<u>330, 400</u>	<u>372, 300</u>	<u>388, 700</u>	<u>411, 700</u>	
58	247, 600	284, 800	<u>331, 300</u>	<u>373, 000</u>	<u>389, 300</u>	<u>412, 000</u>	
59	247, 900	285, 400	<u>332, 000</u>	<u>373, 700</u>	<u>389, 900</u>	<u>412, 300</u>	
60	248, 200	286, 100	<u>332, 800</u>	<u>374, 300</u>	<u>390, 400</u>	<u>412, 500</u>	
61	248, 500	286, 700	<u>333, 600</u>	<u>374, 600</u>	<u>390, 800</u>	<u>412, 700</u>	
62	248, 800	287, 400	<u>334, 000</u>	<u>375, 100</u>	<u>391, 300</u>	<u>413, 000</u>	
63	249, 100	288, 000	<u>334, 600</u>	<u>375, 700</u>	<u>391, 800</u>	<u>413, 300</u>	
64	249, 400	288, 500	<u>335, 300</u>	<u>376, 300</u>	<u>392, 400</u>	<u>413, 500</u>	
65	249, 700	289, 000	<u>336, 100</u>	<u>376, 600</u>	<u>392, 700</u>	<u>413, 700</u>	
66	250, 000	289, 600	<u>336, 800</u>	<u>377, 200</u>	<u>393, 100</u>	<u>414, 000</u>	
67	250, 300	290, 100	<u>337, 500</u>	<u>377, 900</u>	<u>393, 500</u>	<u>414, 300</u>	
68	250, 600	290, 700	<u>338, 100</u>	<u>378, 500</u>	<u>393, 900</u>	<u>414, 500</u>	
69	250, 900	291, 200	<u>338, 600</u>	<u>378, 900</u>	<u>394, 200</u>	<u>414, 700</u>	
70	251, 200	291, 700	<u>339, 200</u>	<u>379, 400</u>	<u>394, 500</u>	<u>415, 000</u>	
71	251, 500	292, 300	<u>339, 700</u>	<u>380, 000</u>	<u>394, 800</u>	<u>415, 300</u>	
72	251, 800	292, 900	<u>340, 300</u>	<u>380, 500</u>	<u>395, 000</u>	<u>415, 500</u>	
73	252, 100	293, 400	<u>340, 600</u>	<u>381, 000</u>	<u>395, 200</u>	<u>415, 700</u>	
74	252, 400	293, 900	<u>341, 100</u>	<u>381, 600</u>	<u>395, 500</u>		
75	252, 700	294, 300	<u>341, 500</u>	<u>382, 100</u>	<u>395, 800</u>		
76	253, 000	294, 600	<u>341, 900</u>	<u>382, 400</u>	<u>396, 000</u>		
77	253, 300	294, 800	<u>342, 300</u>	<u>382, 800</u>	<u>396, 200</u>		
78	253, 600	295, 100	<u>342, 800</u>	<u>383, 300</u>	<u>396, 500</u>		
79	253, 900	295, 300	<u>343, 300</u>	<u>383, 700</u>	<u>396, 800</u>		
80	254, 200	295, 600	<u>343, 800</u>	<u>384, 100</u>	<u>397, 000</u>		
81	254, 500	295, 800	<u>344, 100</u>	<u>384, 500</u>	<u>397, 200</u>		
82	254, 800	296, 000	<u>344, 500</u>	<u>385, 000</u>	<u>397, 500</u>		
83	255, 100	296, 300	<u>344, 900</u>	<u>385, 400</u>	<u>397, 800</u>		
84	255, 400	296, 500	<u>345, 300</u>	<u>385, 800</u>	<u>398, 000</u>		
85	255, 700	296, 800	<u>345, 600</u>	<u>386, 100</u>	<u>398, 200</u>		
86	256, 000	297, 100	<u>346, 000</u>				
87	256, 300	297, 400	<u>346, 400</u>				
88	256, 600	297, 700	<u>346, 800</u>				
89	256, 900	298, 000	<u>347, 000</u>				

改正前

42	239, 100	273, 800	<u>307, 800</u>	<u>349, 200</u>	<u>372, 400</u>	<u>399, 800</u>	<u>442, 300</u>
43	239, 900	274, 600	<u>309, 100</u>	<u>351, 000</u>	<u>373, 400</u>	<u>400, 900</u>	<u>442, 900</u>
44	240, 700	275, 300	<u>310, 400</u>	<u>352, 800</u>	<u>374, 500</u>	<u>402, 000</u>	<u>443, 500</u>
45	241, 400	276, 000	<u>311, 700</u>	<u>354, 300</u>	<u>375, 300</u>	<u>402, 700</u>	<u>444, 200</u>
46	242, 000	276, 700	<u>313, 000</u>	<u>355, 700</u>	<u>376, 200</u>	<u>403, 400</u>	<u>445, 000</u>
47	242, 600	277, 400	<u>314, 300</u>	<u>357, 100</u>	<u>377, 100</u>	<u>404, 100</u>	<u>445, 400</u>
48	243, 200	278, 100	<u>315, 400</u>	<u>358, 500</u>	<u>377, 900</u>	<u>404, 800</u>	<u>446, 100</u>
49	243, 800	278, 800	<u>316, 300</u>	<u>360, 000</u>	<u>378, 700</u>	<u>405, 400</u>	<u>446, 600</u>
50	244, 400	279, 500	<u>317, 600</u>	<u>360, 800</u>	<u>379, 500</u>	<u>406, 000</u>	<u>447, 000</u>
51	245, 000	280, 200	<u>318, 900</u>	<u>361, 800</u>	<u>380, 300</u>	<u>406, 500</u>	<u>447, 400</u>
52	245, 500	280, 900	<u>320, 200</u>	<u>362, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>406, 900</u>	<u>447, 800</u>
53	246, 000	281, 500	<u>321, 400</u>	<u>363, 700</u>	<u>381, 700</u>	<u>407, 300</u>	<u>448, 200</u>
54	246, 400	282, 200	<u>322, 700</u>	<u>364, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>407, 500</u>	<u>448, 600</u>
55	246, 700	282, 800	<u>323, 900</u>	<u>365, 700</u>	<u>383, 100</u>	<u>407, 800</u>	<u>449, 000</u>
56	247, 000	283, 500	<u>325, 100</u>	<u>366, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>408, 100</u>	<u>449, 300</u>
57	247, 300	284, 100	<u>326, 400</u>	<u>367, 600</u>	<u>384, 300</u>	<u>408, 400</u>	<u>449, 600</u>
58	247, 600	284, 800	<u>327, 500</u>	<u>368, 300</u>	<u>384, 900</u>	<u>408, 700</u>	<u>450, 000</u>
59	247, 900	285, 400	<u>328, 600</u>	<u>369, 000</u>	<u>385, 500</u>	<u>409, 000</u>	<u>450, 300</u>
60	248, 200	286, 100	<u>329, 700</u>	<u>369, 600</u>	<u>386, 200</u>	<u>409, 300</u>	<u>450, 600</u>
61	248, 500	286, 700	<u>330, 400</u>	<u>370, 000</u>	<u>386, 600</u>	<u>409, 500</u>	<u>450, 900</u>
62	248, 800	287, 400	<u>331, 300</u>	<u>370, 600</u>	<u>387, 200</u>	<u>409, 800</u>	
63	249, 100	288, 000	<u>332, 000</u>	<u>371, 300</u>	<u>387, 800</u>	<u>410, 100</u>	
64	249, 400	288, 500	<u>332, 800</u>	<u>372, 000</u>	<u>388, 300</u>	<u>410, 400</u>	
65	249, 700	289, 000	<u>333, 600</u>	<u>372, 300</u>	<u>388, 700</u>	<u>410, 600</u>	
66	250, 000	289, 600	<u>334, 000</u>	<u>373, 000</u>	<u>389, 300</u>	<u>410, 900</u>	
67	250, 300	290, 100	<u>334, 600</u>	<u>373, 700</u>	<u>389, 900</u>	<u>411, 200</u>	
68	250, 600	290, 700	<u>335, 300</u>	<u>374, 300</u>	<u>390, 400</u>	<u>411, 500</u>	
69	250, 900	291, 200	<u>336, 100</u>	<u>374, 600</u>	<u>390, 800</u>	<u>411, 700</u>	
70	251, 200	291, 700	<u>336, 800</u>	<u>375, 100</u>	<u>391, 300</u>	<u>412, 000</u>	
71	251, 500	292, 300	<u>337, 500</u>	<u>375, 700</u>	<u>391, 800</u>	<u>412, 300</u>	
72	251, 800	292, 900	<u>338, 100</u>	<u>376, 300</u>	<u>392, 400</u>	<u>412, 500</u>	
73	252, 100	293, 400	<u>338, 600</u>	<u>376, 600</u>	<u>392, 700</u>	<u>412, 700</u>	
74	252, 400	293, 900	<u>339, 200</u>	<u>377, 200</u>	<u>393, 100</u>	<u>413, 000</u>	
75	252, 700	294, 300	<u>339, 700</u>	<u>377, 900</u>	<u>393, 500</u>	<u>413, 300</u>	
76	253, 000	294, 600	<u>340, 300</u>	<u>378, 500</u>	<u>393, 900</u>	<u>413, 500</u>	
77	253, 300	294, 800	<u>340, 600</u>	<u>378, 900</u>	<u>394, 200</u>	<u>413, 700</u>	
78	253, 600	295, 100	<u>341, 100</u>	<u>379, 400</u>	<u>394, 500</u>	<u>414, 000</u>	
79	253, 900	295, 300	<u>341, 500</u>	<u>380, 000</u>	<u>394, 800</u>	<u>414, 300</u>	
80	254, 200	295, 600	<u>341, 900</u>	<u>380, 500</u>	<u>395, 000</u>	<u>414, 500</u>	
81	254, 500	295, 800	<u>342, 300</u>	<u>381, 000</u>	<u>395, 200</u>	<u>414, 700</u>	
82	254, 800	296, 000	<u>342, 800</u>	<u>381, 600</u>	<u>395, 500</u>	<u>415, 000</u>	
83	255, 100	296, 300	<u>343, 300</u>	<u>382, 100</u>	<u>395, 800</u>	<u>415, 300</u>	
84	255, 400	296, 500	<u>343, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>396, 000</u>	<u>415, 500</u>	
85	255, 700	296, 800	<u>344, 100</u>	<u>382, 800</u>	<u>396, 200</u>	<u>415, 700</u>	
86	256, 000	297, 100	<u>344, 500</u>	<u>383, 300</u>	<u>396, 500</u>		
87	256, 300	297, 400	<u>344, 900</u>	<u>383, 700</u>	<u>396, 800</u>		
88	256, 600	297, 700	<u>345, 300</u>	<u>384, 100</u>	<u>397, 000</u>		
89	256, 900	298, 000	<u>345, 600</u>	<u>384, 500</u>	<u>397, 200</u>		

改正後

90	257, 200	298, 300	<u>347, 400</u>				
91	257, 500	298, 600	<u>347, 800</u>				
92	257, 800	299, 000	<u>348, 200</u>				
93	258, 100	299, 200	<u>348, 400</u>				
94		299, 400	<u>348, 800</u>				
95		299, 700	<u>349, 200</u>				
96		300, 100	<u>349, 500</u>				
97		300, 300	<u>349, 800</u>				
98		300, 600	<u>350, 200</u>				
99		301, 000	<u>350, 600</u>				
100		301, 400	<u>351, 000</u>				
101		301, 600	<u>351, 500</u>				
102		301, 900	<u>351, 900</u>				
103		302, 200	<u>352, 300</u>				
104		302, 500	<u>352, 700</u>				
105		302, 700	<u>353, 200</u>				
106		303, 000	<u>353, 600</u>				
107		303, 300	<u>353, 900</u>				
108		303, 600	<u>354, 200</u>				
109		303, 800	<u>354, 700</u>				
110		304, 200					
111		304, 600					
112		304, 900					
113		305, 100					
114		305, 300					
115		305, 600					
116		306, 000					
117		306, 200					
118		306, 400					
119		306, 700					
120		307, 000					
121		307, 400					
122		307, 600					
123		307, 900					
124		308, 200					
125		308, 500					

備考

1～2 『現行どおり』

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
基準給料 月額	『現行どおり』						

改正前

90	257, 200	298, 300	<u>346, 000</u>	<u>385, 000</u>	<u>397, 500</u>		
91	257, 500	298, 600	<u>346, 400</u>	<u>385, 400</u>	<u>397, 800</u>		
92	257, 800	299, 000	<u>346, 800</u>	<u>385, 800</u>	<u>398, 000</u>		
93	258, 100	299, 200	<u>347, 000</u>	<u>386, 100</u>	<u>398, 200</u>		
94		299, 400	<u>347, 400</u>				
95		299, 700	<u>347, 800</u>				
96		300, 100	<u>348, 200</u>				
97		300, 300	<u>348, 400</u>				
98		300, 600	<u>348, 800</u>				
99		301, 000	<u>349, 200</u>				
100		301, 400	<u>349, 500</u>				
101		301, 600	<u>349, 800</u>				
102		301, 900	<u>350, 200</u>				
103		302, 200	<u>350, 600</u>				
104		302, 500	<u>351, 000</u>				
105		302, 700	<u>351, 500</u>				
106		303, 000	<u>351, 900</u>				
107		303, 300	<u>352, 300</u>				
108		303, 600	<u>352, 700</u>				
109		303, 800	<u>353, 200</u>				
110		304, 200	<u>353, 600</u>				
111		304, 600	<u>353, 900</u>				
112		304, 900	<u>354, 200</u>				
113		305, 100	<u>354, 700</u>				
114		305, 300					
115		305, 600					
116		306, 000					
117		306, 200					
118		306, 400					
119		306, 700					
120		307, 000					
121		307, 400					
122		307, 600					
123		307, 900					
124		308, 200					
125		308, 500					

備考

1～2 《省略》

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
基準給料 月額	《省略》						

改正後

別添2-1

別表第2 (第3条第2号関係)

教 育 職 給 料 表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	199,900	220,700	<u>356,200</u>	<u>435,700</u>
2	202,200	223,100	<u>357,700</u>	<u>437,000</u>
3	204,500	225,500	<u>359,200</u>	<u>438,200</u>
4	206,700	227,900	<u>360,700</u>	<u>439,500</u>
5	208,900	230,300	<u>362,100</u>	<u>440,600</u>
6	211,200	232,700	<u>363,500</u>	<u>441,700</u>
7	213,400	235,100	<u>364,900</u>	<u>442,900</u>
8	215,600	237,500	<u>366,300</u>	<u>444,100</u>
9	217,800	239,900	<u>367,700</u>	<u>445,400</u>
10	220,000	241,500	<u>369,000</u>	<u>446,600</u>
11	222,200	243,100	<u>370,300</u>	<u>447,600</u>
12	224,400	244,700	<u>371,600</u>	<u>448,700</u>
13	226,600	246,300	<u>372,800</u>	<u>449,900</u>
14	228,700	247,800	<u>374,100</u>	<u>450,700</u>
15	230,800	249,200	<u>375,300</u>	<u>451,500</u>
16	232,900	250,600	<u>376,500</u>	<u>452,400</u>
17	235,000	252,000	<u>377,700</u>	<u>453,300</u>
18	236,800	253,200	<u>378,900</u>	<u>453,800</u>
19	238,500	254,400	<u>380,100</u>	<u>454,300</u>
20	240,200	255,600	<u>381,200</u>	<u>454,800</u>
21	241,900	257,000	<u>382,300</u>	<u>455,300</u>
22	243,200	258,200	<u>383,500</u>	
23	244,500	259,500	<u>384,700</u>	
24	245,800	260,800	<u>385,800</u>	
25	247,000	262,100	<u>386,900</u>	
26	248,100	264,000	<u>388,100</u>	
27	249,200	265,800	<u>389,300</u>	
28	250,300	267,600	<u>390,400</u>	
29	251,500	269,300	<u>391,500</u>	
30	252,800	271,500	<u>392,700</u>	
31	254,000	273,700	<u>393,900</u>	
32	255,200	275,900	<u>395,000</u>	
33	256,300	278,100	<u>396,100</u>	
34	257,500	280,300	<u>397,300</u>	
35	258,700	282,500	<u>398,500</u>	
36	259,900	284,600	<u>399,700</u>	
37	261,100	286,600	<u>400,900</u>	
38	262,300	288,500	<u>402,200</u>	
39	263,500	290,400	<u>403,400</u>	

改正前

別添2-2

別表第2 (第3条第2号関係)

教 育 職 給 料 表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	199,900	220,700	<u>323,900</u>	<u>413,600</u>
2	202,200	223,100	<u>326,000</u>	<u>415,100</u>
3	204,500	225,500	<u>328,100</u>	<u>416,600</u>
4	206,700	227,900	<u>330,200</u>	<u>418,000</u>
5	208,900	230,300	<u>332,200</u>	<u>419,300</u>
6	211,200	232,700	<u>334,300</u>	<u>420,700</u>
7	213,400	235,100	<u>336,400</u>	<u>422,100</u>
8	215,600	237,500	<u>338,500</u>	<u>423,500</u>
9	217,800	239,900	<u>340,500</u>	<u>424,900</u>
10	220,000	241,500	<u>342,600</u>	<u>426,300</u>
11	222,200	243,100	<u>344,700</u>	<u>427,700</u>
12	224,400	244,700	<u>346,700</u>	<u>429,000</u>
13	226,600	246,300	<u>348,700</u>	<u>430,300</u>
14	228,700	247,800	<u>350,200</u>	<u>431,700</u>
15	230,800	249,200	<u>351,700</u>	<u>433,100</u>
16	232,900	250,600	<u>353,200</u>	<u>434,500</u>
17	235,000	252,000	<u>354,600</u>	<u>435,700</u>
18	236,800	253,200	<u>356,000</u>	<u>437,000</u>
19	238,500	254,400	<u>357,400</u>	<u>438,200</u>
20	240,200	255,600	<u>358,800</u>	<u>439,500</u>
21	241,900	257,000	<u>360,200</u>	<u>440,600</u>
22	243,200	258,200	<u>361,500</u>	<u>441,700</u>
23	244,500	259,500	<u>362,800</u>	<u>442,900</u>
24	245,800	260,800	<u>364,100</u>	<u>444,100</u>
25	247,000	262,100	<u>365,300</u>	<u>445,400</u>
26	248,100	264,000	<u>366,600</u>	<u>446,600</u>
27	249,200	265,800	<u>367,800</u>	<u>447,600</u>
28	250,300	267,600	<u>369,000</u>	<u>448,700</u>
29	251,500	269,300	<u>370,200</u>	<u>449,900</u>
30	252,800	271,500	<u>371,400</u>	<u>450,700</u>
31	254,000	273,700	<u>372,600</u>	<u>451,500</u>
32	255,200	275,900	<u>373,700</u>	<u>452,400</u>
33	256,300	278,100	<u>374,800</u>	<u>453,300</u>
34	257,500	280,300	<u>376,000</u>	<u>453,800</u>
35	258,700	282,500	<u>377,200</u>	<u>454,300</u>
36	259,900	284,600	<u>378,300</u>	<u>454,800</u>
37	261,100	286,600	<u>379,400</u>	<u>455,300</u>
38	262,300	288,500	<u>380,600</u>	
39	263,500	290,400	<u>381,800</u>	

改正後

40	264, 700	292, 200	<u>404, 600</u>	
41	265, 900	294, 000	<u>405, 800</u>	
42	267, 000	295, 900	<u>407, 100</u>	
43	268, 100	297, 700	<u>408, 100</u>	
44	269, 200	299, 400	<u>409, 200</u>	
45	270, 200	301, 100	<u>410, 400</u>	
46	271, 000	302, 900	<u>411, 600</u>	
47	271, 800	304, 600	<u>412, 800</u>	
48	272, 600	306, 200	<u>414, 000</u>	
49	273, 300	307, 800	<u>415, 100</u>	
50	274, 100	309, 500	<u>416, 100</u>	
51	274, 800	311, 300	<u>417, 400</u>	
52	275, 500	313, 000	<u>418, 600</u>	
53	276, 300	314, 300	<u>419, 800</u>	
54	277, 100	316, 200	<u>420, 900</u>	
55	277, 900	318, 000	<u>422, 000</u>	
56	278, 600	319, 700	<u>423, 100</u>	
57	279, 300	321, 400	<u>424, 100</u>	
58	280, 100	323, 300	<u>425, 300</u>	
59	280, 900	325, 000	<u>426, 500</u>	
60	281, 600	326, 700	<u>427, 700</u>	
61	282, 200	328, 400	<u>428, 300</u>	
62	282, 900	330, 200	<u>429, 100</u>	
63	283, 600	332, 000	<u>429, 800</u>	
64	284, 200	333, 700	<u>430, 300</u>	
65	284, 900	335, 400	<u>430, 600</u>	
66	285, 600	336, 700	<u>430, 900</u>	
67	286, 300	338, 000	<u>431, 300</u>	
68	287, 000	339, 300	<u>431, 700</u>	
69	287, 700	340, 800	<u>432, 000</u>	
70	288, 500	342, 300	<u>432, 400</u>	
71	289, 200	343, 800	<u>432, 700</u>	
72	289, 900	345, 300	<u>433, 000</u>	
73	290, 400	346, 700	<u>433, 300</u>	
74	291, 100	348, 200	<u>433, 700</u>	
75	291, 800	349, 700	<u>434, 000</u>	
76	292, 400	351, 200	<u>434, 300</u>	
77	293, 000	352, 600	<u>434, 600</u>	
78	293, 700	354, 100	<u>434, 900</u>	
79	294, 300	355, 600	<u>435, 200</u>	
80	294, 900	357, 100	<u>435, 400</u>	
81	295, 500	358, 500	<u>435, 600</u>	
82	296, 100	359, 800		
83	296, 700	361, 100		
84	297, 300	362, 300		
85	297, 800	363, 500		

改正前

40	264, 700	292, 200	<u>382, 900</u>
41	265, 900	294, 000	<u>384, 000</u>
42	267, 000	295, 900	<u>385, 200</u>
43	268, 100	297, 700	<u>386, 400</u>
44	269, 200	299, 400	<u>387, 500</u>
45	270, 200	301, 100	<u>388, 600</u>
46	271, 000	302, 900	<u>389, 800</u>
47	271, 800	304, 600	<u>391, 000</u>
48	272, 600	306, 200	<u>392, 200</u>
49	273, 300	307, 800	<u>393, 400</u>
50	274, 100	309, 500	<u>394, 700</u>
51	274, 800	311, 300	<u>395, 900</u>
52	275, 500	313, 000	<u>397, 100</u>
53	276, 300	314, 300	<u>398, 300</u>
54	277, 100	316, 200	<u>399, 600</u>
55	277, 900	318, 000	<u>400, 600</u>
56	278, 600	319, 700	<u>401, 700</u>
57	279, 300	321, 400	<u>402, 900</u>
58	280, 100	323, 300	<u>404, 100</u>
59	280, 900	325, 000	<u>405, 300</u>
60	281, 600	326, 700	<u>406, 500</u>
61	282, 200	328, 400	<u>407, 600</u>
62	282, 900	330, 200	<u>408, 600</u>
63	283, 600	332, 000	<u>409, 900</u>
64	284, 200	333, 700	<u>411, 100</u>
65	284, 900	335, 400	<u>412, 300</u>
66	285, 600	336, 700	<u>413, 400</u>
67	286, 300	338, 000	<u>414, 500</u>
68	287, 000	339, 300	<u>415, 600</u>
69	287, 700	340, 800	<u>416, 600</u>
70	288, 500	342, 300	<u>417, 800</u>
71	289, 200	343, 800	<u>419, 000</u>
72	289, 900	345, 300	<u>420, 200</u>
73	290, 400	346, 700	<u>420, 800</u>
74	291, 100	348, 200	<u>421, 600</u>
75	291, 800	349, 700	<u>422, 300</u>
76	292, 400	351, 200	<u>422, 800</u>
77	293, 000	352, 600	<u>423, 100</u>
78	293, 700	354, 100	<u>423, 400</u>
79	294, 300	355, 600	<u>423, 800</u>
80	294, 900	357, 100	<u>424, 200</u>
81	295, 500	358, 500	<u>424, 500</u>
82	296, 100	359, 800	<u>424, 900</u>
83	296, 700	361, 100	<u>425, 200</u>
84	297, 300	362, 300	<u>425, 500</u>
85	297, 800	363, 500	<u>425, 800</u>

改正後

86	298, 300	364, 700		
87	298, 800	365, 900		
88	299, 300	367, 000		
89	299, 700	368, 100		
90	300, 300	369, 200		
91	300, 800	370, 300		
92	301, 300	371, 400		
93	301, 600	372, 500		
94	302, 100	373, 700		
95	302, 600	374, 800		
96	303, 000	375, 900		
97	303, 400	376, 900		
98	303, 900	377, 900		
99	304, 400	378, 800		
100	304, 800	379, 700		
101	305, 200	380, 500		
102	305, 600	381, 500		
103	306, 000	382, 400		
104	306, 300	383, 300		
105	306, 500	384, 100		
106	306, 800	385, 000		
107	307, 100	385, 900		
108	307, 300	386, 800		
109	307, 500	387, 600		
110	307, 700	388, 600		
111	308, 000	389, 500		
112	308, 300	390, 400		
113	308, 500	391, 000		
114	308, 700	391, 900		
115	308, 900	392, 800		
116	309, 200	393, 700		
117	309, 500	394, 500		
118	309, 700	395, 200		
119	310, 000	396, 000		
120	310, 300	396, 800		
121	310, 500	397, 400		
122	310, 700	398, 100		
123	310, 900	398, 800		
124	311, 200	399, 400		
125	311, 500	400, 000		
126		400, 700		
127		401, 200		
128		401, 800		
129		402, 400		
130		403, 000		
131		403, 500		

改正前

86	298, 300	364, 700	<u>426, 200</u>
87	298, 800	365, 900	<u>426, 500</u>
88	299, 300	367, 000	<u>426, 800</u>
89	299, 700	368, 100	<u>427, 100</u>
90	300, 300	369, 200	<u>427, 400</u>
91	300, 800	370, 300	<u>427, 700</u>
92	301, 300	371, 400	<u>427, 900</u>
93	301, 600	372, 500	<u>428, 100</u>
94	302, 100	373, 700	
95	302, 600	374, 800	
96	303, 000	375, 900	
97	303, 400	376, 900	
98	303, 900	377, 900	
99	304, 400	378, 800	
100	304, 800	379, 700	
101	305, 200	380, 500	
102	305, 600	381, 500	
103	306, 000	382, 400	
104	306, 300	383, 300	
105	306, 500	384, 100	
106	306, 800	385, 000	
107	307, 100	385, 900	
108	307, 300	386, 800	
109	307, 500	387, 600	
110	307, 700	388, 600	
111	308, 000	389, 500	
112	308, 300	390, 400	
113	308, 500	391, 000	
114	308, 700	391, 900	
115	308, 900	392, 800	
116	309, 200	393, 700	
117	309, 500	394, 500	
118	309, 700	395, 200	
119	310, 000	396, 000	
120	310, 300	396, 800	
121	310, 500	397, 400	
122	310, 700	398, 100	
123	310, 900	398, 800	
124	311, 200	399, 400	
125	311, 500	400, 000	
126		400, 700	
127		401, 200	
128		401, 800	
129		402, 400	
130		403, 000	
131		403, 500	

改正後

132		404,000		
133		404,300		
134		404,600		
135		404,900		
136		405,200		
137		405,500		
138		405,800		
139		406,100		
140		406,400		
141		406,700		
142		407,000		
143		407,300		
144		407,600		
145		407,800		
146		408,100		
147		408,400		
148		408,600		
149		408,800		
150		409,100		
151		409,400		
152		409,600		
153		409,800		
154		410,100		
155		410,400		
156		410,600		
157		410,800		

備考

1～2 『現行どおり』

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級
基準給料月額	『現行どおり』	『現行どおり』	<u>337,500</u>	『現行どおり』

改正前

132		404,000	
133		404,300	
134		404,600	
135		404,900	
136		405,200	
137		405,500	
138		405,800	
139		406,100	
140		406,400	
141		406,700	
142		407,000	
143		407,300	
144		407,600	
145		407,800	
146		408,100	
147		408,400	
148		408,600	
149		408,800	
150		409,100	
151		409,400	
152		409,600	
153		409,800	
154		410,100	
155		410,400	
156		410,600	
157		410,800	

備考

1～2 『省略』

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級
基準給料月額	『省略』	『省略』	<u>330,000</u>	『省略』

改正後

別添3-1

別表第3（第3条第3号関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	188,600	227,400	<u>263,000</u>	<u>281,800</u>	<u>315,000</u>	<u>360,700</u>
2	190,700	228,700	<u>263,800</u>	<u>282,600</u>	<u>316,400</u>	<u>362,400</u>
3	192,800	230,000	<u>264,600</u>	<u>283,400</u>	<u>317,800</u>	<u>364,000</u>
4	194,900	231,300	<u>265,400</u>	<u>284,100</u>	<u>319,200</u>	<u>365,600</u>
5	196,900	232,500	<u>266,200</u>	<u>284,800</u>	<u>320,600</u>	<u>367,200</u>
6	198,900	233,600	<u>267,000</u>	<u>285,500</u>	<u>322,200</u>	<u>368,800</u>
7	200,900	234,600	<u>267,800</u>	<u>286,200</u>	<u>323,700</u>	<u>370,400</u>
8	202,700	235,600	<u>268,600</u>	<u>287,000</u>	<u>325,200</u>	<u>372,000</u>
9	204,500	236,700	<u>269,400</u>	<u>287,800</u>	<u>326,700</u>	<u>373,600</u>
10	206,400	237,900	<u>270,200</u>	<u>288,600</u>	<u>328,300</u>	<u>375,600</u>
11	208,300	239,200	<u>271,000</u>	<u>289,400</u>	<u>329,800</u>	<u>377,600</u>
12	210,400	240,500	<u>271,800</u>	<u>290,100</u>	<u>331,300</u>	<u>379,600</u>
13	212,100	241,800	<u>272,600</u>	<u>290,800</u>	<u>332,800</u>	<u>381,000</u>
14	214,100	243,100	<u>273,400</u>	<u>291,900</u>	<u>334,400</u>	<u>382,700</u>
15	216,300	244,400	<u>274,200</u>	<u>293,000</u>	<u>335,900</u>	<u>384,400</u>
16	218,400	245,600	<u>275,000</u>	<u>294,200</u>	<u>337,400</u>	<u>386,100</u>
17	220,500	246,800	<u>275,800</u>	<u>295,400</u>	<u>338,900</u>	<u>387,800</u>
18	221,600	248,000	<u>276,600</u>	<u>296,600</u>	<u>340,500</u>	<u>389,300</u>
19	222,700	249,200	<u>277,400</u>	<u>297,800</u>	<u>342,100</u>	<u>390,800</u>
20	223,800	250,400	<u>278,200</u>	<u>299,000</u>	<u>343,600</u>	<u>392,300</u>
21	224,900	251,500	<u>279,000</u>	<u>300,200</u>	<u>344,900</u>	<u>393,600</u>
22	225,800	252,400	<u>279,900</u>	<u>301,400</u>	<u>346,400</u>	<u>394,900</u>
23	226,700	253,200	<u>280,800</u>	<u>302,600</u>	<u>347,900</u>	<u>396,200</u>
24	227,600	254,000	<u>281,600</u>	<u>303,800</u>	<u>349,400</u>	<u>397,300</u>
25	228,500	254,800	<u>282,400</u>	<u>305,000</u>	<u>350,900</u>	<u>398,400</u>
26	229,400	255,600	<u>283,300</u>	<u>306,200</u>	<u>352,400</u>	<u>399,500</u>
27	230,300	256,400	<u>284,200</u>	<u>307,300</u>	<u>353,900</u>	<u>400,600</u>
28	231,200	257,200	<u>285,000</u>	<u>308,500</u>	<u>355,300</u>	<u>401,700</u>
29	232,100	258,000	<u>285,800</u>	<u>309,800</u>	<u>356,700</u>	<u>402,500</u>
30	233,000	258,800	<u>286,900</u>	<u>311,000</u>	<u>358,300</u>	<u>403,300</u>
31	233,900	259,600	<u>287,900</u>	<u>312,200</u>	<u>359,800</u>	<u>404,100</u>
32	234,800	260,400	<u>288,900</u>	<u>313,400</u>	<u>361,300</u>	<u>404,900</u>
33	235,600	261,200	<u>289,900</u>	<u>314,600</u>	<u>362,500</u>	<u>405,300</u>
34	236,400	262,000	<u>291,000</u>	<u>315,700</u>	<u>363,600</u>	<u>405,900</u>
35	237,200	262,700	<u>292,000</u>	<u>316,900</u>	<u>364,800</u>	<u>406,400</u>

改正前

別添3-2

別表第3（第3条第3号関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100
2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800
3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500
4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100
5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700
6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400
7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000
8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600
9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200
10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900
11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600
12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200
13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700
14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400
15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000
16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600
17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200
18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800
19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400
20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000
21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600
22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600
23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600
24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600
25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000
26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700
27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400
28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100
29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800
30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300
31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200

改正後

36	238,000	263,500	<u>293,000</u>	<u>318,100</u>	<u>365,900</u>	<u>406,800</u>
37	238,800	264,400	<u>294,000</u>	<u>319,300</u>	<u>366,900</u>	<u>407,200</u>
38	239,600	265,200	<u>295,000</u>	<u>320,600</u>	<u>367,700</u>	<u>407,400</u>
39	240,400	266,000	<u>296,000</u>	<u>321,900</u>	<u>368,700</u>	<u>407,700</u>
40	241,200	266,800	<u>297,000</u>	<u>323,100</u>	<u>369,800</u>	<u>408,000</u>
41	241,800	267,600	<u>298,000</u>	<u>324,000</u>	<u>370,800</u>	<u>408,300</u>
42	242,400	268,400	<u>299,200</u>	<u>325,200</u>	<u>371,800</u>	<u>408,600</u>
43	243,000	269,200	<u>300,300</u>	<u>326,400</u>	<u>372,800</u>	<u>408,900</u>
44	243,500	270,000	<u>301,400</u>	<u>327,600</u>	<u>373,700</u>	<u>409,200</u>
45	244,000	270,700	<u>302,500</u>	<u>328,700</u>	<u>374,500</u>	<u>409,400</u>
46	244,600	271,500	<u>303,600</u>	<u>329,700</u>	<u>375,300</u>	<u>409,700</u>
47	245,100	272,300	<u>304,700</u>	<u>330,700</u>	<u>376,200</u>	<u>410,000</u>
48	245,500	273,100	<u>305,800</u>	<u>331,600</u>	<u>377,000</u>	<u>410,300</u>
49	245,900	273,800	<u>306,900</u>	<u>332,500</u>	<u>377,500</u>	<u>410,500</u>
50	246,400	274,600	<u>308,000</u>	<u>333,500</u>	<u>378,300</u>	<u>410,800</u>
51	246,900	275,300	<u>309,100</u>	<u>334,500</u>	<u>379,100</u>	<u>411,100</u>
52	247,400	276,000	<u>310,200</u>	<u>335,400</u>	<u>379,900</u>	<u>411,400</u>
53	247,700	276,700	<u>311,200</u>	<u>335,900</u>	<u>380,300</u>	<u>411,600</u>
54	248,000	277,400	<u>312,200</u>	<u>336,800</u>	<u>381,000</u>	
55	248,300	278,100	<u>313,200</u>	<u>337,500</u>	<u>381,700</u>	
56	248,600	278,800	<u>314,200</u>	<u>338,400</u>	<u>382,300</u>	
57	248,900	279,500	<u>315,200</u>	<u>339,100</u>	<u>382,700</u>	
58	249,200	280,200	<u>316,200</u>	<u>339,400</u>	<u>383,200</u>	
59	249,500	280,900	<u>317,200</u>	<u>339,900</u>	<u>383,800</u>	
60	249,800	281,500	<u>318,100</u>	<u>340,500</u>	<u>384,400</u>	
61	250,100	282,100	<u>319,000</u>	<u>341,100</u>	<u>384,800</u>	
62	250,400	282,800	<u>319,800</u>	<u>341,800</u>	<u>385,300</u>	
63	250,700	283,500	<u>320,500</u>	<u>342,500</u>	<u>385,800</u>	
64	251,000	284,100	<u>321,200</u>	<u>343,100</u>	<u>386,300</u>	
65	251,300	284,700	<u>321,800</u>	<u>343,800</u>	<u>386,900</u>	
66	251,600	285,400	<u>322,500</u>	<u>344,300</u>	<u>387,400</u>	
67	251,900	286,100	<u>323,100</u>	<u>344,900</u>	<u>388,000</u>	
68	252,200	286,700	<u>323,700</u>	<u>345,500</u>	<u>388,600</u>	
69	252,500	287,300	<u>324,300</u>	<u>345,800</u>	<u>389,100</u>	
70	252,800	288,000	<u>324,500</u>	<u>346,400</u>	<u>389,600</u>	
71	253,100	288,700	<u>325,000</u>	<u>346,900</u>	<u>390,100</u>	
72	253,300	289,300	<u>325,500</u>	<u>347,400</u>	<u>390,600</u>	
73	253,500	289,900	<u>326,100</u>	<u>347,900</u>	<u>390,900</u>	
74	253,800	290,400	<u>326,600</u>	<u>348,400</u>	<u>391,400</u>	
75	254,100	290,800	<u>327,100</u>	<u>348,900</u>	<u>391,800</u>	
76	254,300	291,200	<u>327,500</u>	<u>349,300</u>	<u>392,200</u>	
77	254,500	291,600	<u>328,100</u>	<u>349,600</u>	<u>392,600</u>	

改正前

36	238,000	263,500	<u>288,900</u>	<u>313,400</u>	<u>355,300</u>	<u>397,300</u>
37	238,800	264,400	<u>289,900</u>	<u>314,600</u>	<u>356,700</u>	<u>398,400</u>
38	239,600	265,200	<u>291,000</u>	<u>315,700</u>	<u>358,300</u>	<u>399,500</u>
39	240,400	266,000	<u>292,000</u>	<u>316,900</u>	<u>359,800</u>	<u>400,600</u>
40	241,200	266,800	<u>293,000</u>	<u>318,100</u>	<u>361,300</u>	<u>401,700</u>
41	241,800	267,600	<u>294,000</u>	<u>319,300</u>	<u>362,500</u>	<u>402,500</u>
42	242,400	268,400	<u>295,000</u>	<u>320,600</u>	<u>363,600</u>	<u>403,300</u>
43	243,000	269,200	<u>296,000</u>	<u>321,900</u>	<u>364,800</u>	<u>404,100</u>
44	243,500	270,000	<u>297,000</u>	<u>323,100</u>	<u>365,900</u>	<u>404,900</u>
45	244,000	270,700	<u>298,000</u>	<u>324,000</u>	<u>366,900</u>	<u>405,300</u>
46	244,600	271,500	<u>299,200</u>	<u>325,200</u>	<u>367,700</u>	<u>405,900</u>
47	245,100	272,300	<u>300,300</u>	<u>326,400</u>	<u>368,700</u>	<u>406,400</u>
48	245,500	273,100	<u>301,400</u>	<u>327,600</u>	<u>369,800</u>	<u>406,800</u>
49	245,900	273,800	<u>302,500</u>	<u>328,700</u>	<u>370,800</u>	<u>407,200</u>
50	246,400	274,600	<u>303,600</u>	<u>329,700</u>	<u>371,800</u>	<u>407,400</u>
51	246,900	275,300	<u>304,700</u>	<u>330,700</u>	<u>372,800</u>	<u>407,700</u>
52	247,400	276,000	<u>305,800</u>	<u>331,600</u>	<u>373,700</u>	<u>408,000</u>
53	247,700	276,700	<u>306,900</u>	<u>332,500</u>	<u>374,500</u>	<u>408,300</u>
54	248,000	277,400	<u>308,000</u>	<u>333,500</u>	<u>375,300</u>	<u>408,600</u>
55	248,300	278,100	<u>309,100</u>	<u>334,500</u>	<u>376,200</u>	<u>408,900</u>
56	248,600	278,800	<u>310,200</u>	<u>335,400</u>	<u>377,000</u>	<u>409,200</u>
57	248,900	279,500	<u>311,200</u>	<u>335,900</u>	<u>377,500</u>	<u>409,400</u>
58	249,200	280,200	<u>312,200</u>	<u>336,800</u>	<u>378,300</u>	<u>409,700</u>
59	249,500	280,900	<u>313,200</u>	<u>337,500</u>	<u>379,100</u>	<u>410,000</u>
60	249,800	281,500	<u>314,200</u>	<u>338,400</u>	<u>379,900</u>	<u>410,300</u>
61	250,100	282,100	<u>315,200</u>	<u>339,100</u>	<u>380,300</u>	<u>410,500</u>
62	250,400	282,800	<u>316,200</u>	<u>339,400</u>	<u>381,000</u>	<u>410,800</u>
63	250,700	283,500	<u>317,200</u>	<u>339,900</u>	<u>381,700</u>	<u>411,100</u>
64	251,000	284,100	<u>318,100</u>	<u>340,500</u>	<u>382,300</u>	<u>411,400</u>
65	251,300	284,700	<u>319,000</u>	<u>341,100</u>	<u>382,700</u>	<u>411,600</u>
66	251,600	285,400	<u>319,800</u>	<u>341,800</u>	<u>383,200</u>	
67	251,900	286,100	<u>320,500</u>	<u>342,500</u>	<u>383,800</u>	
68	252,200	286,700	<u>321,200</u>	<u>343,100</u>	<u>384,400</u>	
69	252,500	287,300	<u>321,800</u>	<u>343,800</u>	<u>384,800</u>	
70	252,800	288,000	<u>322,500</u>	<u>344,300</u>	<u>385,300</u>	
71	253,100	288,700	<u>323,100</u>	<u>344,900</u>	<u>385,800</u>	
72	253,300	289,300	<u>323,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,300</u>	
73	253,500	289,900	<u>324,300</u>	<u>345,800</u>	<u>386,900</u>	
74	253,800	290,400	<u>324,500</u>	<u>346,400</u>	<u>387,400</u>	
75	254,100	290,800	<u>325,000</u>	<u>346,900</u>	<u>388,000</u>	
76	254,300	291,200	<u>325,500</u>	<u>347,400</u>	<u>388,600</u>	
77	254,500	291,600	<u>326,100</u>	<u>347,900</u>	<u>389,100</u>	

改正後

78	254,800	291,900	<u>328,600</u>	<u>349,900</u>		
79	255,100	292,200	<u>329,000</u>	<u>350,100</u>		
80	255,300	292,500	<u>329,500</u>	<u>350,400</u>		
81	255,500	292,800	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>		
82	255,800	293,100	<u>330,400</u>	<u>351,200</u>		
83	256,100	293,400	<u>330,600</u>	<u>351,500</u>		
84	256,300	293,700	<u>330,900</u>	<u>351,800</u>		
85	256,500	293,900	<u>331,300</u>	<u>352,200</u>		
86		294,100	<u>331,700</u>	<u>352,500</u>		
87		294,300	<u>332,000</u>	<u>352,800</u>		
88		294,500	<u>332,300</u>	<u>353,100</u>		
89		294,900	<u>332,600</u>	<u>353,500</u>		
90		295,100	<u>332,800</u>	<u>353,800</u>		
91		295,300	<u>333,200</u>	<u>354,100</u>		
92		295,500	<u>333,500</u>	<u>354,400</u>		
93		295,900	<u>333,700</u>	<u>354,700</u>		
94		296,100	<u>334,000</u>	<u>355,100</u>		
95		296,300	<u>334,300</u>	<u>355,500</u>		
96		296,600	<u>334,600</u>	<u>355,900</u>		
97		296,900	<u>334,800</u>	<u>356,400</u>		
98		297,100	<u>335,100</u>	<u>356,800</u>		
99		297,300	<u>335,400</u>	<u>357,200</u>		
100		297,600	<u>335,600</u>	<u>357,600</u>		
101		297,900	<u>335,800</u>	<u>358,100</u>		
102		298,100	<u>336,000</u>			
103		298,300	<u>336,400</u>			
104		298,600	<u>336,600</u>			
105		298,900	<u>336,800</u>			
106			<u>337,200</u>			
107			<u>337,600</u>			
108			<u>338,000</u>			
109			<u>338,200</u>			
110			<u>337,200</u>			
111			<u>337,600</u>			
112			<u>338,000</u>			
113			<u>338,200</u>			

備考

1～2 《現行どおり》

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
基準給料 月額	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》

改正前

78	254,800	291,900	<u>326,600</u>	<u>348,400</u>	<u>389,600</u>	
79	255,100	292,200	<u>327,100</u>	<u>348,900</u>	<u>390,100</u>	
80	255,300	292,500	<u>327,500</u>	<u>349,300</u>	<u>390,600</u>	
81	255,500	292,800	<u>328,100</u>	<u>349,600</u>	<u>390,900</u>	
82	255,800	293,100	<u>328,600</u>	<u>349,900</u>	<u>391,400</u>	
83	256,100	293,400	<u>329,000</u>	<u>350,100</u>	<u>391,800</u>	
84	256,300	293,700	<u>329,500</u>	<u>350,400</u>	<u>392,200</u>	
85	256,500	293,900	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>	<u>392,600</u>	
86		294,100	<u>330,400</u>	<u>351,200</u>		
87		294,300	<u>330,600</u>	<u>351,500</u>		
88		294,500	<u>330,900</u>	<u>351,800</u>		
89		294,900	<u>331,300</u>	<u>352,200</u>		
90		295,100	<u>331,700</u>	<u>352,500</u>		
91		295,300	<u>332,000</u>	<u>352,800</u>		
92		295,500	<u>332,300</u>	<u>353,100</u>		
93		295,900	<u>332,600</u>	<u>353,500</u>		
94		296,100	<u>332,800</u>	<u>353,800</u>		
95		296,300	<u>333,200</u>	<u>354,100</u>		
96		296,600	<u>333,500</u>	<u>354,400</u>		
97		296,900	<u>333,700</u>	<u>354,700</u>		
98		297,100	<u>334,000</u>	<u>355,100</u>		
99		297,300	<u>334,300</u>	<u>355,500</u>		
100		297,600	<u>334,600</u>	<u>355,900</u>		
101		297,900	<u>334,800</u>	<u>356,400</u>		
102		298,100	<u>335,100</u>	<u>356,800</u>		
103		298,300	<u>335,400</u>	<u>357,200</u>		
104		298,600	<u>335,600</u>	<u>357,600</u>		
105		298,900	<u>335,800</u>	<u>358,100</u>		
106			<u>336,000</u>			
107			<u>336,400</u>			
108			<u>336,600</u>			
109			<u>336,800</u>			
110			<u>337,200</u>			
111			<u>337,600</u>			
112			<u>338,000</u>			
113			<u>338,200</u>			

備考

1～2 《省略》

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
基準給料 月額	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》

改正後

イ 医療職給料表(2)

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	207,700	240,600	<u>281,800</u>	<u>295,200</u>	<u>319,300</u>	<u>362,000</u>
2	209,600	242,800	<u>282,300</u>	<u>295,800</u>	<u>320,300</u>	<u>363,700</u>
3	211,400	245,000	<u>282,800</u>	<u>296,400</u>	<u>321,300</u>	<u>365,400</u>
4	213,100	247,200	<u>283,300</u>	<u>296,900</u>	<u>322,300</u>	<u>367,100</u>
5	214,800	249,400	<u>283,800</u>	<u>297,400</u>	<u>323,300</u>	<u>368,900</u>
6	216,700	250,400	<u>284,300</u>	<u>298,000</u>	<u>324,500</u>	<u>370,900</u>
7	218,500	251,300	<u>284,800</u>	<u>298,600</u>	<u>325,700</u>	<u>372,900</u>
8	220,200	252,200	<u>285,300</u>	<u>299,100</u>	<u>326,900</u>	<u>374,900</u>
9	221,900	253,100	<u>285,800</u>	<u>299,600</u>	<u>328,000</u>	<u>376,600</u>
10	223,900	254,300	<u>286,300</u>	<u>300,200</u>	<u>329,200</u>	<u>378,700</u>
11	225,800	255,400	<u>286,800</u>	<u>300,800</u>	<u>330,300</u>	<u>380,800</u>
12	227,700	256,300	<u>287,300</u>	<u>301,300</u>	<u>331,400</u>	<u>382,800</u>
13	229,600	257,100	<u>287,800</u>	<u>301,800</u>	<u>332,500</u>	<u>384,700</u>
14	231,600	257,800	<u>288,300</u>	<u>302,500</u>	<u>333,700</u>	<u>386,300</u>
15	233,600	258,500	<u>288,800</u>	<u>303,200</u>	<u>334,800</u>	<u>388,100</u>
16	235,600	259,400	<u>289,300</u>	<u>303,900</u>	<u>335,900</u>	<u>389,900</u>
17	237,600	260,500	<u>289,800</u>	<u>304,600</u>	<u>337,000</u>	<u>391,600</u>
18	239,600	261,600	<u>290,300</u>	<u>305,500</u>	<u>338,200</u>	<u>393,300</u>
19	241,700	262,700	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	<u>339,300</u>	<u>395,200</u>
20	243,700	263,800	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>	<u>340,400</u>	<u>396,900</u>
21	245,600	264,900	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>	<u>341,500</u>	<u>398,600</u>
22	246,800	266,000	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>	<u>342,700</u>	<u>400,300</u>
23	248,000	267,100	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	<u>343,800</u>	<u>402,100</u>
24	249,100	268,200	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>	<u>344,900</u>	<u>403,800</u>
25	250,200	269,200	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>	<u>346,000</u>	<u>405,400</u>
26	251,100	270,300	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>	<u>347,300</u>	<u>407,100</u>
27	252,000	271,400	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>	<u>348,600</u>	<u>408,900</u>
28	252,900	272,400	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>	<u>349,900</u>	<u>410,700</u>
29	253,700	273,400	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>	<u>351,100</u>	<u>412,200</u>
30	254,500	274,100	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>	<u>352,600</u>	<u>413,700</u>
31	255,200	274,800	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>	<u>354,100</u>	<u>415,200</u>
32	255,900	275,500	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>	<u>355,600</u>	<u>416,500</u>
33	256,700	276,200	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>	<u>356,800</u>	<u>417,600</u>
34	257,500	276,800	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>	<u>358,300</u>	<u>418,700</u>
35	258,300	277,300	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>	<u>359,700</u>	<u>419,800</u>
36	259,000	277,800	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>	<u>361,100</u>	<u>421,000</u>
37	259,700	278,300	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>	<u>362,500</u>	<u>422,300</u>

改正前

イ 医療職給料表(2)

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	207,700	240,600	<u>277,600</u>	<u>293,000</u>	<u>310,300</u>	<u>342,200</u>
2	209,600	242,800	<u>278,700</u>	<u>293,600</u>	<u>311,500</u>	<u>343,900</u>
3	211,400	245,000	<u>279,800</u>	<u>294,200</u>	<u>312,700</u>	<u>345,600</u>
4	213,100	247,200	<u>280,800</u>	<u>294,700</u>	<u>313,800</u>	<u>347,300</u>
5	214,800	249,400	<u>281,800</u>	<u>295,200</u>	<u>314,900</u>	<u>349,000</u>
6	216,700	250,400	<u>282,300</u>	<u>295,800</u>	<u>316,000</u>	<u>350,700</u>
7	218,500	251,300	<u>282,800</u>	<u>296,400</u>	<u>317,100</u>	<u>352,400</u>
8	220,200	252,200	<u>283,300</u>	<u>296,900</u>	<u>318,200</u>	<u>354,000</u>
9	221,900	253,100	<u>283,800</u>	<u>297,400</u>	<u>319,300</u>	<u>355,500</u>
10	223,900	254,300	<u>284,300</u>	<u>298,000</u>	<u>320,300</u>	<u>357,200</u>
11	225,800	255,400	<u>284,800</u>	<u>298,600</u>	<u>321,300</u>	<u>358,900</u>
12	227,700	256,300	<u>285,300</u>	<u>299,100</u>	<u>322,300</u>	<u>360,600</u>
13	229,600	257,100	<u>285,800</u>	<u>299,600</u>	<u>323,300</u>	<u>362,000</u>
14	231,600	257,800	<u>286,300</u>	<u>300,200</u>	<u>324,500</u>	<u>363,700</u>
15	233,600	258,500	<u>286,800</u>	<u>300,800</u>	<u>325,700</u>	<u>365,400</u>
16	235,600	259,400	<u>287,300</u>	<u>301,300</u>	<u>326,900</u>	<u>367,100</u>
17	237,600	260,500	<u>287,800</u>	<u>301,800</u>	<u>328,000</u>	<u>368,900</u>
18	239,600	261,600	<u>288,300</u>	<u>302,500</u>	<u>329,200</u>	<u>370,900</u>
19	241,700	262,700	<u>288,800</u>	<u>303,200</u>	<u>330,300</u>	<u>372,900</u>
20	243,700	263,800	<u>289,300</u>	<u>303,900</u>	<u>331,400</u>	<u>374,900</u>
21	245,600	264,900	<u>289,800</u>	<u>304,600</u>	<u>332,500</u>	<u>376,600</u>
22	246,800	266,000	<u>290,300</u>	<u>305,500</u>	<u>333,700</u>	<u>378,700</u>
23	248,000	267,100	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	<u>334,800</u>	<u>380,800</u>
24	249,100	268,200	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>	<u>335,900</u>	<u>382,800</u>
25	250,200	269,200	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>	<u>337,000</u>	<u>384,700</u>
26	251,100	270,300	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>	<u>338,200</u>	<u>386,300</u>
27	252,000	271,400	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	<u>339,300</u>	<u>388,100</u>
28	252,900	272,400	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>	<u>340,400</u>	<u>389,900</u>
29	253,700	273,400	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>	<u>341,500</u>	<u>391,600</u>
30	254,500	274,100	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>	<u>342,700</u>	<u>393,300</u>
31	255,200	274,800	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>	<u>343,800</u>	<u>395,200</u>
32	255,900	275,500	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>	<u>344,900</u>	<u>396,900</u>
33	256,700	276,200	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>	<u>346,000</u>	<u>398,600</u>
34	257,500	276,800	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>	<u>347,300</u>	<u>400,300</u>
35	258,300	277,300	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>	<u>348,600</u>	<u>402,100</u>
36	259,000	277,800	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>	<u>349,900</u>	<u>403,800</u>
37	259,700	278,300	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>	<u>351,100</u>	<u>405,400</u>

改正後

38	260, 600	278, 900	<u>303, 700</u>	<u>325, 100</u>	<u>363, 500</u>	<u>423, 400</u>
39	261, 500	279, 400	<u>304, 500</u>	<u>326, 200</u>	<u>364, 900</u>	<u>424, 600</u>
40	262, 300	279, 900	<u>305, 300</u>	<u>327, 300</u>	<u>366, 200</u>	<u>425, 700</u>
41	263, 100	280, 300	<u>306, 000</u>	<u>328, 100</u>	<u>367, 500</u>	<u>426, 900</u>
42	264, 000	280, 800	<u>307, 000</u>	<u>329, 200</u>	<u>368, 900</u>	<u>427, 900</u>
43	264, 800	281, 300	<u>308, 000</u>	<u>330, 300</u>	<u>370, 200</u>	<u>429, 000</u>
44	265, 600	281, 800	<u>308, 900</u>	<u>331, 300</u>	<u>371, 500</u>	<u>430, 100</u>
45	266, 400	282, 300	<u>309, 800</u>	<u>332, 300</u>	<u>373, 000</u>	<u>431, 100</u>
46	267, 100	282, 800	<u>310, 800</u>	<u>333, 300</u>	<u>374, 200</u>	<u>431, 600</u>
47	267, 800	283, 300	<u>311, 800</u>	<u>334, 300</u>	<u>375, 300</u>	<u>432, 200</u>
48	268, 400	283, 800	<u>312, 700</u>	<u>335, 300</u>	<u>376, 500</u>	<u>432, 600</u>
49	269, 000	284, 300	<u>313, 600</u>	<u>336, 500</u>	<u>377, 600</u>	<u>433, 200</u>
50	269, 500	284, 800	<u>314, 600</u>	<u>337, 800</u>	<u>378, 500</u>	<u>433, 700</u>
51	270, 000	285, 300	<u>315, 600</u>	<u>339, 000</u>	<u>379, 500</u>	<u>434, 100</u>
52	270, 400	285, 800	<u>316, 600</u>	<u>340, 200</u>	<u>380, 400</u>	<u>434, 600</u>
53	270, 800	286, 300	<u>317, 400</u>	<u>341, 100</u>	<u>381, 000</u>	<u>435, 100</u>
54	271, 300	286, 800	<u>318, 400</u>	<u>342, 300</u>	<u>381, 800</u>	<u>435, 500</u>
55	271, 800	287, 300	<u>319, 400</u>	<u>343, 400</u>	<u>382, 600</u>	<u>435, 800</u>
56	272, 200	287, 800	<u>320, 300</u>	<u>344, 700</u>	<u>383, 400</u>	<u>436, 100</u>
57	272, 600	288, 300	<u>321, 200</u>	<u>345, 700</u>	<u>384, 100</u>	<u>436, 500</u>
58	273, 000	289, 100	<u>322, 200</u>	<u>346, 600</u>	<u>384, 800</u>	
59	273, 400	289, 900	<u>323, 200</u>	<u>347, 700</u>	<u>385, 500</u>	
60	273, 800	290, 600	<u>324, 100</u>	<u>348, 900</u>	<u>386, 100</u>	
61	274, 200	291, 300	<u>325, 000</u>	<u>350, 000</u>	<u>386, 700</u>	
62	274, 600	292, 200	<u>326, 200</u>	<u>351, 200</u>	<u>387, 300</u>	
63	275, 000	293, 100	<u>327, 400</u>	<u>352, 400</u>	<u>388, 000</u>	
64	275, 400	293, 900	<u>328, 600</u>	<u>353, 400</u>	<u>388, 600</u>	
65	275, 800	294, 700	<u>329, 300</u>	<u>354, 400</u>	<u>389, 300</u>	
66	276, 200	295, 600	<u>330, 400</u>	<u>355, 400</u>	<u>389, 800</u>	
67	276, 600	296, 400	<u>331, 500</u>	<u>356, 500</u>	<u>390, 400</u>	
68	277, 000	297, 200	<u>332, 400</u>	<u>357, 600</u>	<u>390, 900</u>	
69	277, 400	298, 000	<u>333, 500</u>	<u>358, 400</u>	<u>391, 300</u>	
70	277, 900	298, 900	<u>334, 200</u>	<u>359, 500</u>	<u>391, 900</u>	
71	278, 400	299, 800	<u>335, 300</u>	<u>360, 600</u>	<u>392, 400</u>	
72	278, 800	300, 700	<u>336, 400</u>	<u>361, 600</u>	<u>392, 700</u>	
73	279, 200	301, 600	<u>337, 500</u>	<u>362, 300</u>	<u>393, 000</u>	
74	279, 800	302, 500	<u>338, 700</u>	<u>363, 100</u>	<u>393, 500</u>	
75	280, 400	303, 400	<u>339, 800</u>	<u>363, 900</u>	<u>393, 900</u>	
76	280, 900	304, 300	<u>340, 900</u>	<u>364, 600</u>	<u>394, 200</u>	
77	281, 400	305, 100	<u>342, 000</u>	<u>365, 200</u>	<u>394, 500</u>	
78	282, 000	306, 100	<u>343, 100</u>	<u>365, 700</u>	<u>395, 000</u>	

改正前

38	260, 600	278, 900	<u>300, 600</u>	<u>320, 600</u>	<u>352, 600</u>	<u>407, 100</u>
39	261, 500	279, 400	<u>301, 400</u>	<u>321, 700</u>	<u>354, 100</u>	<u>408, 900</u>
40	262, 300	279, 900	<u>302, 100</u>	<u>322, 800</u>	<u>355, 600</u>	<u>410, 700</u>
41	263, 100	280, 300	<u>302, 900</u>	<u>323, 900</u>	<u>356, 800</u>	<u>412, 200</u>
42	264, 000	280, 800	<u>303, 700</u>	<u>325, 100</u>	<u>358, 300</u>	<u>413, 700</u>
43	264, 800	281, 300	<u>304, 500</u>	<u>326, 200</u>	<u>359, 700</u>	<u>415, 200</u>
44	265, 600	281, 800	<u>305, 300</u>	<u>327, 300</u>	<u>361, 100</u>	<u>416, 500</u>
45	266, 400	282, 300	<u>306, 000</u>	<u>328, 100</u>	<u>362, 500</u>	<u>417, 600</u>
46	267, 100	282, 800	<u>307, 000</u>	<u>329, 200</u>	<u>363, 500</u>	<u>418, 700</u>
47	267, 800	283, 300	<u>308, 000</u>	<u>330, 300</u>	<u>364, 900</u>	<u>419, 800</u>
48	268, 400	283, 800	<u>308, 900</u>	<u>331, 300</u>	<u>366, 200</u>	<u>421, 000</u>
49	269, 000	284, 300	<u>309, 800</u>	<u>332, 300</u>	<u>367, 500</u>	<u>422, 300</u>
50	269, 500	284, 800	<u>310, 800</u>	<u>333, 300</u>	<u>368, 900</u>	<u>423, 400</u>
51	270, 000	285, 300	<u>311, 800</u>	<u>334, 300</u>	<u>370, 200</u>	<u>424, 600</u>
52	270, 400	285, 800	<u>312, 700</u>	<u>335, 300</u>	<u>371, 500</u>	<u>425, 700</u>
53	270, 800	286, 300	<u>313, 600</u>	<u>336, 500</u>	<u>373, 000</u>	<u>426, 900</u>
54	271, 300	286, 800	<u>314, 600</u>	<u>337, 800</u>	<u>374, 200</u>	<u>427, 900</u>
55	271, 800	287, 300	<u>315, 600</u>	<u>339, 000</u>	<u>375, 300</u>	<u>429, 000</u>
56	272, 200	287, 800	<u>316, 600</u>	<u>340, 200</u>	<u>376, 500</u>	<u>430, 100</u>
57	272, 600	288, 300	<u>317, 400</u>	<u>341, 100</u>	<u>377, 600</u>	<u>431, 100</u>
58	273, 000	289, 100	<u>318, 400</u>	<u>342, 300</u>	<u>378, 500</u>	<u>431, 600</u>
59	273, 400	289, 900	<u>319, 400</u>	<u>343, 400</u>	<u>379, 500</u>	<u>432, 200</u>
60	273, 800	290, 600	<u>320, 300</u>	<u>344, 700</u>	<u>380, 400</u>	<u>432, 600</u>
61	274, 200	291, 300	<u>321, 200</u>	<u>345, 700</u>	<u>381, 000</u>	<u>433, 200</u>
62	274, 600	292, 200	<u>322, 200</u>	<u>346, 600</u>	<u>381, 800</u>	<u>433, 700</u>
63	275, 000	293, 100	<u>323, 200</u>	<u>347, 700</u>	<u>382, 600</u>	<u>434, 100</u>
64	275, 400	293, 900	<u>324, 100</u>	<u>348, 900</u>	<u>383, 400</u>	<u>434, 600</u>
65	275, 800	294, 700	<u>325, 000</u>	<u>350, 000</u>	<u>384, 100</u>	<u>435, 100</u>
66	276, 200	295, 600	<u>326, 200</u>	<u>351, 200</u>	<u>384, 800</u>	<u>435, 500</u>
67	276, 600	296, 400	<u>327, 400</u>	<u>352, 400</u>	<u>385, 500</u>	<u>435, 800</u>
68	277, 000	297, 200	<u>328, 600</u>	<u>353, 400</u>	<u>386, 100</u>	<u>436, 100</u>
69	277, 400	298, 000	<u>329, 300</u>	<u>354, 400</u>	<u>386, 700</u>	<u>436, 500</u>
70	277, 900	298, 900	<u>330, 400</u>	<u>355, 400</u>	<u>387, 300</u>	
71	278, 400	299, 800	<u>331, 500</u>	<u>356, 500</u>	<u>388, 000</u>	
72	278, 800	300, 700	<u>332, 400</u>	<u>357, 600</u>	<u>388, 600</u>	
73	279, 200	301, 600	<u>333, 500</u>	<u>358, 400</u>	<u>389, 300</u>	
74	279, 800	302, 500	<u>334, 200</u>	<u>359, 500</u>	<u>389, 800</u>	
75	280, 400	303, 400	<u>335, 300</u>	<u>360, 600</u>	<u>390, 400</u>	
76	280, 900	304, 300	<u>336, 400</u>	<u>361, 600</u>	<u>390, 900</u>	
77	281, 400	305, 100	<u>337, 500</u>	<u>362, 300</u>	<u>391, 300</u>	
78	282, 000	306, 100	<u>338, 700</u>	<u>363, 100</u>	<u>391, 900</u>	

改正後

79	282, 600	307, 100	<u>344, 100</u>	<u>366, 200</u>	<u>395, 500</u>	
80	283, 100	308, 000	<u>345, 200</u>	<u>366, 700</u>	<u>395, 900</u>	
81	283, 600	308, 500	<u>346, 100</u>	<u>367, 300</u>	<u>396, 200</u>	
82	284, 100	309, 400	<u>347, 100</u>	<u>367, 800</u>	<u>396, 600</u>	
83	284, 600	310, 300	<u>348, 000</u>	<u>368, 300</u>	<u>397, 100</u>	
84	285, 100	311, 100	<u>349, 000</u>	<u>368, 800</u>	<u>397, 500</u>	
85	285, 600	311, 900	<u>349, 900</u>	<u>369, 200</u>	<u>397, 900</u>	
86	286, 100	312, 900	<u>350, 700</u>	<u>369, 600</u>		
87	286, 600	313, 900	<u>351, 500</u>	<u>370, 200</u>		
88	287, 100	314, 900	<u>352, 300</u>	<u>370, 700</u>		
89	287, 600	315, 800	<u>352, 900</u>	<u>371, 000</u>		
90	288, 100	316, 900	<u>353, 500</u>	<u>371, 500</u>		
91	288, 600	317, 900	<u>354, 100</u>	<u>371, 900</u>		
92	289, 100	318, 900	<u>354, 700</u>	<u>372, 200</u>		
93	289, 600	319, 700	<u>355, 100</u>	<u>372, 800</u>		
94	290, 200	320, 400	<u>355, 500</u>	<u>373, 300</u>		
95	290, 800	321, 100	<u>356, 000</u>	<u>373, 800</u>		
96	291, 400	321, 700	<u>356, 400</u>	<u>374, 300</u>		
97	292, 000	322, 200	<u>356, 900</u>	<u>374, 900</u>		
98	292, 500	322, 500	<u>357, 300</u>	<u>375, 400</u>		
99	293, 000	323, 100	<u>357, 800</u>	<u>375, 900</u>		
100	293, 500	323, 700	<u>358, 200</u>	<u>376, 300</u>		
101	294, 000	324, 100	<u>358, 500</u>	<u>376, 900</u>		
102	294, 500	324, 700	<u>359, 000</u>	<u>377, 400</u>		
103	295, 000	325, 300	<u>359, 400</u>	<u>377, 900</u>		
104	295, 400	325, 800	<u>359, 700</u>	<u>378, 400</u>		
105	295, 800	326, 200	<u>360, 100</u>	<u>379, 000</u>		
106	296, 300	326, 700	<u>360, 600</u>	<u>379, 400</u>		
107	296, 800	327, 200	<u>361, 100</u>	<u>379, 900</u>		
108	297, 100	327, 700	<u>361, 600</u>	<u>380, 400</u>		
109	297, 300	328, 100	<u>362, 100</u>	<u>381, 000</u>		
110	297, 600	328, 500	<u>362, 600</u>			
111	297, 800	328, 800	<u>363, 100</u>			
112	298, 100	329, 100	<u>363, 500</u>			
113	298, 400	329, 400	<u>363, 900</u>			
114	298, 600	329, 800	<u>364, 300</u>			
115	298, 900	330, 100	<u>364, 800</u>			
116	299, 100	330, 400	<u>365, 300</u>			
117	299, 400	330, 600	<u>365, 700</u>			
118	299, 700	330, 900	<u>366, 200</u>			
119	300, 000	331, 200	<u>366, 700</u>			

改正前

79	282, 600	307, 100	<u>339, 800</u>	<u>363, 900</u>	<u>392, 400</u>	
80	283, 100	308, 000	<u>340, 900</u>	<u>364, 600</u>	<u>392, 700</u>	
81	283, 600	308, 500	<u>342, 000</u>	<u>365, 200</u>	<u>393, 000</u>	
82	284, 100	309, 400	<u>343, 100</u>	<u>365, 700</u>	<u>393, 500</u>	
83	284, 600	310, 300	<u>344, 100</u>	<u>366, 200</u>	<u>393, 900</u>	
84	285, 100	311, 100	<u>345, 200</u>	<u>366, 700</u>	<u>394, 200</u>	
85	285, 600	311, 900	<u>346, 100</u>	<u>367, 300</u>	<u>394, 500</u>	
86	286, 100	312, 900	<u>347, 100</u>	<u>367, 800</u>	<u>395, 000</u>	
87	286, 600	313, 900	<u>348, 000</u>	<u>368, 300</u>	<u>395, 500</u>	
88	287, 100	314, 900	<u>349, 000</u>	<u>368, 800</u>	<u>395, 900</u>	
89	287, 600	315, 800	<u>349, 900</u>	<u>369, 200</u>	<u>396, 200</u>	
90	288, 100	316, 900	<u>350, 700</u>	<u>369, 600</u>	<u>396, 600</u>	
91	288, 600	317, 900	<u>351, 500</u>	<u>370, 200</u>	<u>397, 100</u>	
92	289, 100	318, 900	<u>352, 300</u>	<u>370, 700</u>	<u>397, 500</u>	
93	289, 600	319, 700	<u>352, 900</u>	<u>371, 000</u>	<u>397, 900</u>	
94	290, 200	320, 400	<u>353, 500</u>	<u>371, 500</u>		
95	290, 800	321, 100	<u>354, 100</u>	<u>371, 900</u>		
96	291, 400	321, 700	<u>354, 700</u>	<u>372, 200</u>		
97	292, 000	322, 200	<u>355, 100</u>	<u>372, 800</u>		
98	292, 500	322, 500	<u>355, 500</u>	<u>373, 300</u>		
99	293, 000	323, 100	<u>356, 000</u>	<u>373, 800</u>		
100	293, 500	323, 700	<u>356, 400</u>	<u>374, 300</u>		
101	294, 000	324, 100	<u>356, 900</u>	<u>374, 900</u>		
102	294, 500	324, 700	<u>357, 300</u>	<u>375, 400</u>		
103	295, 000	325, 300	<u>357, 800</u>	<u>375, 900</u>		
104	295, 400	325, 800	<u>358, 200</u>	<u>376, 300</u>		
105	295, 800	326, 200	<u>358, 500</u>	<u>376, 900</u>		
106	296, 300	326, 700	<u>359, 000</u>	<u>377, 400</u>		
107	296, 800	327, 200	<u>359, 400</u>	<u>377, 900</u>		
108	297, 100	327, 700	<u>359, 700</u>	<u>378, 400</u>		
109	297, 300	328, 100	<u>360, 100</u>	<u>379, 000</u>		
110	297, 600	328, 500	<u>360, 600</u>	<u>379, 400</u>		
111	297, 800	328, 800	<u>361, 100</u>	<u>379, 900</u>		
112	298, 100	329, 100	<u>361, 600</u>	<u>380, 400</u>		
113	298, 400	329, 400	<u>362, 100</u>	<u>381, 000</u>		
114	298, 600	329, 800	<u>362, 600</u>			
115	298, 900	330, 100	<u>363, 100</u>			
116	299, 100	330, 400	<u>363, 500</u>			
117	299, 400	330, 600	<u>363, 900</u>			
118	299, 700	330, 900	<u>364, 300</u>			
119	300, 000	331, 200	<u>364, 800</u>			

改正後

120	300,300	331,400	<u>367,200</u>			
121	300,600	331,600	<u>367,500</u>			
122	301,000	331,900				
123	301,300	332,200				
124	301,600	332,500				
125	301,800	332,700				
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				
128	302,700	333,600				
129	302,900	333,800				
130	303,200	334,000				
131	303,600	334,400				
132	304,000	334,600				
133	304,200	334,900				
134	304,500	335,300				
135	304,800	335,700				
136	305,100	336,100				
137	305,300	336,400				
138	305,600	336,800				
139	305,900	337,200				
140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				
148	308,600	340,500				
149	308,800	340,800				
150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				
152	309,600	342,000				
153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					

改正前

120	300,300	331,400	<u>365,300</u>			
121	300,600	331,600	<u>365,700</u>			
122	301,000	331,900	<u>366,200</u>			
123	301,300	332,200	<u>366,700</u>			
124	301,600	332,500	<u>367,200</u>			
125	301,800	332,700	<u>367,500</u>			
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				
128	302,700	333,600				
129	302,900	333,800				
130	303,200	334,000				
131	303,600	334,400				
132	304,000	334,600				
133	304,200	334,900				
134	304,500	335,300				
135	304,800	335,700				
136	305,100	336,100				
137	305,300	336,400				
138	305,600	336,800				
139	305,900	337,200				
140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				
148	308,600	340,500				
149	308,800	340,800				
150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				
152	309,600	342,000				
153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					
156	310,700					
157	311,000					
158	311,300					
159	311,600					
160	311,900					

改正後

161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					
166	313,900					
167	314,200					
168	314,500					
169	314,900					

備考

1～2 《現行どおり》

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
基準給料 月額	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》

改正前

161	312,300					
162	312,600					
163	312,900					
164	313,200					
165	313,600					
166	313,900					
167	314,200					
168	314,500					
169	314,900					

備考

1～2 《省略》

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
基準給料 月額	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》

改正後

別添4-1

別表第4（第3条第4号関係）

幼児教育職給料表

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	199,600	254,300	287,800	313,800	334,500	355,200
2	201,300	255,900	288,800	315,500	336,100	356,900
3	203,000	257,500	289,700	317,000	337,400	358,500
4	204,700	258,800	290,600	318,500	339,000	360,100
5	206,300	260,300	291,500	319,700	340,500	361,700
6	207,900	261,500	292,400	321,100	342,000	363,500
7	209,500	262,600	293,300	322,500	343,500	365,000
8	211,100	263,700	294,200	323,900	345,100	366,600
9	212,700	264,800	295,000	325,300	346,600	368,000
10	214,500	265,900	296,000	326,800	348,100	369,600
11	216,300	267,000	297,200	328,200	349,500	371,200
12	217,400	268,100	298,300	329,600	351,100	372,700
13	218,500	269,200	299,500	331,000	352,700	374,600
14	219,700	270,100	300,600	332,600	354,200	376,500
15	220,900	271,000	301,700	334,200	355,900	378,400
16	222,000	271,800	302,800	335,700	357,600	380,200
17	223,100	272,400	303,900	337,200	359,400	381,700
18	224,100	273,100	305,000	338,800	361,000	383,500
19	225,100	273,900	306,100	340,400	362,500	385,200
20	226,100	274,600	307,100	341,900	364,200	386,800
21	227,100	275,600	308,100	343,400	365,800	388,500
22	228,500	276,500	309,100	344,900	367,300	389,900
23	229,800	277,400	310,100	346,400	368,900	391,300
24	231,100	278,300	311,100	347,900	370,400	392,700
25	232,400	279,300	312,100	349,400	371,900	394,100
26	233,700	280,200	313,100	351,000	373,400	395,300
27	235,000	281,100	314,100	352,600	374,700	396,500
28	236,200	282,000	315,100	354,100	376,000	397,500
29	237,400	282,900	316,100	355,300	377,400	398,600
30	238,400	283,700	317,200	356,800	378,600	399,800
31	239,400	284,600	318,300	358,300	379,900	400,900
32	240,400	285,500	319,400	359,800	381,200	402,000
33	241,400	286,500	320,500	361,200	382,500	402,700
34	242,400	287,500	321,600	362,700	383,800	403,400
35	243,300	288,500	322,700	364,200	384,900	404,100

改正前

別添4-2

別表第4（第3条第4号関係）

幼児教育職給料表

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	199,600	246,200	284,700	302,400	318,700	335,000
2	201,300	248,300	285,500	303,700	320,300	336,900
3	203,000	250,300	286,300	305,000	321,800	338,700
4	204,700	252,300	287,100	306,200	323,300	340,500
5	206,300	254,300	287,800	307,400	324,800	342,200
6	207,900	255,900	288,800	309,000	326,400	343,900
7	209,500	257,500	289,700	310,600	328,000	345,500
8	211,100	258,800	290,600	312,200	329,700	347,200
9	212,700	260,300	291,500	313,800	331,300	348,800
10	214,500	261,500	292,400	315,500	333,000	350,500
11	216,300	262,600	293,300	317,000	334,500	352,100
12	217,400	263,700	294,200	318,500	336,100	353,700
13	218,500	264,800	295,000	319,700	337,400	355,200
14	219,700	265,900	296,000	321,100	339,000	356,900
15	220,900	267,000	297,200	322,500	340,500	358,500
16	222,000	268,100	298,300	323,900	342,000	360,100
17	223,100	269,200	299,500	325,300	343,500	361,700
18	224,100	270,100	300,600	326,800	345,100	363,500
19	225,100	271,000	301,700	328,200	346,600	365,000
20	226,100	271,800	302,800	329,600	348,100	366,600
21	227,100	272,400	303,900	331,000	349,500	368,000
22	228,500	273,100	305,000	332,600	351,100	369,600
23	229,800	273,900	306,100	334,200	352,700	371,200
24	231,100	274,600	307,100	335,700	354,200	372,700
25	232,400	275,600	308,100	337,200	355,900	374,600
26	233,700	276,500	309,100	338,800	357,600	376,500
27	235,000	277,400	310,100	340,400	359,400	378,400
28	236,200	278,300	311,100	341,900	361,000	380,200
29	237,400	279,300	312,100	343,400	362,500	381,700
30	238,400	280,200	313,100	344,900	364,200	383,500
31	239,400	281,100	314,100	346,400	365,800	385,200
32	240,400	282,000	315,100	347,900	367,300	386,800
33	241,400	282,900	316,100	349,400	368,900	388,500
34	242,400	283,700	317,200	351,000	370,400	389,900
35	243,300	284,600	318,300	352,600	371,900	391,300

改正後

36	244, 200	289, 400	323, 800	365, 700	385, 900	404, 800
37	245, 100	290, 300	324, 800	367, 100	387, 000	405, 400
38	246, 000	291, 300	325, 900	368, 500	388, 000	406, 000
39	246, 900	292, 300	327, 000	369, 900	388, 800	406, 500
40	247, 700	293, 200	328, 000	371, 300	389, 700	406, 900
41	248, 500	294, 100	329, 000	372, 300	390, 400	407, 300
42	249, 100	295, 100	329, 900	373, 400	391, 100	407, 500
43	249, 700	296, 100	330, 800	374, 300	391, 700	407, 800
44	250, 300	297, 000	331, 700	375, 400	392, 100	408, 100
45	250, 800	297, 900	332, 600	376, 100	392, 600	408, 400
46	251, 300	298, 800	333, 300	376, 700	393, 100	408, 700
47	251, 800	299, 700	333, 900	377, 400	393, 700	409, 000
48	252, 300	300, 600	334, 500	378, 200	394, 200	409, 300
49	252, 800	301, 400	335, 100	379, 000	394, 700	409, 500
50	253, 400	302, 300	335, 800	379, 700	395, 200	409, 800
51	253, 900	303, 200	336, 400	380, 500	395, 700	410, 100
52	254, 400	304, 000	337, 000	381, 200	396, 200	410, 400
53	254, 800	304, 900	337, 600	382, 000	396, 700	410, 600
54	255, 300	305, 900	338, 100	382, 700	397, 200	410, 900
55	255, 800	306, 900	338, 600	383, 400	397, 400	411, 200
56	256, 300	307, 800	339, 100	384, 000	397, 900	411, 500
57	256, 800	308, 700	339, 500	384, 300	398, 300	411, 700
58	257, 200	309, 700	339, 700	384, 900	398, 800	412, 000
59	257, 600	310, 600	340, 200	385, 500	399, 100	412, 300
60	258, 000	311, 500	340, 700	386, 200	399, 600	412, 500
61	258, 400	312, 400	341, 000	386, 600	400, 100	412, 700
62	258, 800	313, 300	341, 400	387, 300	400, 500	413, 000
63	259, 200	314, 200	341, 900	387, 900	400, 800	413, 300
64	259, 600	315, 000	342, 300	388, 500	401, 200	413, 500
65	260, 000	315, 700	342, 700	388, 900	401, 600	413, 700
66	260, 400	316, 600	343, 200	389, 400	402, 000	414, 000
67	260, 800	317, 400	343, 600	390, 000	402, 300	414, 300
68	261, 200	318, 200	344, 100	390, 500	402, 700	414, 500
69	261, 600	319, 000	344, 300	390, 900	403, 100	414, 700
70	262, 000	319, 500	344, 800	391, 400	403, 400	415, 000
71	262, 400	320, 000	345, 300	391, 900	403, 800	415, 300
72	262, 800	320, 500	345, 700	392, 400	404, 100	415, 500
73	263, 200	321, 000	346, 000	392, 900	404, 500	415, 700
74	263, 600	321, 600	346, 400	393, 300	404, 800	
75	264, 000	322, 100	346, 900	393, 700	405, 000	
76	264, 400	322, 600	347, 300	394, 100		
77	264, 800	322, 900	347, 500	394, 300		

改正前

36	244, 200	285, 500	319, 400	354, 100	373, 400	392, 700
37	245, 100	286, 500	320, 500	355, 300	374, 700	394, 100
38	246, 000	287, 500	321, 600	356, 800	376, 000	395, 300
39	246, 900	288, 500	322, 700	358, 300	377, 400	396, 500
40	247, 700	289, 400	323, 800	359, 800	378, 600	397, 500
41	248, 500	290, 300	324, 800	361, 200	379, 900	398, 600
42	249, 100	291, 300	325, 900	362, 700	381, 200	399, 800
43	249, 700	292, 300	327, 000	364, 200	382, 500	400, 900
44	250, 300	293, 200	328, 000	365, 700	383, 800	402, 000
45	250, 800	294, 100	329, 000	367, 100	384, 900	402, 700
46	251, 300	295, 100	329, 900	368, 500	385, 900	403, 400
47	251, 800	296, 100	330, 800	369, 900	387, 000	404, 100
48	252, 300	297, 000	331, 700	371, 300	388, 000	404, 800
49	252, 800	297, 900	332, 600	372, 300	388, 800	405, 400
50	253, 400	298, 800	333, 300	373, 400	389, 700	406, 000
51	253, 900	299, 700	333, 900	374, 300	390, 400	406, 500
52	254, 400	300, 600	334, 500	375, 400	391, 100	406, 900
53	254, 800	301, 400	335, 100	376, 100	391, 700	407, 300
54	255, 300	302, 300	335, 800	376, 700	392, 100	407, 500
55	255, 800	303, 200	336, 400	377, 400	392, 600	407, 800
56	256, 300	304, 000	337, 000	378, 200	393, 100	408, 100
57	256, 800	304, 900	337, 600	379, 000	393, 700	408, 400
58	257, 200	305, 900	338, 100	379, 700	394, 200	408, 700
59	257, 600	306, 900	338, 600	380, 500	394, 700	409, 000
60	258, 000	307, 800	339, 100	381, 200	395, 200	409, 300
61	258, 400	308, 700	339, 500	382, 000	395, 700	409, 500
62	258, 800	309, 700	339, 700	382, 700	396, 200	409, 800
63	259, 200	310, 600	340, 200	383, 400	396, 700	410, 100
64	259, 600	311, 500	340, 700	384, 000	397, 200	410, 400
65	260, 000	312, 400	341, 000	384, 300	397, 400	410, 600
66	260, 400	313, 300	341, 400	384, 900	397, 900	410, 900
67	260, 800	314, 200	341, 900	385, 500	398, 300	411, 200
68	261, 200	315, 000	342, 300	386, 200	398, 800	411, 500
69	261, 600	315, 700	342, 700	386, 600	399, 100	411, 700
70	262, 000	316, 600	343, 200	387, 300	399, 600	412, 000
71	262, 400	317, 400	343, 600	387, 900	400, 100	412, 300
72	262, 800	318, 200	344, 100	388, 500	400, 500	412, 500
73	263, 200	319, 000	344, 300	388, 900	400, 800	412, 700
74	263, 600	319, 500	344, 800	389, 400	401, 200	413, 000
75	264, 000	320, 000	345, 300	390, 000	401, 600	413, 300
76	264, 400	320, 500	345, 700	390, 500	402, 000	413, 500
77	264, 800	321, 000	346, 000	390, 900	402, 300	413, 700

改正後

78	265, 200	323, 200	347, 800	394, 500		
79	265, 600	323, 700	348, 200	394, 800		
80	265, 900	324, 000	348, 600	395, 100		
81	266, 200	324, 300	348, 900	395, 300		
82	266, 600	324, 600	349, 200	395, 600		
83	267, 000	324, 900	349, 600	395, 900		
84	267, 300	325, 200	350, 000	396, 100		
85	267, 600	325, 600	350, 300	396, 300		
86	268, 000	326, 000	350, 700			
87	268, 400	326, 300	351, 100			
88	268, 700	326, 500	351, 300			
89	269, 000	327, 000	351, 600			
90	269, 400	327, 400				
91	269, 800	327, 600				
92	270, 100	328, 000				
93	270, 400	328, 400				
94	270, 800	328, 800				
95	271, 200	329, 200				
96	271, 500	329, 500				
97	271, 800	329, 700				
98	272, 200	330, 000				
99	272, 600	330, 300				
100	272, 900	330, 600				
101	273, 200	331, 000				
102	273, 600	331, 200				
103	274, 000	331, 500				
104	274, 300	331, 900				
105	274, 500	332, 300				
106	274, 700	332, 600				
107	275, 000	332, 900				
108	275, 300	333, 200				
109	275, 600	333, 500				
110	275, 900	333, 900				
111	276, 200	334, 200				
112	276, 400	334, 400				
113	276, 700	334, 600				
114	277, 000	334, 900				
115	277, 300	335, 200				
116	277, 700	335, 500				
117	278, 000	335, 700				
118	278, 300					
119	278, 600					

改正前

78	265, 200	<u>321, 600</u>	<u>346, 400</u>	<u>391, 400</u>	<u>402, 700</u>	<u>414, 000</u>
79	265, 600	<u>322, 100</u>	<u>346, 900</u>	<u>391, 900</u>	<u>403, 100</u>	<u>414, 300</u>
80	265, 900	<u>322, 600</u>	<u>347, 300</u>	<u>392, 400</u>	<u>403, 400</u>	<u>414, 500</u>
81	266, 200	<u>322, 900</u>	<u>347, 500</u>	<u>392, 900</u>	<u>403, 800</u>	<u>414, 700</u>
82	266, 600	<u>323, 200</u>	<u>347, 800</u>	<u>393, 300</u>	<u>404, 100</u>	<u>415, 000</u>
83	267, 000	<u>323, 700</u>	<u>348, 200</u>	<u>393, 700</u>	<u>404, 500</u>	<u>415, 300</u>
84	267, 300	<u>324, 000</u>	<u>348, 600</u>	<u>394, 100</u>	<u>404, 800</u>	<u>415, 500</u>
85	267, 600	<u>324, 300</u>	<u>348, 900</u>	<u>394, 300</u>	<u>405, 000</u>	<u>415, 700</u>
86	268, 000	<u>324, 600</u>	<u>349, 200</u>	<u>394, 500</u>		
87	268, 400	<u>324, 900</u>	<u>349, 600</u>	<u>394, 800</u>		
88	268, 700	<u>325, 200</u>	<u>350, 000</u>	<u>395, 100</u>		
89	269, 000	<u>325, 600</u>	<u>350, 300</u>	<u>395, 300</u>		
90	269, 400	<u>326, 000</u>	<u>350, 700</u>	<u>395, 600</u>		
91	269, 800	<u>326, 300</u>	<u>351, 100</u>	<u>395, 900</u>		
92	270, 100	<u>326, 500</u>	<u>351, 300</u>	<u>396, 100</u>		
93	270, 400	<u>327, 000</u>	<u>351, 600</u>	<u>396, 300</u>		
94	270, 800	<u>327, 400</u>				
95	271, 200	<u>327, 600</u>				
96	271, 500	<u>328, 000</u>				
97	271, 800	<u>328, 400</u>				
98	272, 200	<u>328, 800</u>				
99	272, 600	<u>329, 200</u>				
100	272, 900	<u>329, 500</u>				
101	273, 200	<u>329, 700</u>				
102	273, 600	<u>330, 000</u>				
103	274, 000	<u>330, 300</u>				
104	274, 300	<u>330, 600</u>				
105	274, 500	<u>331, 000</u>				
106	274, 700	<u>331, 200</u>				
107	275, 000	<u>331, 500</u>				
108	275, 300	<u>331, 900</u>				
109	275, 600	<u>332, 300</u>				
110	275, 900	<u>332, 600</u>				
111	276, 200	<u>332, 900</u>				
112	276, 400	<u>333, 200</u>				
113	276, 700	<u>333, 500</u>				
114	277, 000	<u>333, 900</u>				
115	277, 300	<u>334, 200</u>				
116	277, 700	<u>334, 400</u>				
117	278, 000	<u>334, 600</u>				
118	278, 300	<u>334, 900</u>				
119	278, 600	<u>335, 200</u>				

改正後

120	279,000					
121	279,200					
122	279,400					
123	279,800					
124	280,100					
125	280,300					
126	280,600					
127	281,000					
128	281,400					
129	281,600					
130	282,000					
131	282,400					
132	282,700					
133	282,900					
134	283,200					
135	283,600					
136	283,900					
137	284,100					
138	284,400					
139	284,700					
140	285,000					
141	285,200					
142	285,400					
143	285,600					
144	285,900					
145	286,300					
146	286,500					
147	286,800					
148	287,100					
149	287,400					
150	287,600					
151	287,900					
152	288,100					
153	288,400					

備考

1～2 『現行どおり』

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
基準給料 月額	『現行どおり』	『現行どおり』	『現行どおり』	『現行どおり』	『現行どおり』	『現行どおり』

改正前

120	279,000	335,500				
121	279,200	335,700				
122	279,400					
123	279,800					
124	280,100					
125	280,300					
126	280,600					
127	281,000					
128	281,400					
129	281,600					
130	282,000					
131	282,400					
132	282,700					
133	282,900					
134	283,200					
135	283,600					
136	283,900					
137	284,100					
138	284,400					
139	284,700					
140	285,000					
141	285,200					
142	285,400					
143	285,600					
144	285,900					
145	286,300					
146	286,500					
147	286,800					
148	287,100					
149	287,400					
150	287,600					
151	287,900					
152	288,100					
153	288,400					

備考

1～2 『省略』

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
基準給料 月額	『省略』	『省略』	『省略』	『省略』	『省略』	『省略』

議第 17 号

草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 27 日

草津市長 橋川 涉

草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の退職手当に関する条例（昭和32年草津市条例第7号）の一部を次の表のよう
に改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第9条 《現行どおり》 (失業者の退職手当)	第1条～第9条 《省略》 (失業者の退職手当)
第10条 《現行どおり》 2～10 《現行どおり》 11 《現行どおり》 (1)～(3) 《現行どおり》 (4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法 第56条の3第3項に規定する就業促進 手当の額に相当する金額 (5)～(6) 《現行どおり》 12～13 《現行どおり》 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支 給があつたときは、第1項、第3項または 第11項の規定の適用については、 <u>雇用保 険法第56条の3第1項第1号に該当する 者に係る就業促進手当について同条第4項 の規定により基本手当を支給したものとみ なされる日数に相当する日数分の第1項ま たは第3項の規定による退職手当の支給が あつたものとみなす。</u>	第1条～第9条 《省略》 (失業者の退職手当)
《改正前を削る》	12～13 《省略》 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支 給があつたときは、第1項、第3項または 第11項の規定の適用については、 <u>次の各 号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定 める日数分の第1項または第3項の規定に よる退職手当の支給があつたものとみな す。</u>
《改正前を削る》	(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号 イに該当する者に係る就業促進手当に相 当する退職手当 当該退職手当の支給を 受けた日数に相当する日数</u> (2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号 ロに該当する者に係る就業促進手当に相 当する退職手当 当該就業促進手当につ いて同条第5項の規定により基本手当を 支給したものとみなされる日数に相当す る日数</u>
15～17 《現行どおり》 第11条～第20条 《現行どおり》 付 則 1～6 《現行どおり》 7 <u>令和9年3月31日</u> 以前に退職した職員 に対する第10条第10項の規定の適用に ついては、同項中「第28条まで」とあるの は「第28条までおよび附則第5条」と、同 項第2号中「ロ 雇用保険法第22条第2項 に規定する厚生労働省令で定める理由によ	15～17 《省略》 第11条～第20条 《省略》 付 則 1～6 《省略》 7 <u>令和7年3月31日</u> 以前に退職した職員 に対する第10条第10項の規定の適用に ついては、同項中「第28条まで」とあるの は「第28条までおよび附則第5条」と、同 項第2号中「ロ 雇用保険法第22条第2項 に規定する厚生労働省令で定める理由によ

改正後	改正前
<p>り就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは「</p> <p>ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの</p> <p>ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの(イに掲げる者を除く。)</p> <p>」とする。</p> <p>8～15 《現行どおり》</p>	<p>り就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは「</p> <p>ロ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの</p> <p>ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの(イに掲げる者を除く。)</p> <p>」とする。</p> <p>8～15 《省略》</p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第18号

草津市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日

草津市長 橋川涉

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第141条 《現行どおり》 (入湯税の課税免除)	第1条～第141条 《省略》 (入湯税の課税免除)
第142条 《現行どおり》 (1)～(3) 《現行どおり》	第142条 《省略》 (1)～(3) 《省略》
(4) 入浴利用料金が <u>1,500円未満</u> （ <u>消費税額および地方消費税額を除く。）</u> の 浴場に入湯する者 (入湯税の税率)	(4) 入浴利用料金が <u>1,000円未満</u> の浴 場に入湯する者 (入湯税の税率)
第143条 入湯税の税率は、 <u>次の各号に掲 げる区分に応じ、一の鉱泉浴場における入 湯に対し、入湯客1人1日（第1号の場合 にあつては、1泊をもつて1日とする。）</u> につき、当該各号に掲げる額とする。 (1) 宿泊を伴う入湯 150円 (2) 宿泊を伴わない入湯 75円	第143条 入湯税の税率は、 <u>入湯客1人1 日について、150円とする。</u>
第144条～第155条 《現行どおり》	《改正後に新設》 《改正後に新設》 第144条～第155条 《省略》

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第19号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日

草津市長 橋川涉

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例（昭和30年草津市条例第26号）の一部を次の表のよう

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)	第1条～第2条 《省略》 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>100分の6.9</u> を乗じて算定する。	第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>100分の6.0</u> を乗じて算定する。
2 《現行どおり》 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)	2 《省略》 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)
第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>29,000円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)	第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>25,100円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)
第5条 《現行どおり》 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者のいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)および特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。)以外の世帯 1世帯について <u>19,000円</u> (2) 特定世帯 1世帯について <u>9,50</u>	第5条 《省略》 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者のいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)および特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。)以外の世帯 1世帯について <u>17,900円</u> (2) 特定世帯 1世帯について <u>8,95</u>

改正後	改正前
<p>0円</p> <p>(3) 特定継続世帯 1世帯について <u>1</u> <u>4, 250円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の2 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.7</u>を乗じて算出する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の4 《現行どおり》</p> <p>(1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>7,300円</u></p> <p>(2) 特定世帯 1世帯について <u>3,650円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 1世帯について <u>5,475円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第5条の5 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条の6 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>11,500円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の7 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>6,100円</u>とする。</p> <p>第6条～第16条 《現行どおり》</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第17条 《現行どおり》</p> <p>(1) 《現行どおり》</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>20,300円</u></p> <p>イ 《現行どおり》</p> <p>(ア) 特定世帯および特定継続世帯以</p>	<p>0円</p> <p>(3) 特定継続世帯 1世帯について <u>1</u> <u>3,425円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の2 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算出する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の4 《省略》</p> <p>(1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>7,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 1世帯について <u>3,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 1世帯について <u>5,250円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第5条の5 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条の6 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>10,700円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の7 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>5,500円</u>とする。</p> <p>第6条～第16条 《省略》</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第17条 《省略》</p> <p>(1) 《省略》</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>17,570円</u></p> <p>イ 《省略》</p> <p>(ア) 特定世帯および特定継続世帯以</p>

改正後	改正前
外の世帯 1世帯について <u>13,300円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>6,650円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>9,975円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,840円</u> エ 『現行どおり』 (ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>5,110円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>2,555円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>3,833円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,050円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,270円</u> (2) 『現行どおり』 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>14,500円</u> イ 『現行どおり』 (ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>9,500円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>4,750円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>7,125円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,60</u>	外の世帯 1世帯について <u>12,530円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>6,265円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>9,398円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,510円</u> エ 『省略』 (ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>4,900円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>2,450円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>3,675円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,490円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,850円</u> (2) 『省略』 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>12,550円</u> イ 『省略』 (ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>8,950円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>4,475円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>6,713円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,65</u>

改正後	改正前
<u>0円</u> エ 『現行どおり』 (ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3, 6 5 0円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>1, 8 2 5円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2, 7 3 8円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5, 7 5 0円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3, 0 5 0円</u> (3) 『現行どおり』 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5, 8 0 0円</u> イ 『現行どおり』 (ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3, 8 0 0円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>1, 9 0 0円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2, 8 5 0円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2, 2 4 0円</u> エ 『現行どおり』 (ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1, 4 6 0円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>7 3 0円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>1, 0 9 5円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額	<u>0円</u> エ 『省略』 (ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3, 5 0 0円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>1, 7 5 0円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2, 6 2 5円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5, 3 5 0円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2, 7 5 0円</u> (3) 『省略』 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5, 0 2 0円</u> イ 『省略』 (ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>3, 5 8 0円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>1, 7 9 0円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>2, 6 8 5円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1, 8 6 0円</u> エ 『省略』 (ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について <u>1, 4 0 0円</u> (イ) 特定世帯 1世帯について <u>7 0 0円</u> (ウ) 特定継続世帯 1世帯について <u>1, 0 5 0円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

改正後	改正前
介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,300円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,220円</u>	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,140円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,100円</u>
2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,350円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,250円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,600円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,500円</u> (2) 《現行どおり》 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,680円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,800円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,480円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,600円</u>	2 《省略》 (1) 《省略》 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,765円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,275円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,040円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,550円</u> (2) 《省略》 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,395円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,325円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,720円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,650円</u>
3 《現行どおり》 第17条の2～第22条 《現行どおり》	3 《省略》 第17条の2～第22条 《省略》

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 20 号

草津市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 27 日

草津市長 橋 川 渉

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第10条 《現行どおり》 別表（第2条関係） 1～13 《現行どおり》 14 《現行どおり》 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査 建築物に関する確認申請手数料で次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合	第1条～第10条 《省略》 別表（第2条関係） 1～13 《省略》 14 《省略》 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査 建築物に関する確認申請手数料
床面積の合計	床面積の合計
30平方メートル以内のもの	30平方メートル以内のもの
30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの	30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの
100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの
200平方メートルを超える、 <u>300</u> 平方メートル以内のもの	200平方メートルを超える、 <u>500</u> 平方メートル以内のもの
<u>300</u> 平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの	《改正後に新設》
500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの	500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの
1,000平方メートルを超える、2,000平方	1,000平方メートルを超える、2,000平方
床面積の合計	1件についての手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>18,000</u> 円（構造計算書の添付を要しないものは、 <u>17,000</u> 円）
30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの	<u>27,000</u> 円（構造計算書の添付を要しないものは、 <u>26,000</u> 円）
100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	<u>41,000</u> 円（構造計算書の添付を要しないものは、 <u>37,000</u> 円）
200平方メートルを超える、 <u>300</u> 平方メートル以内のもの	<u>46,000</u> 円（構造計算書の添付を要しないものは、 <u>40,000</u> 円）
<u>300</u> 平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの	<u>55,000</u> 円
500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの	<u>96,000</u> 円
1,000平方メートルを超える、2,000平方	<u>150,000</u> 円
床面積の合計	1件についての手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>17,000</u> 円（構造計算書の添付を要しないものは、 <u>12,000</u> 円）
30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの	<u>26,000</u> 円（構造計算書の添付を要しないものは、 <u>18,000</u> 円）
100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	<u>40,000</u> 円（構造計算書の添付を要しないものは、 <u>27,000</u> 円）
200平方メートルを超える、 <u>500</u> 平方メートル以内のもの	<u>53,000</u> 円（構造計算書の添付を要しないものは、 <u>35,000</u> 円）
《改正後に新設》	《改正後に新設》
500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの	<u>93,000</u> 円
1,000平方メートルを超える、2,000平方	<u>140,000</u> 円

改正後		改正前	
メートル以内のもの		メートル以内のもの	
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
5, 000平方メートル を超える、10, 000平 方メートル以内のもの	300, 000円	5, 000平方メートル を超える、10, 000平 方メートル以内のもの	290, 000円
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
50, 000平方メート ルを超えるもの	790, 000円	50, 000平方メート ルを超えるもの	780, 000円
備考 《現行どおり》 1～4 《現行どおり》		備考 《省略》 1～4 《省略》	
<p>イ 当該申請または通知(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項において「建築物省エネ法」という。)第1条第6項に規定する適合性判定通知書またはその写しの提出がないものに限る。)に係る建築物が、建築物省エネ法第11条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「建築物省エネ法施行規則」という。)第2条第1項第1号に掲げる特定建築行為に限る。)または建築物省エネ法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為(建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号に掲げる特定建築行為に限る。)である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)または(イ)に掲げる当該申請または通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)または(イ)に定める金額を加算した金額 (ア) 一戸建て住宅</p>		《改正後に新設》	
床面積の合計	1件についての手数 料の額		
200平方メートル未満 のもの	16, 000円		
200平方メートル以上 のもの	17, 000円		
(イ) 共同住宅または長屋住宅			
床面積の合計	1件についての手数 料の額		
300平方メートル未満	27, 000円		

改正後	改正前
のもの	
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの	40,000円
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの	62,000円
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの	79,000円
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの	161,000円
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの	293,000円
50,000平方メートル以上のもの	558,000円
備考	床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める面積について算定する。
1	建築物を建築する場合(次号に掲げる場合および移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
2	確認を受け、または適合すると認められた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
3	建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の模様替をし、またはその用途を変更する場合(この表の備考4に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替または用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
4	計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕もしくは大規模の模様替をし、またはその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
5	建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積で算定した額を加えた額とする。

改正後	改正前												
<p>(2) 《現行どおり》</p> <p>ア 建築設備を設置する場合(イに掲げる場合を除く。) 1の建築設備につき<u>27,000円</u>(小荷物専用昇降機については、<u>12,000円</u>)</p> <p>イ 確認を受け、または適合すると認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1の建築設備につき<u>17,000円</u>(小荷物専用昇降機については、<u>6,900円</u>)</p> <p>(3) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査</p> <p>工作物に関する確認申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知手数料</p> <p>ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。) 1の工作物につき<u>25,000円</u></p> <p>イ 確認を受け、または適合すると認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1の工作物につき<u>16,000円</u></p> <p>(4) <u>法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物以外の建築物に関する</u>法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査</p> <p>ア <u>建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為または同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である</u>場合以外の建築物に関する完了検査申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料</p>	<p>(2) 《省略》</p> <p>ア 建築設備を設置する場合(イに掲げる場合を除く。) 1の建築設備につき<u>26,000円</u>(小荷物専用昇降機については、<u>11,000円</u>)</p> <p>イ 確認を受け、または適合すると認められた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1の建築設備につき<u>14,000円</u>(小荷物専用昇降機については、<u>6,000円</u>)</p> <p>(3) 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知に対する審査</p> <p>工作物に関する確認申請または法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物の計画の通知手数料</p> <p>ア 工作物を築造する場合(イに掲げる場合を除く。) 1の工作物につき<u>24,000円</u></p> <p>イ 確認を受け、または適合すると認められた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1の工作物につき<u>13,000円</u></p> <p>(4) 法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査</p> <p>ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>(平成27年法律第53号。以下この項において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項の規定が適用される場合以外の建築物に関する完了検査申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料</p>												
<table border="1"> <tr> <td>床面積の合計</td> <td>1件についての手数料の額</td> </tr> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td><u>19,000円</u></td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超</td> <td><u>29,000円</u></td> </tr> </table>	床面積の合計	1件についての手数料の額	30平方メートル以内のもの	<u>19,000円</u>	30平方メートルを超	<u>29,000円</u>	<table border="1"> <tr> <td>床面積の合計</td> <td>1件についての手数料の額</td> </tr> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td><u>18,000円</u></td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超</td> <td><u>27,000円</u></td> </tr> </table>	床面積の合計	1件についての手数料の額	30平方メートル以内のもの	<u>18,000円</u>	30平方メートルを超	<u>27,000円</u>
床面積の合計	1件についての手数料の額												
30平方メートル以内のもの	<u>19,000円</u>												
30平方メートルを超	<u>29,000円</u>												
床面積の合計	1件についての手数料の額												
30平方メートル以内のもの	<u>18,000円</u>												
30平方メートルを超	<u>27,000円</u>												

改正後		改正前	
え、100平方メートル以内のもの		え、100平方メートル以内のもの	
100平方メートルを超えて、200平方メートル以内のもの	<u>36,000円</u>	100平方メートルを超えて、200平方メートル以内のもの	<u>34,000円</u>
200平方メートルを超えて、 <u>300平方メートル</u> 以内のもの	<u>39,000円</u>	200平方メートルを超えて、 <u>500平方メートル</u> 以内のもの	<u>46,000円</u>
<u>300平方メートルを超えて、500平方メートル以内のもの</u>	<u>47,000円</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》
500平方メートルを超えて、1,000平方メートル以内のもの	<u>66,000円</u>	500平方メートルを超えて、1,000平方メートル以内のもの	<u>67,000円</u>
1,000平方メートルを超えて、2,000平方メートル以内のもの	<u>85,000円</u>	1,000平方メートルを超えて、2,000平方メートル以内のもの	<u>86,000円</u>
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
10,000平方メートルを超えて、50,000平方メートル以内のもの	<u>290,000円</u>	10,000平方メートルを超えて、50,000平方メートル以内のもの	<u>300,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>560,000円</u>	50,000平方メートルを超えるもの	<u>570,000円</u>

備考 《現行どおり》

イ 建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為または同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合は、アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、次の(ア)から(ウ)までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める額を加えた額

建築物省エネ法第11条第1項の規定が適用される場合の手数料

(ア) 当該申請または通知に係る建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合

床面積の合計	1件についての手数料の額
300平方メートル未満のもの	<u>9,400円</u>
《現行どおり》	《現行どおり》

備考 《省略》

イ 建築物省エネ法第11条第1項の規定が適用される場合は、アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に当該申請または通知に係る建築物に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定部分について次の表により算定した額を加えた額

建築物省エネ法第11条第1項の規定が適用される場合の手数料

床面積の合計	1件についての手数料の額
300平方メートル未満のもの	<u>9,000円</u>
《省略》	《省略》

改正後	改正前
1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの <u>27, 000円</u>	1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの <u>26, 000円</u>
2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの <u>81, 000円</u>	2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの <u>77, 000円</u>
5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの <u>127, 000円</u>	5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの <u>123, 000円</u>
10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの <u>161, 000円</u>	10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの <u>155, 000円</u>
25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの <u>201, 000円</u>	25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの <u>194, 000円</u>
50, 000平方メートル以上のもの <u>282, 000円</u>	50, 000平方メートル以上のもの <u>271, 000円</u>
<p>備考 床面積の合計は、<u>次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める面積について算定する。</u></p> <p><u>1 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕または模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</u></p> <p><u>2 建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積で算定した額を加えた額とする。</u></p> <p><u>3 床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積について算定する。</u></p> <p><u>（イ）当該申請または通知に係る建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合</u></p> <p><u>a 一戸建て住宅 1件につき4,700円</u></p>	
<p>備考 床面積の合計は、<u>建築物省エネ法第11条第1項の規定が適用される建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な部分の建築物の床面積について算定し、申請中に建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積で算定した額を加えた額とする。</u></p> <p>《改正後に新設》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>《改正後に新設》</p>	

改正後	改正前																
<p>b 共同住宅または長屋住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300平方メートル未満のもの</td><td>9,400円</td></tr> <tr> <td>300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの</td><td>45,000円</td></tr> <tr> <td>5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの</td><td>81,000円</td></tr> <tr> <td>10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの</td><td>129,000円</td></tr> <tr> <td>25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの</td><td>196,000円</td></tr> <tr> <td>50,000平方メートル以上のもの</td><td>297,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める面積について算定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、またはその大規模の修繕もしくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕または模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積で算定した額を加えた額とする。 床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積について算定する。 <p><u>(ウ)</u> 当該申請または通知に係る建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分について(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、住宅</p> <p>《改正後に新設》</p>	床面積の合計	1件についての手数料の額	300平方メートル未満のもの	9,400円	300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの	20,000円	2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの	45,000円	5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの	81,000円	10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの	129,000円	25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの	196,000円	50,000平方メートル以上のもの	297,000円	
床面積の合計	1件についての手数料の額																
300平方メートル未満のもの	9,400円																
300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの	20,000円																
2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの	45,000円																
5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの	81,000円																
10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの	129,000円																
25,000平方メートル以上、50,000平方メートル未満のもの	196,000円																
50,000平方メートル以上のもの	297,000円																

改正後	改正前																								
<p>の用途に供する部分について(イ)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額</p> <p>(5) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 建築設備に関する完了検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料1の建築設備につき<u>32,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>18,000円</u>)</p> <p>(6) 法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 工作物に関する完了検査申請または法第88条第1項もしくは第2項において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料 1の工作物につき27,000円</p> <p>(7) 《現行どおり》 ア 建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為または同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合以外の特定工程に係る建築物に関する完了検査申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料</p>	<p>(5) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 建築設備に関する完了検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料1の建築設備につき<u>34,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>19,000円</u>)</p> <p>(6) 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査 工作物に関する完了検査申請または法第88条第1項において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料 1の工作物につき27,000円</p> <p>(7) 《省略》 ア 建築物省エネ法第11条第1項の規定が適用される場合以外の特定工程に係る建築物に関する完了検査申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>1件についての手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td><u>16,000円</u></td> </tr> <tr> <td>《現行どおり》</td> <td>《現行どおり》</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの</td> <td><u>30,000円</u></td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超える、<u>300</u>平方メートル以内のもの</td> <td><u>35,000円</u></td> </tr> <tr> <td>300平方メートルを超</td> <td><u>43,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	1件についての手数料の額	30平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	<u>30,000円</u>	200平方メートルを超える、 <u>300</u> 平方メートル以内のもの	<u>35,000円</u>	300平方メートルを超	<u>43,000円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>1件についての手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td><u>17,000円</u></td> </tr> <tr> <td>《省略》</td> <td>《省略》</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの</td> <td><u>31,000円</u></td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超える、<u>500</u>平方メートル以内のもの</td> <td><u>43,000円</u></td> </tr> <tr> <td>《改正後に新設》</td> <td>《改正後に新設》</td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	1件についての手数料の額	30平方メートル以内のもの	<u>17,000円</u>	《省略》	《省略》	100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	<u>31,000円</u>	200平方メートルを超える、 <u>500</u> 平方メートル以内のもの	<u>43,000円</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》
床面積の合計	1件についての手数料の額																								
30平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>																								
《現行どおり》	《現行どおり》																								
100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	<u>30,000円</u>																								
200平方メートルを超える、 <u>300</u> 平方メートル以内のもの	<u>35,000円</u>																								
300平方メートルを超	<u>43,000円</u>																								
床面積の合計	1件についての手数料の額																								
30平方メートル以内のもの	<u>17,000円</u>																								
《省略》	《省略》																								
100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	<u>31,000円</u>																								
200平方メートルを超える、 <u>500</u> 平方メートル以内のもの	<u>43,000円</u>																								
《改正後に新設》	《改正後に新設》																								

改正後		改正前	
え、500平方メートル以内のもの			
500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの	<u>62,000円</u>	500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの	<u>64,000円</u>
1,000平方メートルを超える、2,000平方メートル以内のもの	<u>79,000円</u>	1,000平方メートルを超える、2,000平方メートル以内のもの	<u>82,000円</u>
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
10,000平方メートルを超える、50,000平方メートル以内のもの	<u>280,000円</u>	10,000平方メートルを超える、50,000平方メートル以内のもの	<u>290,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>550,000円</u>	50,000平方メートルを超えるもの	<u>560,000円</u>
備考 《現行どおり》		備考 《省略》	
<p>イ 建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為または同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合は、アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に当該申請または通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ第4号イの表により算定した額を加えた額</p> <p>(8) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る建築設備に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査</p> <p>特定工程に係る建築設備に関する完了検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料 1の建築設備につき<u>30,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>18,000円</u>)</p> <p>(9) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査</p> <p>建築物に関する中間検査申請または法第18条第28項の規定に基づく通知手数料</p>		<p>イ 建築物省エネ法第11条第1項の規定が適用される場合は、アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に当該申請または通知に係る建築物に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定部分について第4号イの表により算定した額を加えた額</p> <p>(8) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の特定工程に係る建築設備に関する法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査</p> <p>特定工程に係る建築設備に関する完了検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく完了の通知手数料 1の建築設備につき<u>32,000円</u> (小荷物専用昇降機については、<u>19,000円</u>)</p> <p>(9) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査</p> <p>建築物に関する中間検査申請または法第18条第28項の規定に基づく通知手数料</p>	
中間検査を行う部分の床 1件についての手数		中間検査を行う部分の床 1件についての手数	

改正後		改正前	
面積の合計	料の額	面積の合計	料の額
30平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>	30平方メートル以内のもの	<u>17,000円</u>
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
200平方メートルを超えて、 <u>300平方メートル</u> 以内のもの	<u>35,000円</u>	200平方メートルを超えて、 <u>500平方メートル</u> 以内のもの	<u>42,000円</u>
300平方メートルを超えて、 <u>500平方メートル</u> 以内のもの	<u>41,000円</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》
500平方メートルを超えて、1,000平方メートル以内のもの	<u>60,000円</u>	500平方メートルを超えて、1,000平方メートル以内のもの	<u>63,000円</u>
1,000平方メートルを超えて、2,000平方メートル以内のもの	<u>77,000円</u>	1,000平方メートルを超えて、2,000平方メートル以内のもの	<u>80,000円</u>
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
10,000平方メートルを超えて、50,000平方メートル以内のもの	<u>270,000円</u>	10,000平方メートルを超えて、50,000平方メートル以内のもの	<u>280,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>490,000円</u>	50,000平方メートルを超えるもの	<u>510,000円</u>
(10) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の中間検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 建築設備に関する中間検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知手数料1の建築設備につき <u>28,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>17,000円</u>)		(10) 法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備の中間検査の申請または法第87条の4において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 建築設備に関する中間検査申請または法第87条の4において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知手数料1の建築設備につき <u>25,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>15,000円</u>)	
(11) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物の中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 工作物に関する中間検査申請または法第88条第1項において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知手数料1の工作物につき <u>20,000円</u>		(11) 法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物の中間検査の申請または法第88条第1項において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査 工作物に関する中間検査申請または法第88条第1項において準用する法第18条第28項の規定に基づく通知手数料1の工作物につき <u>17,000円</u>	
(12) 法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または法第18条第38項第1号もしくは第2号(これらの規定を法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。)の規		(12) 法第7条の6第1項第1号もしくは第2号または法第18条第38項第1号もしくは第2号(これらの規定を法第87条の4または第88条第1項もしくは第2項において準用する場合を含む。)の規	

改正後	改正前
<p>定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料 1件につき<u>130,000円</u></p> <p>(13) 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 1件につき<u>32,000円</u></p> <p>(13)の2 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料 1件につき<u>37,000円</u></p> <p>(14) 法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料 1件につき<u>37,000円</u></p> <p>(15) 法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 道路内における建築認定申請手数料 1件につき<u>32,000円</u></p> <p>(16)～(17) 《現行どおり》</p> <p>(18) 《現行どおり》 ア イまたはウに掲げる場合以外の場合 1件につき<u>170,000円</u> イ 法第48条第16項第1号に掲げる許可をする場合 1件につき<u>100,000円</u> ウ 法第48条第16項第2号に掲げる許可をする場合 1件につき<u>140,000円</u></p> <p>(19) 《現行どおり》</p> <p>(19)の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査 建築物の容積率の特例認定申請手数料 1件につき<u>32,000円</u></p> <p>(20) 《現行どおり》</p> <p>(20)の2 法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 1件につき<u>37,000円</u></p> <p>(21) 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 建築物の建蔽率に関する制限の適用除</p>	<p>定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料 1件につき<u>120,000円</u></p> <p>(13) 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 1件につき<u>27,000円</u></p> <p>(13)の2 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料 1件につき<u>33,000円</u></p> <p>(14) 法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料 1件につき<u>33,000円</u></p> <p>(15) 法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 道路内における建築認定申請手数料 1件につき<u>27,000円</u></p> <p>(16)～(17) 《省略》</p> <p>(18) 《省略》 ア イまたはウに掲げる場合以外の場合 1件につき<u>180,000円</u> イ 法第48条第16項第1号に掲げる許可をする場合 1件につき<u>110,000円</u> ウ 法第48条第16項第2号に掲げる許可をする場合 1件につき<u>130,000円</u></p> <p>(19) 《省略》</p> <p>(19)の2 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査 建築物の容積率の特例認定申請手数料 1件につき<u>27,000円</u></p> <p>(20) 《省略》</p> <p>(20)の2 法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 1件につき<u>33,000円</u></p> <p>(21) 法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 建築物の建蔽率に関する制限の適用除</p>

改正後	改正前
外に係る許可申請手数料 1件につき <u>3 7,000円</u> (22) 《現行どおり》 (23) 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 建築物の高さの特例認定申請手数料 1件につき <u>32,000円</u> (23)の2～(25) 《現行どおり》 (26) 法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>32,000円</u> (27)～(29) 《現行どおり》 (30) 法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率または同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画または沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区または沿道再開発等促進区内における建築物の容積率、建築物の建蔽率または建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>32,000円</u> (31) 《現行どおり》 (32) 法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画の区域のうち開発整備促進区で地区整備計画が定められているものの区域内における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>32,000円</u> (33) 法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画、沿道地区計画または防災街区整備地区計画の区域のうち誘導容積型の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>32,000円</u> (34) 法第68条の5の2の規定に基づく	外に係る許可申請手数料 1件につき <u>3 3,000円</u> (22) 《省略》 (23) 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 建築物の高さの特例認定申請手数料 1件につき <u>27,000円</u> (23)の2～(25) 《省略》 (26) 法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>27,000円</u> (27)～(29) 《省略》 (30) 法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率または同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画または沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区または沿道再開発等促進区内における建築物の容積率、建築物の建蔽率または建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>27,000円</u> (31) 《省略》 (32) 法第68条の3第7項の規定に基づく建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画の区域のうち開発整備促進区で地区整備計画が定められているものの区域内における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>27,000円</u> (33) 法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 地区計画、沿道地区計画または防災街区整備地区計画の区域のうち誘導容積型の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>27,000円</u> (34) 法第68条の5の2の規定に基づく

改正後	改正前
<p>建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p> <p>区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき <u>32,000円</u></p> <p>(35) 『現行どおり』</p> <p>(36) 法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p> <p>地区計画、沿道地区計画または防災街区整備地区計画の区域のうち街並み誘導型の区域内における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき <u>32,000円</u></p> <p>(37) 法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの認定の申請に対する審査</p> <p>地区計画、沿道地区計画または防災街区整備地区計画の区域のうち街並み誘導型の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき <u>32,000円</u></p> <p>(38) 法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する認定に対する審査</p> <p>地区計画区域内における建築物の建築面積の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき <u>32,000円</u></p> <p>(39) 『現行どおり』</p> <p>(40) 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</p> <p>仮設建築物建築許可申請手数料 1 件につき <u>140,000円</u></p> <p>(40)の2 『現行どおり』</p> <p>(41) 法第86条第1項の規定に基づく1または2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>一団地の特例認定申請手数料 建築物の数が1または2である場合にあつては <u>85,000円</u>、建築物の数が3以上である場合にあつては <u>85,000円</u>に2を超える建築物の数に <u>26,000円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p> <p>区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき <u>27,000円</u></p> <p>(35) 『省略』</p> <p>(36) 法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査</p> <p>地区計画、沿道地区計画または防災街区整備地区計画の区域のうち街並み誘導型の区域内における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき <u>27,000円</u></p> <p>(37) 法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの認定の申請に対する審査</p> <p>地区計画、沿道地区計画または防災街区整備地区計画の区域のうち街並み誘導型の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき <u>27,000円</u></p> <p>(38) 法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する認定に対する審査</p> <p>地区計画区域内における建築物の建築面積の適用除外に係る認定申請手数料 1 件につき <u>27,000円</u></p> <p>(39) 『省略』</p> <p>(40) 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</p> <p>仮設建築物建築許可申請手数料 1 件につき <u>120,000円</u></p> <p>(40)の2 『省略』</p> <p>(41) 法第86条第1項の規定に基づく1または2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>一団地の特例認定申請手数料 建築物の数が1または2である場合にあつては <u>78,000円</u>、建築物の数が3以上である場合にあつては <u>78,000円</u>に2を超える建築物の数に <u>28,000円</u>を乗じて得た額を加算した額</p>

改正後	改正前
(42) 法第86条第2項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 既存建築物を含めた一団地の特例認定申請手数料 建築物(建築等をするものに限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては <u>85,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>85,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>26,000円</u> を乗じて得た額を加算した額	(42) 法第86条第2項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 既存建築物を含めた一団地の特例認定申請手数料 建築物(建築等をするものに限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては <u>78,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>78,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
(43) 法第86条第3項の規定に基づく1または2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 一団地の特例ならびに建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物の数が1または2である場合にあつては <u>220,000円</u> 、建築物の数が3以上である場合にあつては <u>220,000円</u> に2を超える建築物の数に <u>26,000円</u> を乗じて得た額を加算した額	(43) 法第86条第3項の規定に基づく1または2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 一団地の特例ならびに建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物の数が1または2である場合にあつては <u>220,000円</u> 、建築物の数が3以上である場合にあつては <u>220,000円</u> に2を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
(44) 法第86条第4項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 既存建築物を含めた一団地の特例ならびに建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物(建築等をするものに限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては <u>220,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>220,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>26,000円</u> を乗じて得た額を加算した額	(44) 法第86条第4項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 既存建築物を含めた一団地の特例ならびに建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物(建築等をするものに限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては <u>220,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>220,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
(45) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査 一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料 建築物(一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては <u>85,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>85,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>26,000円</u> を乗じて得た額を加算した額	(45) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査 一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の認定申請手数料 建築物(一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては <u>78,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあつては <u>78,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額

改正後	改正前
(46) 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の許可の申請に対する審査 一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物(一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に <u>26,000円</u> を乗じて得た額を加算した額	(46) 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の許可の申請に対する審査 一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物(一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
(47) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の許可の申請に対する審査 一敷地内許可建築物以外の建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物(一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に <u>26,000円</u> を乗じて得た額を加算した額	(47) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の許可の申請に対する審査 一敷地内許可建築物以外の建築物の容積率または各部分の高さの特例許可申請手数料 建築物(一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
(48) 法第86条の5第1項の規定に基づく1または2以上の建築物の認定または許可の取消しの申請に対する審査 1または2以上の建築物の認定または許可の取消し申請手数料 <u>7,000円</u> に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	(48) 法第86条の5第1項の規定に基づく1または2以上の建築物の認定または許可の取消しの申請に対する審査 1または2以上の建築物の認定または許可の取消し申請手数料 <u>6,400円</u> に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
(49) 法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>32,000円</u>	(49) 法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離または高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 1件につき <u>27,000円</u>
(50) 法第86条の8第1項の規定に基づく法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて増築等を行う場合の	(50) 法第86条の8第1項の規定に基づく法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて増築等を行う場合の

改正後	改正前
<p>全体計画に係る認定の申請に対する審査 法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて増築等を行う場合の全体計画に係る認定申請手数料 1件につき<u>32,000円</u></p> <p>(51) 法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に基づく同条第1項の全体計画の変更認定申請に対する審査 法第86条の8第3項の規定に基づく同条第1項の全体計画の変更認定申請手数料 1件につき<u>32,000円</u></p> <p>(51)の2 法第87条の2第1項の規定に基づく法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の全体計画に係る認定の申請に対する審査 法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の全体計画に係る認定申請手数料 1件につき<u>32,000円</u></p> <p>(51)の3 法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査 興行場等使用許可申請手数料 1件につき<u>140,000円</u></p> <p>(51)の4 《現行どおり》</p> <p>(52) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)第137条の12第6項または第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定の申請に対する審査 建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料 1件につき<u>32,000円</u></p> <p>(52)の2 政令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査 建築物の移転の認定申請手数料 1件につき<u>32,000円</u></p> <p>(53)～(58) 《現行どおり》</p> <p>15～29 《現行どおり》</p> <p>30 家族等から十分な支援を受けられない場合において、出産日(流産または死産の日</p>	<p>全体計画に係る認定の申請に対する審査 法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて増築等を行う場合の全体計画に係る認定申請手数料 1件につき<u>27,000円</u></p> <p>(51) 法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に基づく同条第1項の全体計画の変更認定申請に対する審査 法第86条の8第3項の規定に基づく同条第1項の全体計画の変更認定申請手数料 1件につき<u>27,000円</u></p> <p>(51)の2 法第87条の2第1項の規定に基づく法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の全体計画に係る認定の申請に対する審査 法第3条第2項に該当する建築物で2以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の全体計画に係る認定申請手数料 1件につき<u>27,000円</u></p> <p>(51)の3 法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査 興行場等使用許可申請手数料 1件につき<u>120,000円</u></p> <p>(51)の4 《省略》</p> <p>(52) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)第137条の12第6項または第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定の申請に対する審査 建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料 1件につき<u>27,000円</u></p> <p>(52)の2 政令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査 建築物の移転の認定申請手数料 1件につき<u>27,000円</u></p> <p>(53)～(58) 《省略》</p> <p>15～29 《省略》</p> <p>30 家族等から十分な支援を受けられない場合において、出産日(流産または死産の日</p>

改正後	改正前
<p>を含む。) から<u>1年以内</u> (早産児および出産予定日より早く生まれた低出生体重児にあつては、出産日から出産予定日の前日までおよび当該予定日から<u>1年以内</u>) の女子および乳児を対象に産後ケア事業として実施するサービスの利用手数料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 母子を医療機関等に宿泊させて行うサービス 1日 (1泊) につき <u>6,600円</u></p> <p>(2) 母子を医療機関等に通所させて行うサービス 1日につき <u>3,400円</u></p> <p>(3) 助産師が母子の家庭を訪問して行うサービス 1回につき <u>1,600円</u></p> <p>3 1～3 6 《現行どおり》</p> <p>3 7 1歳未満の<u>こども</u>を養育する家庭を対象に、家事や育児を支援するためのホームヘルパーを派遣する草津っ子サポート事業の利用手数料は、1時間当たり 500円とする。</p> <p>3 8～4 1 《現行どおり》</p> <p>4 2 低炭素建築物新築等計画の認定の審査に係る手数料は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。なお、この項において「<u>誘導性能基準</u>」とは、<u>建築物エネルギー消費性能基準等</u>を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「<u>基準省令</u>」という。) 第10条第2号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準を、「<u>誘導仕様基準</u>」とは、<u>基準省令第10条第2号イ(2)</u>およびロ(2)に掲げる基準を、「<u>誘導併用基準</u>」とは、<u>基準省令第10条第2号イ(1)</u>およびロ(2)に掲げる基準または同号イ(2)およびロ(1)に掲げる基準をいう。</p> <p>(1) 《現行どおり》</p> <p>ア 《現行どおり》</p> <p>(ア) <u>誘導性能基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき</p>	<p>を含む。) から起算して1年を経過する日の前日まで(早産児および出産予定日より早く生まれた低出生体重児にあつては、出産日から起算して出産予定日の前日までおよび当該予定日から起算して1年を経過する日の前日まで)の女子および乳児を対象に産後ケア事業として実施するサービスの利用手数料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 母子を医療機関に宿泊させて行うサービス 1日 (1泊) につき <u>9,600円</u> 《改正後に新設》</p> <p>(2) 助産師が母子の家庭を訪問して行うサービス 1回につき <u>2,100円</u></p> <p>3 1～3 6 《省略》</p> <p>3 7 1歳未満の<u>子ども</u>を養育する家庭を対象に、家事や育児を支援するためのホームヘルパーを派遣する草津っ子サポート事業の利用手数料は、1時間当たり 500円とする。</p> <p>3 8～4 1 《省略》</p> <p>4 2 低炭素建築物新築等計画の認定の審査に係る手数料は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。なお、この項において「<u>性能基準</u>」および「<u>仕様基準</u>」とは、<u>それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)</u>の規定に基づき定められた基準をいう。</p> <p>(1) 《省略》</p> <p>ア 《省略》</p> <p>(ア) <u>性能基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき</p>
区分	1件についての手数料の額
床面積の合計 が200平方 メートル未満 のもの	<u>47,000円</u> (評価書面(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(住宅の用途に供する部分に限る。)、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14
区分	1件についての手数料の額
床面積の合計 が200平方 メートル未満 のもの	<u>45,000円</u> (評価書面(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(住宅の認定に限る。)、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関その他

改正後		改正前	
	条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関その他市長が認める機関が認定の申請の区分に応じて認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面をいう。以下この項において同じ。)の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700円</u>)		市長が認める機関が認定の申請の区分に応じて認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面をいう。以下この項において同じ。)の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000円</u>)
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	50,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700円</u>)	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	48,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000円</u>)
(イ) <u>誘導仕様基準</u> に適合するものとして認定を受けようとするとき		(イ) <u>仕様基準</u> に適合するものとして認定を受けようとするとき	
区分	1件についての手数料の額	区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	25,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700円</u>)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000円</u>)
床面積の合計が200平方メートル以上もの	26,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700円</u>)	床面積の合計が200平方メートル以上もの	25,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000円</u>)
(ウ) <u>誘導併用基準</u> に適合するものとして認定を受けようとするとき		《改正後に新設》	
区分	1件についての手数料の額	イ 《現行どおり》	
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	36,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700円</u>)	(ア) <u>誘導性能基準</u> に適合するものとして認定を受けようとするとき	
床面積の合計が200平方メートル以上もの	38,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,700円</u>)	イ 《省略》	
(ア) <u>性能基準</u> に適合するものとして認定を受けようとするとき		(ア) <u>性能基準</u> に適合するものとして認定を受けようとするとき	
区分	1件についての手数料の額	区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	82,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>14,000円</u>)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>13,000円</u>)

改正後	改正前
床面積の合計 が300平方 メートル以上 2,000平方 メートル未満 のもの 床面積の合計 が2,000平 方メートル以 上5,000平 方メートル未 満のもの 床面積の合計 が5,000平 方メートル以 上10,000 平方メートル 未満のもの 床面積の合計 が10,000 平方メートル 以上25,00 0平方メート ル未満のもの 床面積の合計 が25,000 平方メートル 以上50,00 0平方メート ル未満のもの 床面積の合計 が50,000 平方メートル 以上のもの	128,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>24,000円</u>) 209,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>49,000円</u>) 295,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>85,000円</u>) 568,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>134,000円</u>) 994,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>200,000円</u>) 1,817,000円 (評価書 面の添付がなされたものにあつ ては、 <u>301,000円</u>)
(イ) <u>誘導仕様基準</u> に適合するものと して認定を受けようとするとき	(イ) <u>仕様基準</u> に適合するものとして 認定を受けようとするとき
区分	1件についての手数料の額
床面積の合計 が300平方 メートル未満 のもの	40,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>14,000円</u>)
床面積の合計 が300平方 メートル以上 2,000平方	64,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>24,000円</u>)
床面積の合計 が300平方 メートル以上 2,000平方	121,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>23,000円</u>)
床面積の合計 が2,000平 方メートル以 上5,000平 方メートル未 満のもの	197,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>46,000円</u>)
床面積の合計 が5,000平 方メートル以 上10,000 平方メートル 未満のもの	278,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>80,000円</u>)
床面積の合計 が10,000 平方メートル 以上25,00 0平方メート ル未満のもの	534,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>126,000円</u>)
床面積の合計 が25,000 平方メートル 以上50,00 0平方メート ル未満のもの	936,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>188,000円</u>)
床面積の合計 が50,000 平方メートル 以上のもの	1,709,000円 (評価書 面の添付がなされたものにあつ ては、 <u>283,000円</u>)

改正後		改正前	
メートル未満のもの		メートル未満のもの	
床面積の合計 が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	111,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>49,000円</u>)	床面積の合計 が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>46,000円</u>)
床面積の合計 が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	164,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>85,000円</u>)	床面積の合計 が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>80,000円</u>)
床面積の合計 が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	294,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>134,000円</u>)	床面積の合計 が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	277,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>126,000円</u>)
床面積の合計 が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	493,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>200,000円</u>)	床面積の合計 が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	464,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>188,000円</u>)
床面積の合計 が50,000平方メートル以上のもの	859,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>301,000円</u>)	床面積の合計 が50,000平方メートル以上のもの	808,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>283,000円</u>)
(ウ) 誘導性能基準と誘導仕様基準の併用の基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		«改正後に新設»	
区分	1件についての手数料の額		
床面積の合計 が300平方メートル未満のもの	61,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>14,000円</u>)		
床面積の合計 が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	96,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>24,000円</u>)		
床面積の合計	160,000円 (評価書面の		

改正後		改正前
が2, 000 平方メートル 以上5, 00 0平方メー トル未満のもの	添付がなされたものにあつて は、49, 000円)	
床面積の合計 が5, 000 平方メートル 以上10, 0 00平方メー トル未満のも の	229, 000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、85, 000円)	
床面積の合計 が10, 00 0平方メート ル以上25, 000平方メ ートル未満の もの	432, 000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、134, 000円)	
床面積の合計 が25, 00 0平方メート ル以上50, 000平方メ ートル未満の もの	745, 000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、200, 000円)	
床面積の合計 が50, 00 0平方メート ル以上もの	1, 338, 000円 (評価書 面の添付がなされたものにあ つては、301, 000円)	
ウ 《現行どおり》 (ア) (イ)に掲げるもの以外のもの		
区分	1件についての手数料の額	
床面積の合計 が300平方 メートル未満 のもの	244, 000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、14, 000円)	
床面積の合計 が300平方 メートル以上 1, 000平方 メートル未満 のもの	302, 000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>21, 000円</u>)	
床面積の合計 が1, 000平	385, 000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて	
ウ 《省略》 (ア) (イ)に掲げるもの以外のもの		
区分	1件についての手数料の額	
床面積の合計 が300平方 メートル未満 のもの	231, 000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、14, 000円)	
床面積の合計 が300平方 メートル以上 1, 000平方 メートル未満 のもの	292, 000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>20, 000円</u>)	
床面積の合計 が1, 000平	364, 000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて	

改正後		改正前	
方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	は、 <u>32,000円</u>	方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	は、 <u>30,000円</u>
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	543,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>85,000円</u>)	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	512,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>81,000円</u>)
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	665,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>132,000円</u>)	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	627,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>125,000円</u>)
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	783,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>166,000円</u>)	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	738,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>156,000円</u>)
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	891,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>206,000円</u>)	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	840,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>194,000円</u>)
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,107,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>286,000円</u>)	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,043,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>270,000円</u>)
(イ) モデル建物法(基準省令第1条第1項第1号ロならびに第10条第1号イ(2)およびロ(2)の規定による評価する方法をいう。以下同じ。)の評価によるもの		(イ) モデル建物法(建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロならびに第10条第1号イ(2)およびロ(2)の規定による評価する方法をいう。以下同じ。)の評価によるもの	
区分	1件についての手数料の額	区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	96,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>14,000円</u>)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>14,000円</u>)
床面積の合計が300平方メートル以上	120,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>21,000円</u>)	床面積の合計が300平方メートル以上	116,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>20,000円</u>)

改正後	改正前		
1,000平方 メートル未満 のもの	1,000平方 メートル未満 のもの		
床面積の合計 が1,000平 方メートル以 上2,000平 方メートル未 満のもの	155,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>32,000円</u>)	床面積の合計 が1,000平 方メートル以 上2,000平 方メートル未 満のもの	147,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>30,000円</u>)
床面積の合計 が2,000平 方メートル以 上5,000平 方メートル未 満のもの	246,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>85,000円</u>)	床面積の合計 が2,000平 方メートル以 上5,000平 方メートル未 満のもの	232,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>81,000円</u>)
床面積の合計 が5,000平 方メートル以 上10,000 平方メートル 未満のもの	318,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>132,000円</u>)	床面積の合計 が5,000平 方メートル以 上10,000 平方メートル 未満のもの	300,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>125,000円</u>)
床面積の合計 が10,000 平方メートル 以上25,00 0平方メート ル未満のもの	380,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>166,000円</u>)	床面積の合計 が10,000 平方メートル 以上25,00 0平方メート ル未満のもの	359,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>156,000円</u>)
床面積の合計 が25,000 平方メートル 以上50,00 0平方メート ル未満のもの	445,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>206,000円</u>)	床面積の合計 が25,000 平方メートル 以上50,00 0平方メート ル未満のもの	419,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>194,000円</u>)
床面積の合計 が50,000 平方メートル 以上のもの	574,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>286,000円</u>)	床面積の合計 が50,000 平方メートル 以上のもの	540,000円 (評価書面の 添付がなされたものにあつて は、 <u>270,000円</u>)
エ 《現行どおり》			
(2) 《現行どおり》			
(3) 法第55条第1項の規定に基づく低炭 素建築物新築等計画の変更の認定の申請 (法第55条第2項において準用する法 第54条第2項の規定による申出がない 場合に限る。)に対する審査 認定を受け た低炭素建築物新築等計画の変更に係る 部分の床面積の合計の2分の1の面積を			
エ 《省略》			
(2) 《省略》			
(3) 法第55条第1項の規定に基づく低炭 素建築物新築等計画の変更の認定の申請 (法第55条第2項において準用する法 第54条第2項の規定による申出がない 場合に限る。)に対する審査 認定を受け た低炭素建築物新築等計画の変更に係る 部分の床面積の合計の2分の1の面積を			

改正後	改正前												
<p>第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額(法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、<u>4,800円</u>)</p> <p>(4)～(5) 《現行どおり》</p> <p>4 3～4 6 《現行どおり》</p> <p>4 7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項において「法」という。)の認定の審査および適合性判定に係る手数料は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。なお、この項において「<u>仕様基準</u>」とは、<u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準(同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(2)に掲げる基準)を、「併用基準」とは、<u>基準省令第1条第1項第2号イ(1)およびロ(2)に掲げる基準または同号イ(2)およびロ(1)に掲げる基準を、「誘導性能基準」とは、<u>基準省令第10条第2号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準を、「誘導仕様基準」とは、<u>基準省令第10条第2号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準を、「誘導併用基準」とは、<u>基準省令第10条第2号イ(1)およびロ(2)に掲げる基準または同号イ(2)およびロ(1)に掲げる基準をいう。</u></u></u></u></u></p> <p>(1) 法第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の判定または法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の通知の判定に対する審査 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p><u>ア イからエまでに掲げる場合以外の場合</u></p> <p>(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</td><td><u>242,000円</u></td></tr> <tr> <td>床面積の合計が300平方メートル以上1,0</td><td><u>300,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	1件についての手数料の額	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>242,000円</u>	床面積の合計が300平方メートル以上1,0	<u>300,000円</u>	<p>第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額(法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、<u>5,000円</u>)</p> <p>(4)～(5) 《省略》</p> <p>4 3～4 6 《省略》</p> <p>4 7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項において「法」という。)の認定の審査および適合性判定に係る手数料は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。なお、この項において「<u>性能基準</u>」および「<u>仕様基準</u>」とは、<u>それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定に基づき定められた基準をいう。</u></p> <p>(1) 法第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の判定または法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の通知の判定に対する審査 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p><u>ア 判定を受けようとする建築物の全部が工場等(工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況についてこれらに類する建築物。以下同じ。)の用途以外の場合</u></p> <p>(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</td><td><u>230,000円</u></td></tr> <tr> <td>床面積の合計が300平方メートル以上1,0</td><td><u>290,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	1件についての手数料の額	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>230,000円</u>	床面積の合計が300平方メートル以上1,0	<u>290,000円</u>
区分	1件についての手数料の額												
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>242,000円</u>												
床面積の合計が300平方メートル以上1,0	<u>300,000円</u>												
区分	1件についての手数料の額												
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>230,000円</u>												
床面積の合計が300平方メートル以上1,0	<u>290,000円</u>												

改正後		改正前	
00平方メートル未満のもの		00平方メートル未満のもの	
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>383,000円</u>	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>362,000円</u>
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>541,000円</u>	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>510,000円</u>
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>663,000円</u>	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>625,000円</u>
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>781,000円</u>	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>736,000円</u>
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>889,000円</u>	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>838,000円</u>
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>1,105,000円</u>	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>1,041,000円</u>

備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積(建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積)

備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の非住宅部分の床面積(増築し、または改築しようとする場合で、既存部分の建築物エネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない場合の既存部分の床面積は除く。)

(イ) モデル建物法の評価によるもの

区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>94,000円</u>
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>118,000円</u>
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未	<u>153,000円</u>

区分	1件についての手数料の額
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	<u>89,000円</u>
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>114,000円</u>
床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未	<u>145,000円</u>

改正後		改正前	
満のもの		満のもの	
床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	<u>244, 000円</u>	床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	<u>230, 000円</u>
床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの	<u>316, 000円</u>	床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの	<u>298, 000円</u>
床面積の合計が 10, 000 平方メートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	<u>378, 000円</u>	床面積の合計が 10, 000 平方メートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの	<u>357, 000円</u>
床面積の合計が 25, 000 平方メートル以上 50, 000 平方メートル未満のもの	<u>443, 000円</u>	床面積の合計が 25, 000 平方メートル以上 50, 000 平方メートル未満のもの	<u>417, 000円</u>
床面積の合計が 50, 000 平方メートル以上のもの	<u>572, 000円</u>	床面積の合計が 50, 000 平方メートル以上のもの	<u>538, 000円</u>

備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積(建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積)

イ 判定を受けようとする建築物の全部が工場等(工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する建築物。以下同じ。)の用途の場合

(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの

区分	1 件についての手数料の額
《現行どおり》	《現行どおり》
床面積の合計が 300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満のもの	<u>34, 000円</u>
床面積の合計が 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	<u>46, 000円</u>
床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5,	<u>105, 000円</u>

備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の非住宅部分の床面積(増築し、または改築しようとする場合で、既存部分の建築物エネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない場合の既存部分の床面積は除く。)

イ 判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途の場合

(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの

区分	1 件についての手数料の額
《省略》	《省略》
床面積の合計が 300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満のもの	<u>33, 000円</u>
床面積の合計が 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	<u>45, 000円</u>
床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5,	<u>102, 000円</u>

改正後		改正前	
0 0 0 平方メートル未満のもの		0 0 0 平方メートル未満のもの	
床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>1 5 4, 0 0 0 円</u>	床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>1 4 9, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>1 9 0, 0 0 0 円</u>	床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>1 8 3, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>2 3 4, 0 0 0 円</u>	床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>2 2 6, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	<u>3 2 3, 0 0 0 円</u>	床面積の合計が 5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	<u>3 1 1, 0 0 0 円</u>

備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積(建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積)

備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の非住宅部分の床面積(増築し、または改築しようとする場合で、既存部分の建築物エネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない場合の既存部分の床面積は除く。)

(イ) モデル建物法の評価によるもの

区分	1 件についての手数料の額
床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	<u>2 2, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 平方メートル未満のもの	<u>2 9, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>4 1, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>9 8, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>1 4 7, 0 0 0 円</u>

区分	1 件についての手数料の額
床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	<u>2 1, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 平方メートル未満のもの	<u>2 8, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>4 0, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>9 5, 0 0 0 円</u>
床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	<u>1 4 2, 0 0 0 円</u>

改正後		改正前	
床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>182,000円</u>	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	<u>175,000円</u>
床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>224,000円</u>	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	<u>216,000円</u>
床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	<u>311,000円</u>	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	<u>300,000円</u>
備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積（建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積）		備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の非住宅部分の床面積（増築し、または改築しようとする場合で、既存部分の建築物エネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない場合の既存部分の床面積は除く。）	
《改正後に新設》			
ウ 判定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合			
(ア) (イ) および(ウ)に掲げるもの以外によるもの			
a 一戸建て住宅			
区分	1 件についての手数料の額		
床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	44,000円		
床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	48,000円		
b 共同住宅または長屋住宅			
区分	1 件についての手数料の額		
床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	80,000円		
床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	126,000円		
床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	207,000円		

改正後		改正前
床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	293,000 円	
床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	566,000 円	
床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	992,000 円	
床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,815,000 円	
<p>備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積（建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積）</p> <p>（イ）仕様基準に適合するものとして判定を受けようとするとき</p> <p>a 一戸建て住宅</p>		
区分	1 件についての手数料の額	
床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	23,000 円	
床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	24,000 円	
<p>b 共同住宅または長屋住宅</p>		
区分	1 件についての手数料の額	
床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	38,000 円	
床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	62,000 円	
床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	109,000 円	

改正後		改正前
満のもの		
床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	162,000 円	
床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	292,000 円	
床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	491,000 円	
床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	857,000 円	
<p>備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積(建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積)</p> <p>(ウ) 併用基準に適合するものとして判定を受けようとするとき</p> <p>a 一戸建て住宅</p>		
区分	1 件についての手数料の額	
床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	34,000 円	
床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	36,000 円	
<p>b 共同住宅または長屋住宅</p>		
区分	1 件についての手数料の額	
床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	59,000 円	
床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	94,000 円	
床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	158,000 円	

改正後		改正前
満のもの		
床面積の合計が 5, 00 0 平方メートル以上 1 0, 000 平方メートル 未満のもの	227, 000 円	
床面積の合計が 10, 0 00 平方メートル以上 25, 000 平方メート ル未満のもの	430, 000 円	
床面積の合計が 25, 0 00 平方メートル以上 50, 000 平方メート ル未満のもの	743, 000 円	
床面積の合計が 50, 0 00 平方メートル以上 のもの	1, 336, 000 円	
<p>備考 建築物を新築し、増築し、または改築 しようとする場合の床面積の合計 当該 建築物の床面積（建築物の増築または改築 をする場合は、当該増築または改築をする 部分の床面積）</p> <p>エ 判定を受けようとする建築物の一部 が住宅の用途に供するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分 についてアまたはイに掲げる区分に応 じて定める金額に、住宅の用途に供する 部分について次に掲げる区分に応じて 定める金額を加算した金額 (ア) (イ) および(ウ)に掲げるもの以 外によるもの</p> <p>a 一戸建て住宅</p>		
区分	1 件についての手数 料の額	
床面積の合計が 200 平方メートル未満のも の	44, 000 円（評価 書面（建築物のエネル ギー消費性能の向上 等に関する法律施行 規則（平成 28 年国土 交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 2 号また は第 3 号の規定に適 合することの確認に 必要な図書。以下この 号において同じ。）の 添付がなされたもの にあつては、6, 60	

改正後		改正前
	0円)	
床面積の合計が200 平方メートル以上のも の	48,000円(評価 書面の添付がなされ たものにあつては、 6,600円)	
b 共同住宅または長屋住宅		
区分	1件についての手数 料の額	
床面積の合計が300 平方メートル未満のも の	80,000円(評価 書面の添付がなされ たものにあつては、1 1,000円)	
床面積の合計が300 平方メートル以上2,0 00平方メートル未満 のもの	126,000円(評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 22,000円)	
床面積の合計が2,00 0平方メートル以上5, 000平方メートル未 満のもの	207,000円(評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 47,000円)	
床面積の合計が5,00 0平方メートル以上1 0,000平方メートル未 満のもの	293,000円(評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 83,000円)	
床面積の合計が10,0 0平方メートル以上 25,000平方メート ル未満のもの	566,000円(評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 132,000円)	
床面積の合計が25,0 0平方メートル以上 50,000平方メート ル未満のもの	992,000円(評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 198,000円)	
床面積の合計が50,0 0平方メートル以上 のもの	1,815,000円 (評価書面の添付が なされたものにあつ ては、299,000円)	
備考 建築物を新築し、増築し、または改築 しようとする場合の床面積の合計 当該 建築物の床面積(建築物の増築または改築 をする場合は、当該増築または改築をする 部分の床面積) (イ) 仕様基準に適合するものとして 判定を受けようとするとき a 一戸建て住宅		

改正後		改正前
区分	1件についての手数料の額	
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	23,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円)	
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	24,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円)	
b 共同住宅または長屋住宅		
区分	1件についての手数料の額	
床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)	
床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円)	
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	109,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円)	
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円)	
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	292,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円)	
床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	491,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円)	
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	857,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円)	
備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積(建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする		

改正後	改正前																						
<p>部分の床面積) (ウ) 併用基準に適合するものとして 判定を受けようとするとき a 一戸建て住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1件についての手数 料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積の合計が 200 平方メートル未満のも の</td><td>34,000円 (評価 書面の添付がなされ たものにあつては、 6,600円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 200 平方メートル以上のも の</td><td>36,000円 (評価 書面の添付がなされ たものにあつては、 6,600円)</td></tr> </tbody> </table> <p>b 共同住宅または長屋住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1件についての手数 料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積の合計が 300 平方メートル未満のも の</td><td>59,000円 (評価 書面の添付がなされ たものにあつては、 1 1,000円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,0 00 平方メートル未満 のもの</td><td>94,000円 (評価 書面の添付がなされ たものにあつては、 2 2,000円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 2,00 0 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未 満のもの</td><td>158,000円 (評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 47,000円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 5,00 0 平方メートル以上 1 0,000 平方メートル未 満のもの</td><td>227,000円 (評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 83,000円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 10,0 0 平方メートル以上 25,000 平方メート ル未満のもの</td><td>430,000円 (評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 132,000円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 25,0 00 平方メートル以上 50,000 平方メート ル未満のもの</td><td>743,000円 (評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 198,000円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計が 50,0 00 平方メートル以上 のもの</td><td>1,336,000円 (評価書面の添付が なされたものにあつ ては、 299,000 円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	1件についての手数 料の額	床面積の合計が 200 平方メートル未満のも の	34,000円 (評価 書面の添付がなされ たものにあつては、 6,600円)	床面積の合計が 200 平方メートル以上のも の	36,000円 (評価 書面の添付がなされ たものにあつては、 6,600円)	区分	1件についての手数 料の額	床面積の合計が 300 平方メートル未満のも の	59,000円 (評価 書面の添付がなされ たものにあつては、 1 1,000円)	床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,0 00 平方メートル未満 のもの	94,000円 (評価 書面の添付がなされ たものにあつては、 2 2,000円)	床面積の合計が 2,00 0 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未 満のもの	158,000円 (評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 47,000円)	床面積の合計が 5,00 0 平方メートル以上 1 0,000 平方メートル未 満のもの	227,000円 (評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 83,000円)	床面積の合計が 10,0 0 平方メートル以上 25,000 平方メート ル未満のもの	430,000円 (評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 132,000円)	床面積の合計が 25,0 00 平方メートル以上 50,000 平方メート ル未満のもの	743,000円 (評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 198,000円)	床面積の合計が 50,0 00 平方メートル以上 のもの	1,336,000円 (評価書面の添付が なされたものにあつ ては、 299,000 円)	
区分	1件についての手数 料の額																						
床面積の合計が 200 平方メートル未満のも の	34,000円 (評価 書面の添付がなされ たものにあつては、 6,600円)																						
床面積の合計が 200 平方メートル以上のも の	36,000円 (評価 書面の添付がなされ たものにあつては、 6,600円)																						
区分	1件についての手数 料の額																						
床面積の合計が 300 平方メートル未満のも の	59,000円 (評価 書面の添付がなされ たものにあつては、 1 1,000円)																						
床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,0 00 平方メートル未満 のもの	94,000円 (評価 書面の添付がなされ たものにあつては、 2 2,000円)																						
床面積の合計が 2,00 0 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未 満のもの	158,000円 (評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 47,000円)																						
床面積の合計が 5,00 0 平方メートル以上 1 0,000 平方メートル未 満のもの	227,000円 (評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 83,000円)																						
床面積の合計が 10,0 0 平方メートル以上 25,000 平方メート ル未満のもの	430,000円 (評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 132,000円)																						
床面積の合計が 25,0 00 平方メートル以上 50,000 平方メート ル未満のもの	743,000円 (評 価書面の添付がなさ れたものにあつては、 198,000円)																						
床面積の合計が 50,0 00 平方メートル以上 のもの	1,336,000円 (評価書面の添付が なされたものにあつ ては、 299,000 円)																						

改正後	改正前												
<p>備考 建築物を新築し、増築し、または改築しようとする場合の床面積の合計 当該建築物の床面積(建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積)</p> <p>(2) 法第11条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の判定または法第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更通知の判定に対する審査 判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)を第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「規則」という。)第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に対する審査 判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)を第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額</p> <p>(4) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 法第29条第3項に規定する申請建築物(以下この表において「申請建築物」という。)または同項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)が一戸建て住宅の場合</p> <p>(ア) <u>誘導性能基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計</td><td>44,000円(評価書面(住宅が200平方)の品質確保の促進等に関する法</td></tr> </table> <p>(2) 法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の判定または法第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更通知の判定に対する審査 判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)を第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「規則」という。)第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に対する審査 判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)を第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額</p> <p>(4) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 法第34条第3項に規定する申請建築物(以下この表において「申請建築物」という。)または同項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)が一戸建て住宅の場合</p> <p>(ア) <u>性能基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計</td><td>43,000円(評価書面(住宅が200平方)の品質確保の促進等に関する法</td></tr> </table>	区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)	床面積の合計	44,000円(評価書面(住宅が200平方)の品質確保の促進等に関する法	区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)	床面積の合計	43,000円(評価書面(住宅が200平方)の品質確保の促進等に関する法	<p>(2) 法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の判定または法第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更通知の判定に対する審査 判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)を第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額</p> <p>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「規則」という。)第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に対する審査 判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)を第1号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額</p> <p>(4) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 法第34条第3項に規定する申請建築物(以下この表において「申請建築物」という。)または同項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)が一戸建て住宅の場合</p> <p>(ア) <u>性能基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計</td><td>43,000円(評価書面(住宅が200平方)の品質確保の促進等に関する法</td></tr> </table>	区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)	床面積の合計	43,000円(評価書面(住宅が200平方)の品質確保の促進等に関する法
区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)												
床面積の合計	44,000円(評価書面(住宅が200平方)の品質確保の促進等に関する法												
区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)												
床面積の合計	43,000円(評価書面(住宅が200平方)の品質確保の促進等に関する法												
区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)												
床面積の合計	43,000円(評価書面(住宅が200平方)の品質確保の促進等に関する法												

改正後		改正前	
メートル未満のもの	律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(住宅の用途に供する部分に限る。)、法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関その他市長が認める機関が認定の申請の区分に応じて認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面をいう。以下この項において同じ。)の添付がなされたものにあつては、 <u>6,600円</u>)	メートル未満のもの	律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(住宅の認定に限る。)、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関その他市長が認める機関が認定の申請の区分に応じて認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面をいう。以下この項において同じ。)の添付がなされたものにあつては、 <u>6,000円</u>)
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	48,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,600円</u>)	床面積の合計が200平方メートル以上もの	47,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,000円</u>)
(イ) 誘導仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)	区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	23,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,600円</u>)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,000円</u>)
床面積の合計が200平方メートル以上もの	24,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,600円</u>)	床面積の合計が200平方メートル以上もの	23,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,000円</u>)
(ウ) 誘導併用基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		《改正後に新設》	
区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)	イ 《現行どおり》	イ 《省略》
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,600円</u>)	(ア) 誘導性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき
床面積の合計が200平方メートル以上もの	36,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>6,600円</u>)		

改正後		改正前	
区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)	区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)
床面積の合計 が300平方 メートル未満 のもの	<u>80,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>1,000円</u>)	床面積の合計 が300平方 メートル未満 のもの	<u>76,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>1,000円</u>)
床面積の合計 が300平方 メートル以上 2,000平 方メートル未 満のもの	<u>126,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>2,000円</u>)	床面積の合計 が300平方 メートル以上 2,000平 方メートル未 満のもの	<u>119,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>2,000円</u>)
床面積の合計 が2,000 平方メートル 以上5,00 0平方メー トル未満のもの	<u>207,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>4,000円</u>)	床面積の合計 が2,000 平方メートル 以上5,00 0平方メー トル未満のもの	<u>195,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>4,000円</u>)
床面積の合計 が5,000 平方メートル 以上10,0 0平方メー トル未満のもの	<u>293,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>8,000円</u>)	床面積の合計 が5,000 平方メートル 以上10,0 0平方メー トル未満のもの	<u>276,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>7,000円</u>)
床面積の合計 が10,00 0平方メー トル以上25, 000平方メ ートル未満の もの	<u>566,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>10,000円</u>)	床面積の合計 が10,00 0平方メート ル以上25, 000平方メー トル未満のもの	<u>532,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>10,000円</u>)
床面積の合計 が25,00 0平方メート ル以上50, 000平方メー トル未満の もの	<u>992,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>10,000円</u>)	床面積の合計 が25,00 0平方メート ル以上50, 000平方メー トル未満のもの	<u>934,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>10,000円</u>)
床面積の合計 が50,00 0平方メート ル以上のもの	<u>1,815,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>299,000円</u>)	床面積の合計 が50,00 0平方メート ル以上もの	<u>1,707,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>282,000円</u>)
(イ) <u>誘導仕様基準</u> に適合するものとして認定を受けようとするとき		(イ) <u>仕様基準</u> に適合するものとして認定を受けようとするとき	

改正後		改正前	
区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)	区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)
床面積の合計 が300平方 メートル未満 のもの	<u>38,000円</u> (評価書面の添付 がなされたものにあつては、 <u>1 1,000円</u>)	床面積の合計 が300平方 メートル未満 のもの	<u>36,000円</u> (評価書面の添付 がなされたものにあつては、 <u>1 1,000円</u>)
床面積の合計 が300平方 メートル以上 2,000平 方メートル未 満のもの	<u>62,000円</u> (評価書面の添付 がなされたものにあつては、 <u>2 2,000円</u>)	床面積の合計 が300平方 メートル以上 2,000平 方メートル未 満のもの	<u>59,000円</u> (評価書面の添付 がなされたものにあつては、 <u>2 1,000円</u>)
床面積の合計 が2,000 以上5,00 0平方メート ル未満のもの	<u>109,000円</u> (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>4 7,000円</u>)	床面積の合計 が2,000 以上5,00 0平方メート ル未満のもの	<u>102,000円</u> (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>4 4,000円</u>)
床面積の合計 が5,000 以上10,0 0平方メー トル未満のも の	<u>162,000円</u> (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>8 3,000円</u>)	床面積の合計 が5,000 以上10,0 0平方メー トル未満のも の	<u>152,000円</u> (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>7 8,000円</u>)
床面積の合計 が10,00 0平方メート ル以上25, 000平方メ ートル未満の もの	<u>292,000円</u> (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>1 0平方メート ル以上25, 000平方メ ートル未満の もの</u> <u>32,000円</u>)	床面積の合計 が10,00 0平方メート ル以上25, 000平方メ ートル未満の もの	<u>275,000円</u> (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>1 0平方メート ル以上25, 000平方メ ートル未満の もの</u> <u>24,000円</u>)
床面積の合計 が25,00 0平方メート ル以上50, 000平方メ ートル未満の もの	<u>491,000円</u> (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>1 0平方メート ル以上50, 000平方メ ートル未満の もの</u> <u>98,000円</u>)	床面積の合計 が25,00 0平方メート ル以上50, 000平方メ ートル未満の もの	<u>462,000円</u> (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>1 0平方メート ル以上50, 000平方メ ートル未満の もの</u> <u>86,000円</u>)
床面積の合計 が50,00 0平方メート ル以上のもの	<u>857,000円</u> (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>2 0平方メート ル以上50,00 0平方メート ル以上のもの</u> <u>99,000円</u>)	床面積の合計 が50,00 0平方メート ル以上のもの	<u>807,000円</u> (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>2 0平方メート ル以上50,00 0平方メート ル以上のもの</u> <u>82,000円</u>)
(ウ) 誘導併用基準に適合するものと して認定を受けようとするとき		《改正後に新設》	

改正後		改正前
区分	1 件についての手数料の額（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）	
床面積の合計 のもの	5 9, 0 0 0 円（評価書面の添付が 3 0 0 平方メートル未満のものにあつては、1, 0 0 0 円）	
床面積の合計 のもの	9 4, 0 0 0 円（評価書面の添付が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの）	
床面積の合計 のもの	1 5 8, 0 0 0 円（評価書面の添付が 2, 0 0 0 平方メートル未満のものにあつては、4, 7, 0 0 0 円）	
床面積の合計 のもの	2 2 7, 0 0 0 円（評価書面の添付が 5, 0 0 0 平方メートル未満のものにあつては、8, 3, 0 0 0 円）	
床面積の合計 のもの	4 3 0, 0 0 0 円（評価書面の添付が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの）	
床面積の合計 のもの	7 4 3, 0 0 0 円（評価書面の添付が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの）	
床面積の合計 のもの	1, 3 3 6, 0 0 0 円（評価書面の添付が 5 0, 0 0 0 平方メートル以上のものにあつては、2 9 9, 0 0 0 円）	
ウ 《現行どおり》 (ア) (イ)に掲げるもの以外のもの		ウ 《省略》 (ア) (イ)に掲げるもの以外のもの

改正後		改正前	
区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)	区分	1件についての手数料の額(複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額)
床面積の合計 が300平方 メートル未満 のもの	242,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>1 2,000円</u>)	床面積の合計 が300平方 メートル未満 のもの	230,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>1 2,000円</u>)
床面積の合計 が300平方 メートル以上 1,000平 方メートル未 満のもの	300,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>1 9,000円</u>)	床面積の合計 が300平方 メートル以上 1,000平 方メートル未 満のもの	290,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>1 8,000円</u>)
床面積の合計 が1,000 平方メートル 以上2,00 0平方メート ル未満のもの	383,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>3 0,000円</u>)	床面積の合計 が1,000 平方メートル 以上2,00 0平方メート ル未満のもの	362,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>2 8,000円</u>)
床面積の合計 が2,000 平方メートル 以上5,00 0平方メート ル未満のもの	541,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>8 3,000円</u>)	床面積の合計 が2,000 平方メートル 以上5,00 0平方メート ル未満のもの	510,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>7 9,000円</u>)
床面積の合計 が5,000 平方メートル 以上210, 000平方メ ートル未満の もの	663,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>1 30,000円</u>)	床面積の合計 が5,000 平方メートル 以上210, 000平方メ ートル未満の もの	625,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>1 23,000円</u>)
床面積の合計 が10,00 0平方メート ル以上25, 000平方メ ートル未満の もの	781,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>1 64,000円</u>)	床面積の合計 が10,00 0平方メート ル以上25, 000平方メ ートル未満の もの	736,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>1 54,000円</u>)
床面積の合計 が25,00 0平方メート ル以上50, 000平方メ ートル未満の もの	889,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>2 04,000円</u>)	床面積の合計 が25,00 0平方メート ル以上50, 000平方メ ートル未満の もの	838,000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 <u>1 92,000円</u>)

改正後		改正前	
床面積の合計 が 50, 00 0 平方メート ル以上もの	<u>1, 105, 000円</u> (評価書面 が 50, 00 の添付がなされたものにあつて 0 平方メートルは、 <u>284, 000円</u>)	床面積の合計 が 50, 00 0 平方メート ル以上もの	<u>1, 041, 000円</u> (評価書面 が 50, 00 の添付がなされたものにあつて 0 平方メートルは、 <u>268, 000円</u>)
(イ) モデル建物法の評価によるもの		(イ) モデル建物法の評価によるもの	
区分	1 件についての手数料の額 (複数 建築物の計画の認定に限り一の 建築物単位の額)	区分	1 件についての手数料の額 (複数 建築物の計画の認定に限り一の 建築物単位の額)
床面積の合計 が 300 平方 メートル未満 のもの	<u>94, 000円</u> (評価書面の添付 が 300 平方 メートル未満 のものにあつては、 <u>12, 000円</u>)	床面積の合計 が 300 平方 メートル以上 のもの	<u>89, 000円</u> (評価書面の添付 が 300 平方 メートル未満 のものにあつては、 <u>12, 000円</u>)
床面積の合計 が 300 平方 メートル以上 のもの	<u>118, 000円</u> (評価書面の添付 が 300 平方 メートル以上 のものにあつては、 <u>19, 000円</u>)	床面積の合計 が 300 平方 メートル以上 のもの	<u>114, 000円</u> (評価書面の添付 が 300 平方 メートル以上 のものにあつては、 <u>18, 000円</u>)
床面積の合計 が 1, 000 平 方メートル未 満のもの	<u>1, 000 平 方メートル未 満のもの</u>	床面積の合計 が 1, 000 平 方メートル未 満のもの	<u>145, 000円</u> (評価書面の添付 が 1, 000 平方 メートル未満の ものにあつては、 <u>28, 000円</u>)
床面積の合計 が 2, 000 平 方メートル未 満のもの	<u>244, 000円</u> (評価書面の添付 が 2, 000 平方 メートル未満の ものにあつては、 <u>38, 000円</u>)	床面積の合計 が 2, 000 平 方メートル未 満のもの	<u>230, 000円</u> (評価書面の添付 が 2, 000 平方 メートル未満の ものにあつては、 <u>79, 000円</u>)
床面積の合計 が 5, 000 平 方メートル未 満のもの	<u>316, 000円</u> (評価書面の添付 が 5, 000 平方 メートル未満の ものにあつては、 <u>130, 000円</u>)	床面積の合計 が 5, 000 平 方メートル未 満のもの	<u>298, 000円</u> (評価書面の添付 が 5, 000 平方 メートル未満の ものにあつては、 <u>123, 000円</u>)
床面積の合計 が 10, 000 平 方メートル未 満のもの	<u>378, 000円</u> (評価書面の添付 が 10, 000 平方 メートル未満の ものにあつては、 <u>164, 000円</u>)	床面積の合計 が 10, 000 平 方メートル未 満のもの	<u>357, 000円</u> (評価書面の添付 が 10, 000 平方 メートル未満の ものにあつては、 <u>154, 000円</u>)
床面積の合計 が 25, 000 平 方メートル未 満のもの	<u>443, 000円</u> (評価書面の添付 が 25, 000 平方 メートル未満の ものにあつては、 <u>2</u>)	床面積の合計 が 25, 000 平 方メートル未 満のもの	<u>417, 000円</u> (評価書面の添付 が 25, 000 平方 メートル未満の ものにあつては、 <u>1</u>)

改正後	改正前
0平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 0平方メートル04,000円)	0平方メートル92,000円)
床面積の合計572,000円(評価書面の添が50,00付がなされたものにあつては、20平方メートル84,000円)	床面積の合計538,000円(評価書面の添が50,00付がなされたものにあつては、20平方メートル68,000円)
エ <u>申請建築物または他の建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合</u> 住宅の用途に供する部分についてアまたはイに掲げる住宅の種類に応じて定める額および住宅の用途以外の用途に供する部分についてウに掲げる評価の方法の区分に応じて定める額の合計額 (5) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査 第4号の規定により算定した額に別表第14項第1号の規定により算定した額を加えた額 (6) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積を第4号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額(法第29条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800円) (7) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積を第4号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額に別表第14項第1号の規定により算定した額を加えた額	エ <u>認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合</u> 住宅の用途に供する部分についてアまたはイに掲げる住宅の種類に応じて定める額および住宅の用途以外の用途に供する部分についてウに掲げる評価の方法の区分に応じて定める額の合計額 (5) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査 第4号の規定により算定した額に別表第14項第1号の規定により算定した額を加えた額 (6) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積を第4号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額(法第34条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800円) (7) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積を第4号に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額に別表第14項第1号の規定により算定した額を加えた額

改正後	改正前																		
<p>(8) 規則<u>第28条</u>の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に対する審査認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)を<u>第4号</u>に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額</p> <p>『改正前を削る』</p>	<p>(8) 規則<u>第29条</u>の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に対する審査認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)を<u>第1号</u>に定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額</p> <p>(9) 法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>ア 認定を受けようとする建築物が一戸建て住宅の場合 次の表のとおり</p> <p>(ア) 性能基準の評価によるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積の合計 が200平方メートル未満のもの</td><td>43,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計 が200平方メートル以上もの</td><td>47,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 仕様基準の評価によるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積の合計 が200平方メートル未満のもの</td><td>22,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計 が200平方メートル以上もの</td><td>23,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 認定を受けようとする建築物が共同住宅または長屋住宅の場合 次の表のとおり</p> <p>(ア) 性能基準の評価によるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>1件についての手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積の合計 が300平方メートル未満のもの</td><td>76,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)</td></tr> <tr> <td>床面積の合計 が300平方メートル以上もの</td><td>119,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	1件についての手数料の額	床面積の合計 が200平方メートル未満のもの	43,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)	床面積の合計 が200平方メートル以上もの	47,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)	区分	1件についての手数料の額	床面積の合計 が200平方メートル未満のもの	22,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)	床面積の合計 が200平方メートル以上もの	23,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)	区分	1件についての手数料の額	床面積の合計 が300平方メートル未満のもの	76,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)	床面積の合計 が300平方メートル以上もの	119,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
区分	1件についての手数料の額																		
床面積の合計 が200平方メートル未満のもの	43,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)																		
床面積の合計 が200平方メートル以上もの	47,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)																		
区分	1件についての手数料の額																		
床面積の合計 が200平方メートル未満のもの	22,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)																		
床面積の合計 が200平方メートル以上もの	23,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)																		
区分	1件についての手数料の額																		
床面積の合計 が300平方メートル未満のもの	76,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)																		
床面積の合計 が300平方メートル以上もの	119,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)																		

改正後	改正前
2, 000平方メートル未満のもの	
床面積の合計 が2, 000 平方メートル 以上5, 000 0平方メート ル未満のもの	195, 000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、4 4, 000円)
床面積の合計 が5, 000 平方メートル 以上10, 000 0平方メー トル未満のもの	276, 000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、7 8, 000円)
床面積の合計 が10, 000 0平方メート ル以上25, 000平方メ ートル未満の もの	532, 000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、1 24, 000円)
床面積の合計 が25, 000 0平方メート ル以上50, 000平方メ ートル未満の もの	934, 000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、1 86, 000円)
床面積の合計 が50, 000 0平方メート ル以上のもの	1, 707, 000円 (評価書面 の添付がなされたものにあつて は、282, 000円)
(イ) 仕様基準の評価によるもの	
区分	1件についての手数料の額
床面積の合計 が300平方 メートル未満 のもの	36, 000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 11, 000円)
床面積の合計 が300平方 メートル以上 2, 000平 方メートル未 満のもの	59, 000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 21, 000円)

改正後	改正前
	床面積の合計 102,000円 (評価書面のが2,000添付がなされたものにあつて 平方メートルは、44,000円) 以上5,000平方メートル未満のもの
	床面積の合計 152,000円 (評価書面のが5,000添付がなされたものにあつて 平方メートルは、78,000円) 以上10,000平方メートル未満のもの
	床面積の合計 275,000円 (評価書面のが10,000添付がなされたものにあつて 0平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの)
	床面積の合計 462,000円 (評価書面のが25,000添付がなされたものにあつて 0平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの)
	床面積の合計 807,000円 (評価書面のが50,000添付がなされたものにあつて 0平方メートル以上50,000平方メートル以上のもの)
<p>ウ 認定を受けようとする建築物の全部 が住宅の用途以外の用途に供するもの である場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの</p>	
	区分 1件についての手数料の額
	床面積の合計 230,000円 (評価書面のが300平方メートル未満のもの)
	床面積の合計 290,000円 (評価書面のが300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの)

改正後	改正前
	床面積の合計 が1, 000 平方メートル 以上2, 00 0平方メート ル未満のもの
	床面積の合計 が2, 000 平方メートル 以上5, 00 0平方メート ル未満のもの
	床面積の合計 が5, 000 平方メートル 以上10, 0 00平方メー トル未満のもの
	床面積の合計 が10, 00 0平方メート ル以上25, 000平方メ ートル未満のもの
	床面積の合計 が25, 00 0平方メート ル以上50, 000平方メ ートル未満のもの
	床面積の合計 が50, 00 0平方メート ル以上のもの
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
区分	1件についての手数料の額
床面積の合計 が300平方 メートル未満 のもの	89, 000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 12, 000円)
床面積の合計 が300平方 メートル以上	114, 000円 (評価書面の添 付がなされたものにあつては、 18, 000円)

改正後	改正前
	1, 000平方メートル未満のもの
	床面積の合計 145, 000円 (評価書面のが1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの添付がなされたものにあつては、28, 000円)
	床面積の合計 230, 000円 (評価書面のが2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの添付がなされたものにあつては、79, 000円)
	床面積の合計 298, 000円 (評価書面のが5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの添付がなされたものにあつては、123, 000円)
	床面積の合計 357, 000円 (評価書面のが10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のもの添付がなされたものにあつては、154, 000円)
	床面積の合計 417, 000円 (評価書面のが25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のもの添付がなされたものにあつては、192, 000円)
	床面積の合計 538, 000円 (評価書面のが50, 000平方メートル以上のもの添付がなされたものにあつては、268, 000円)
	エ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合住宅の用途に供する部分についてアまたはイに掲げる住宅の種類に応じて定める額および住宅の用途以外の用途に供する部分についてウに掲げる評価の

改正後	改正前
<p>『改正前を削る』</p> <p>48～49 『現行どおり』</p>	<p>方法の区分に応じて定める額の合計額</p> <p>(10) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が工場等の用途に供するものである場合にあつては、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額(第2号、第3号および第8号において算定する場合を含む。)</p> <p>ア 当該建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価がモデル建築物法によるものであつて、当該建築物の工場等の用途に供する部分以外の部分(非住宅部分に限る。)の床面積の合計が、当該建築物の非住宅部分の床面積の5分の1未満であり、かつ、300平方メートル未満である建築物の場合 第1号のイに定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額</p> <p>イ ア以外の場合 第1号のアに定める建築物の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額</p> <p>48～49 『省略』</p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 21 号

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 27 日

草津市長 橋川 渉

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例および草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例

(草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(平成26年草津市条例第30号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (一般原則)	第1条～第2条 《省略》 (一般原則)
第3条 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、 <u>子どもの</u> 保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容および水準の特定教育・保育または特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての <u>子ども</u> が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	第3条 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、 <u>子どもの</u> 保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容および水準の特定教育・保育または特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての <u>子ども</u> が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
2～4 《現行どおり》	2～4 《省略》
第4条～第36条 《現行どおり》	第4条～第36条 《省略》
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）および小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。	第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）および小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。
2 《現行どおり》	2 《省略》
第38条～第41条 《現行どおり》	第38条～第41条 《省略》

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p>
<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>(次項において「保育内容支援」という。)</u>を実施すること。</p>	<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと。</u></p>
<p>(2)～(3) 《現行どおり》</p>	<p>(2)～(3) 《省略》</p>
<p><u>2</u> 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p>	<p>《改正後に新設》</p>
<p>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次のアおよびイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>	<p>《改正後に新設》</p>
<p><u>3</u> 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p>	<p>《改正後に新設》</p>
<p><u>4</u> 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく</p>	<p><u>2</u> 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく</p>

改正後	改正前
<p>困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p>	<p>困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たす</u>と認めるときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p>
<p>(1) 特定地域型保育事業者が<u>代替保育連携協力者</u>を適切に確保した場合には、次のアおよびイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</p>	<p>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。</p>
<p>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>	<p>《改正後に新設》</p>
<p>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p>	<p>《改正後に新設》</p>
<p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p>	<p>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p>
<p>(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所または事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</p>	<p>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p>
<p>(2) 《現行どおり》</p>	<p>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所または事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</p>
<p>6～11 《現行どおり》</p>	<p>(2) 《省略》</p>
<p>第43条～第53条 《現行どおり》</p>	<p>4～9 《省略》</p>
<p>付 則</p>	<p>第43条～第53条 《省略》</p>
<p>第1条～第4条 《現行どおり》</p>	<p>付 則</p>
<p>(連携施設に関する経過措置)</p>	<p>第1条～第4条 《省略》</p>
<p>第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、第42条第1項第3号に係る連携協力をを行う連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算</p>	<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、第42条第1項第3号に係る連携協力をを行う連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算</p>

改正後	改正前
して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。	して <u>10年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

(草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第31号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条～第5条 《現行どおり》 (保育所等との連携)</p> <p>第6条 《現行どおり》</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言 その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2)～(3) 《現行どおり》</p> <p><u>2</u> 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるとときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次のアおよびイに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p><u>3</u> 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p> <p><u>4</u> 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困</p> <p>第1条～第5条 《省略》 (保育所等との連携)</p> <p>第6条 《省略》</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言 その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2)～(3) 《省略》 《改正後に新設》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p><u>2</u> 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困</p>	<p>第1条～第5条 《省略》 (保育所等との連携)</p> <p>第6条 《省略》</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言 その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2)～(3) 《省略》 《改正後に新設》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p><u>2</u> 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困</p>

改正後	改正前
<p>難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のアおよびイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p>ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p>5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>(2) 《現行どおり》</p> <p>6～7 《現行どおり》</p> <p>第7条～第15条 《現行どおり》 (食事の提供の特例)</p> <p>第16条 《現行どおり》</p> <p>(1) 《現行どおり》</p> <p>(2) <u>当該家庭的保育事業所等またはその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士または管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士または管理栄養士による必要な配慮が行われること。</u></p> <p>(3)～(5) 《現行どおり》</p>	<p>難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>《改正後に新設》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>(2) <u>次項に規定する連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u></p> <p>(2) 《省略》</p> <p>4～5 《省略》</p> <p>第7条～第15条 《省略》 (食事の提供の特例)</p> <p>第16条 《省略》</p> <p>(1) 《省略》</p> <p>(2) <u>当該家庭的保育事業所等またはその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第21条第2項において同じ。)等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</u></p> <p>(3)～(5) 《省略》</p>

改正後	改正前
<p>2 《現行どおり》</p> <p>第17条～第48条 《現行どおり》</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第2条 《現行どおり》</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項<u>本文</u>の規定にかかわらず、<u>この条例の施行の日</u>から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>《改正前を削る》</p>	<p>2 《省略》</p> <p>第17条～第48条 《省略》</p> <p>付 則</p> <p>第1条～第2条 《省略》</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、<u>施行日</u>から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>
第4条～第9条 《現行どおり》	<p><u>2 小規模保育事業を行う者は、第6条第1項第3号に係る連携協力をを行う連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることが要しない。</u></p> <p>第4条～第9条 《省略》</p>

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第22号

草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日

草津市長 橋川渉

草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年条例第10号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第151条 《現行どおり》 (従業者の員数)	第1条～第151条 《省略》 (従業者の員数)
第152条 《現行どおり》 2～12 《現行どおり》	第152条 《省略》 2～12 《省略》
13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所または併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所もしくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士もしくは <u>管理栄養士</u> または機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士または機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所または併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所もしくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士または機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士または機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
14～17 《現行どおり》 第153条～第204条 《現行どおり》	14～17 《省略》 第153条～第204条 《省略》

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第23号

草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日

草津市長 橋川渉

草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条

例

草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成27年草津市条例第14号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 《現行どおり》 (職員に係る基準および当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数<u>草津市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者</u> <u>者の数および地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）</u>は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 《現行どおり》</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、草津市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるとときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員およびその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが</u></p>	<p>第1条～第2条 《省略》 (職員に係る基準および当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 《省略》 《改正後に新設》</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必</u></p>

改正後		改正前	
必要であると草津市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。		要であると草津市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。	
担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準	担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1, 000人 未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者 のうちから1人または 2人	おおむね1, 000人 未満	<u>前項各号</u> に掲げる者 のうちから1人または2 人
おおむね1, 000人 以上2, 000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者 のうちから2人（うち 1人は専らその職務に 従事する常勤の職員と する。）	おおむね1, 000人 以上2, 000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者 のうちから2人（うち1 人は専らその職務に従 事する常勤の職員とす る。）
おおむね2, 000人 以上3, 000人未満	専らその職務に従事す る常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人および 専らその職務に従事す る常勤の <u>同項第2号</u> ま たは第3号に掲げる者 のいずれか1人	おおむね2, 000人 以上3, 000人未満	専らその職務に従事す る常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人および専 らその職務に従事する 常勤の <u>前項第2号</u> ま たは第3号に掲げる者 のいずれか1人

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第24号

草津市金融審査会設置条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日

草津市長 橋川 涉

草津市金融審査会設置条例を廃止する条例

草津市金融審査会設置条例（昭和43年草津市条例第21号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 25 号

草津市布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 27 日

草津市長 橋 川 渉

草津市布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基

準に関する条例の一部を改正する条例

草津市布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 《現行どおり》 (技術上の監督業務を行う者の資格)</p> <p>第3条 《現行どおり》</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者（第6号において「第1号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路または河川</u>（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。</u>）であること。</p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>機械工学科もしくは電気工学科またはこれらに相当する課程</u>を修めて卒業した者（第6号において「第2号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。</u>）であること。</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。</u>）において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。<u>次号において同じ。</u>）、<u>5年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。</u>）であること。</p> <p>(4) 短期大学等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、<u>6年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（<u>3年以上水道に関する技術上の実務</u></p>	<p>第1条～第2条 《省略》 (技術上の監督業務を行う者の資格)</p> <p>第3条 《省略》</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科またはこれに相当する課程において<u>衛生工学または水道工学に関する科目</u>を修めて卒業した者（第6号において「第1号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。</p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学および水道工学に関する科目以外の科目</u>を修めて卒業した者（第6号において「第2号卒業者」という。）であって、当該卒業をした後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、<u>5年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。</p> <p>《改正後に新設》</p>

改正後	改正前
<p>に従事した経験を有するものに限る。) であること。</p> <p>(5) 学校教育法による高等学校または中等教育学校 <u>(次号において「高等学校等」という。)</u>において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの <u>(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u> であること。</p> <p>(6) 高等学校等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの <u>(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u> であること。</p> <p>(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u> であること。</p> <p>(8) 第1号卒業者または第2号卒業者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後、または大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号卒業者については<u>2年以上</u>、第2号卒業者については<u>3年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの <u>(第1号卒業者については1年以上、第2号卒業者については1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u> であること。</p> <p>(9) 外国の中等教育学校において、<u>第1号から第6号</u>に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であって、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの <u>(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u> であること。</p> <p>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち</p>	<p>(4) 学校教育法による高等学校または中等教育学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</p> <p>(6) 第1号卒業者または第2号卒業者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後、または大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号卒業者については<u>1年以上</u>、第2号卒業者については<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>であること。</p> <p>(7) 外国の中等教育学校において、<u>第1号もしくは第2号</u>に規定する課程および学科目または<u>第3号もしくは第4号に規定する課程</u>に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であって、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち</p>

改正後	改正前
<p>ち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。</u>）であること。</p>	<p>上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。</p>
<p><u>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）であること。</u></p>	<p>（水道技術管理者の資格）</p>
<p>第4条 《現行どおり》</p>	<p>（水道技術管理者の資格）</p>
<p><u>(1) 前条第1号、第3号または第5号に規定する学校において土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</u></p>	<p>第4条 《省略》</p> <p><u>(1) 前条各号に掲げる資格を有する者であること。</u></p>
<p><u>(2) 前条第1号、第3号または第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学もしくは薬学の課程またはこれらに相当する課程（土木工学科および土木科ならびにこれらに相当する課程を除く。）（第5号において「理系課程」という。）を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。</u></p>	<p><u>(2) 前条第1号、第3号または第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する科目またはこれらに相当する科目（第5号において「理系科目」という。）を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。</u></p>
<p>(3) 《現行どおり》</p>	<p>(3) 《省略》</p>

改正後		改正前																																											
<p>(4) 前条第1号、第3号および<u>第5号</u>に規定する学校において工学、理学、農学、医学および薬学に関する<u>課程</u>ならびにこれらに相当する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>（次号において「<u>文系課程</u>」という。）を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後（当該<u>課程</u>を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）については7年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>(5) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ同表の中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</p>		<p>(4) 前条第1号、第3号および<u>第4号</u>に規定する学校において工学、理学、農学、医学および薬学に関する<u>学科目</u>ならびにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>（次号において「<u>文系学科目</u>」という。）を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後（当該<u>学科目</u>を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）については7年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>(5) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ同表の中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。</p>																																											
<table border="1"> <tr> <td><u>土木工学科</u></td> <td><u>前条第1号に規定する学校</u></td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>前条第3号に規定する学校</u></td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>前条第5号に規定する学校</u></td> <td>7年</td> </tr> <tr> <td><u>理系課程</u></td> <td>《現行どおり》</td> <td>《現行どおり》</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>前条第5号に規定する学校</u></td> <td>8年</td> </tr> <tr> <td><u>文系課程</u></td> <td>《現行どおり》</td> <td>《現行どおり》</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>前条第5号に規定する学校</u></td> <td>9年</td> </tr> </table>		<u>土木工学科</u>	<u>前条第1号に規定する学校</u>	3年		<u>前条第3号に規定する学校</u>	5年		<u>前条第5号に規定する学校</u>	7年	<u>理系課程</u>	《現行どおり》	《現行どおり》		<u>前条第5号に規定する学校</u>	8年	<u>文系課程</u>	《現行どおり》	《現行どおり》		<u>前条第5号に規定する学校</u>	9年	<table border="1"> <tr> <td>《改正後に新設》</td> <td>《改正後に新設》</td> <td>《改正後に新設》</td> </tr> <tr> <td></td> <td>《改正後に新設》</td> <td>《改正後に新設》</td> </tr> <tr> <td></td> <td>《改正後に新設》</td> <td>《改正後に新設》</td> </tr> <tr> <td><u>理系学科</u></td> <td>《省略》</td> <td>《省略》</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>前条第4号に規定する学校</u></td> <td>8年</td> </tr> <tr> <td><u>文系学科</u></td> <td>《省略》</td> <td>《省略》</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>前条第4号に規定する学校</u></td> <td>9年</td> </tr> </table>		《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》		《改正後に新設》	《改正後に新設》		《改正後に新設》	《改正後に新設》	<u>理系学科</u>	《省略》	《省略》		<u>前条第4号に規定する学校</u>	8年	<u>文系学科</u>	《省略》	《省略》		<u>前条第4号に規定する学校</u>	9年
<u>土木工学科</u>	<u>前条第1号に規定する学校</u>	3年																																											
	<u>前条第3号に規定する学校</u>	5年																																											
	<u>前条第5号に規定する学校</u>	7年																																											
<u>理系課程</u>	《現行どおり》	《現行どおり》																																											
	<u>前条第5号に規定する学校</u>	8年																																											
<u>文系課程</u>	《現行どおり》	《現行どおり》																																											
	<u>前条第5号に規定する学校</u>	9年																																											
《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》																																											
	《改正後に新設》	《改正後に新設》																																											
	《改正後に新設》	《改正後に新設》																																											
<u>理系学科</u>	《省略》	《省略》																																											
	<u>前条第4号に規定する学校</u>	8年																																											
<u>文系学科</u>	《省略》	《省略》																																											
	<u>前条第4号に規定する学校</u>	9年																																											
<p>(6) <u>国土交通大臣</u>および<u>環境大臣</u>の登録を</p>																																													
<p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う</p>																																													

改正後	改正前
<p>受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第37条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。</u></p>	<p>水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>《改正後に新設》</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の草津市布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号に規定する講習を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。

議第26号

第6次草津市総合計画第2期基本計画につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日

草津市長 橋川 涉

第6次草津市総合計画第2期基本計画につき議決を求めることについて

本市は、本市の地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、別紙のとおり第6次草津市総合計画第2期基本計画を策定することにつき、草津市議会基本条例（平成26年草津市条例第44号）第15条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

第6次草津市総合計画第2期基本計画

第6次草津市総合計画第2期基本計画

第6次草津市総合計画基本構想で掲げる将来ビジョンを実現するため、令和7年度から令和10年度までを計画期間とする第6次草津市総合計画第2期基本計画を策定します。

1 リーディング・プロジェクト（重点方針）

◆ リーディング・プロジェクト（重点方針）の位置付けと方向性

第6次草津市総合計画の将来ビジョンである「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」では、人と人、人から地域、まちへと“つながり”が広がることで生まれる“絆”をつむぐことで、草津市が、ときを重ねても、誰からも愛される“ふるさと”となり、また、住む人、訪れる人、誰もが“健幸”になれるまちを市民とともに創造していくことを目指しています。

第1期基本計画では、将来ビジョンの実現に向けて、草津市のまちづくりを先導・けん引する4つのリーディング・プロジェクトを重点方針として位置付け、分野横断的な施策展開を進めました。

将来ビジョンの達成に向けて、これまでの取組をさらに進めていくことが有効と考えることから、第2期基本計画においても、第1期基本計画の4つのリーディング・プロジェクトを継承し、将来ビジョンの実現に向けて、草津市のまちづくりを先導・けん引する重点方針として、分野横断的な施策展開を図ります。また、新たに「DX推進プロジェクト」を5つのリーディング・プロジェクトとし、すべての分野を下支えする視点とします。

リーディング・プロジェクトの推進にあたっては、第2期基本計画期間中は、統一テーマとして展開するため、予算編成方針等に一貫した方向性を持たせるものとし、関連する施策・事業については、毎年実施する評価の中で、課題の見直しとさらなる推進に向けた改善を図っていきます。

(1) 未来を担うこども育成プロジェクト

全国的に少子化が進行しており、対策が必要です。また、こどもや若者は一人ひとりが大切な存在であり、すべてのこどもたちが自分らしく幸せを感じながら成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化や高齢出産の増加等により、孤立感や育児不安等を抱く妊婦・子育て家庭も増加しており、子育て家庭の抱える課題も多岐に渡つ

ているなど、子育て支援に関するニーズは一層高まっています。また、現代は将来の予測が困難な時代であり、これからを生きることもたちには、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していく力が求められています。

これらのことから、地域でこどもを守り育てるまちづくりの推進、子育て支援の充実や本市の強みを生かした教育など、こどもの豊かな育ちと学びを確かなものとしながら、生涯にわたって必要な生きる力の基礎を培い、心豊かでたくましく生きることを育成し、こども・若者の声や思いを聞きながら、ともに、未来に向けて健幸を創造するまちをつくります。

(2) 地域の支え合い推進プロジェクト

コロナ禍を経た価値観の多様化等により、コミュニティの希薄化が一層深刻となっています。人や地域とのつながりがない「望まない孤独」や「社会的孤立」は、心身の健康面への影響が生じるリスクが高くなることからも、人と人とのつながりを持つことが重要です。コミュニティの活性化と発展を図り、地域における支え合いの基盤・つながりを再構築することで、こどもから高齢者まで、また、障害者や外国人、生活に困難を抱える人など、誰もが役割を持ち、時に支え合うことで孤立せずにその人らしい生活を送ることができる社会の実現が求められています。

また併せて、こうしたすべての人が一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、自分らしく生きることができ、能力を発揮して参画・活躍できる社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

これらのことから、地域住民が地域課題を「我が事」と捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながるなど、お互いを大切にし、支え合い、絆をつむぎながら、誰もがいつまでも元気に活躍できる健幸を創造するまちをつくります。

(3) にぎわい・再生プロジェクト

市全体では、人口増加傾向にありますが、一部の郊外部においては、すでに人口減少が進んでいます。また、まちなかにおいても、将来的な人口減少により、にぎわいや魅力の低下が懸念されます。こうした中、各地域の状況や課題に応じた取組が求められています。

のことから、まちなかでは、にぎわいと魅力にあふれるまちづくりを進めるとともに、郊外部では、地域の産業や資源等を生かした取組を推進するなど、地域らしさを大切にしたまちづくりを進めます。また、多様で魅力ある企業の集積を促進することで、若者の市

外への流出を防ぎ、市外からの流入増加を図ります。併せて、道路ネットワークの充実を図るとともに、まち全体に公共交通ネットワークを形成し、市内の交通渋滞の緩和を図るなど、まちの魅力を向上させ、市内外から人が集い、行き交い、将来にわたり、利便性が高く快適に暮らし続けられる健幸を創造するまちをつくります。

(4) 暮らしの安全・安心向上プロジェクト

地球温暖化に伴う記録的な猛暑や豪雨災害、大規模地震など、年々災害が激甚化・頻発化し、また、感染症の世界的大流行により生活様式が一変するなど、これまでに経験したことのない事態が発生しています。また、犯罪率や交通事故件数も県内で高い水準となっているなど、市民の暮らしの安全と安心をより強固に守る必要があります。

また、2050年カーボン・ニュートラルの実現に向けて、地方自治体に期待される役割が大きくなっています。脱炭素・資源循環型社会の構築に向けた継続的な取組など、豊かな自然を守り、次の世代により良い環境を引き継ぐための取組を進めることが重要です。

これらのことから、「強さ」と「しなやかさ」を備えた災害等に強いまちづくりを進めます。また、自らの地域は自らで守るという意識の醸成や、誰もが安全で快適に生活でき、かつ環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる地域環境文化の醸成を図るなど、市民・行政・関係団体等が一体となった取組を進めることで、暮らしの安全と安心を守り、健幸を創造するまちをつくります。

(5) DX推進プロジェクト

今なお人口増加傾向にある本市においても、既に超高齢社会を迎えており、近い将来には人口減少局面を迎える、経営資源（人・物・資金・情報・時間）が大きく制約されると想定されます。そのような中、将来ビジョンの実現に向けて、上記の4つのリーディング・プロジェクトをはじめとする総合計画の取組を効果的に推進するためには、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が重要です。

のことから、すべての分野において、デジタル化を阻害している規制・制度の見直しや、デジタル技術やデータの活用を図ります。その上で、市民の利便性向上や業務効率化を図り、質の高い行政サービスの提供につなげ、すべての人が利便性と快適性を享受しながら健幸を創造するまちを目指します。

2 分野別の施策

まちづくりの基本目標	分野	基本方針	施策
「こころ」育むまち	人権	人権の尊重	人権文化の醸成
			人権の擁護
	男女共同参画	男女共同参画社会の構築	男女共同参画社会の推進
			女性の活躍推進
	学校教育	子どもの生きる力を育む教育の推進	確かな学力と社会の形成に参画する力の育成
			豊かな心と健やかな体の育成
		学校の教育力の向上	多様な教育ニーズへの対応 教職員の指導力と学校経営の充実 教育環境の充実
	生涯学習・スポーツ	生涯学習の推進	家庭・地域での学びの充実 生涯学習機会の充実
		スポーツの充実	スポーツ活動の推進 スポーツ環境の充実
	歴史・文化	文化財の保存と活用	文化財の保存の推進 歴史文化の活用の推進
			文化・芸術の振興
「笑顔」輝くまち	コミュニティ	市民自治の確立	市民自治の確立のための活動支援と環境整備
		基礎的コミュニティの活性化	基礎的コミュニティ活動の支援
		市民公益活動の促進	市民公益活動の支援
		多文化共生社会の構築	多文化共生の推進
	地域福祉	「地域力」のあるまちづくり	地域福祉の担い手の育成と活躍の促進 地域福祉を支えるネットワークづくり
		福祉の総合的な相談・支援の充実	セーフティネットの充実 福祉の総合相談窓口の充実
		市民の健康づくり	市民の健康づくり支援 疾病予防対策の強化
		医療保険制度の適正運用	国民健康保険制度の運用 後期高齢者医療制度の運用 福祉医療費の助成
	こども・子育て・若者	安心してこどもを産み育てられる支援の充実	結婚・妊娠・出産に向けた環境整備 こどもの発育・発達に向けた子育て支援
		就学前から学童期までの子育て環境のさらなる充実	就学前教育・保育の量の確保と質の向上 多様なニーズに対応する保育サービスの充実
		こども・若者や親子がいきいき過ごせる場づくり	子育て支援ネットワークの推進 こども・若者が安心できる場づくり
		こども・若者を支える環境づくり	こども・若者の健全育成の推進 児童虐待の防止と早期発見・早期対応 ひとり親家庭や経済的困窮家庭等への

			支援の充実 発達障害児等への支援の充実 子育てに伴う経済的負担の軽減
長寿・介護	いきいきとした高齢社会の実現 あんしんできる高齢期の生活への支援		高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進 高齢者の健康づくり・介護予防の推進
			地域包括ケアシステムの深化・推進 認知症施策の推進 介護サービスの充実 介護保険制度の適正運用
障害福祉	共に生きる社会の推進		障害のある人の暮らしを支えるサービス基盤の充実 障害のある人の社会参加の促進 障害と障害のある人への理解促進と尊厳の保持
「暮らし」支えるまち	防災	自助・共助による防災対策の充実	自主防災体制の確立と市民意識の高揚
		災害に強いまちづくり	消防体制・基盤の充実 地域防災体制・基盤の強化
		治水対策の推進	河川・排水路の整備 公共下水道雨水幹線の整備
	生活安心・防犯	暮らしの安心の確保	市民相談業務の充実 消費者の自立支援・消費者教育の推進と消費者団体の育成 生活衛生の向上と栗東市との広域連携による火葬体制の確立
		犯罪のないまちづくり	自主防犯活動の展開 防犯設備の維持・整備
	環境	良好な環境の保全と創出	自然環境の保全 環境汚染、環境負荷対策の促進 環境学習の拡充
		脱炭素社会への転換	様々な主体の自主的な取組の支援とネットワークの拡充 省エネルギー対策・再生可能エネルギー利用等の推進
		資源循環型社会の構築	ごみの発生抑制・再使用・資源化の推進 ごみの適正処理 環境美化の推進
交通	公共交通ネットワークの構築		公共交通ネットワークの充実 鉄道駅周辺での自転車利用環境の整備
		交通安全対策の推進	交通安全意識の高揚
	道路	安全・安心な道路の整備	広域主要幹線道路等の整備促進 幹線道路の整備 生活道路の整備 歩道・自転車道等の整備 道路施設の長寿命化と維持管理 バリアフリー化の促進

	上下水道	水の安定供給	上水道施設の更新・災害対策と維持管理 上水道事業の健全経営	
		下水道の安定運営	下水道施設の更新・災害対策と維持管理 下水道事業の健全経営	
「魅力」あふれるまち	農林水産	農業の振興	農地の保全と生産基盤の強化 人材の確保・育成と農業経営の強化 「農」を通じたつながりの拡大	
		水産業の振興	漁業環境の保全・確保 漁業・水産資源の多面的利活用の促進	
	商工観光	中心市街地の活性化	中心市街地のにぎわいの創出	
		商業の振興	地域商業の活性化	
	都市形成	工業の振興	新産業の創出と中小企業等への支援 企業の立地促進	
		観光の振興	地域観光の活性化	
		勤労者福祉の向上	勤労者への支援	
都市形成	都市と住環境の質・魅力向上	土地利用の適切な誘導 良質な住宅資産の形成		
			まちなかの魅力向上と地域再生の推進	にぎわいのある市街地の形成 地域の特性と資源を活かした地域再生の推進
			良好な景観の保全と創出	自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成
	公園・緑地	ガーデンシティの推進	公園・緑地の整備 公園・緑地の活用 まちなみ緑化の推進	
		草津川跡地の空間整備	草津川跡地の整備	
	情報・交流	まちづくり情報の提供の充実	まちづくり情報の提供 行政情報の提供	
		多様な連携・交流の展開	産学公民の連携によるまちづくりの展開 都市間交流の促進	
「未来」への責任	行財政マネジメント	市民から信頼される市政運営	健全な財政運営の維持 市有財産の適正な維持管理・更新 情報提供・情報公開の推進	
		職員力の向上	職員の資質向上	
		行政事務の効率化と最適な行政サービスの実現	行政経営改革の推進 広域連携の推進	

議第27号

市道路線の認定につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日

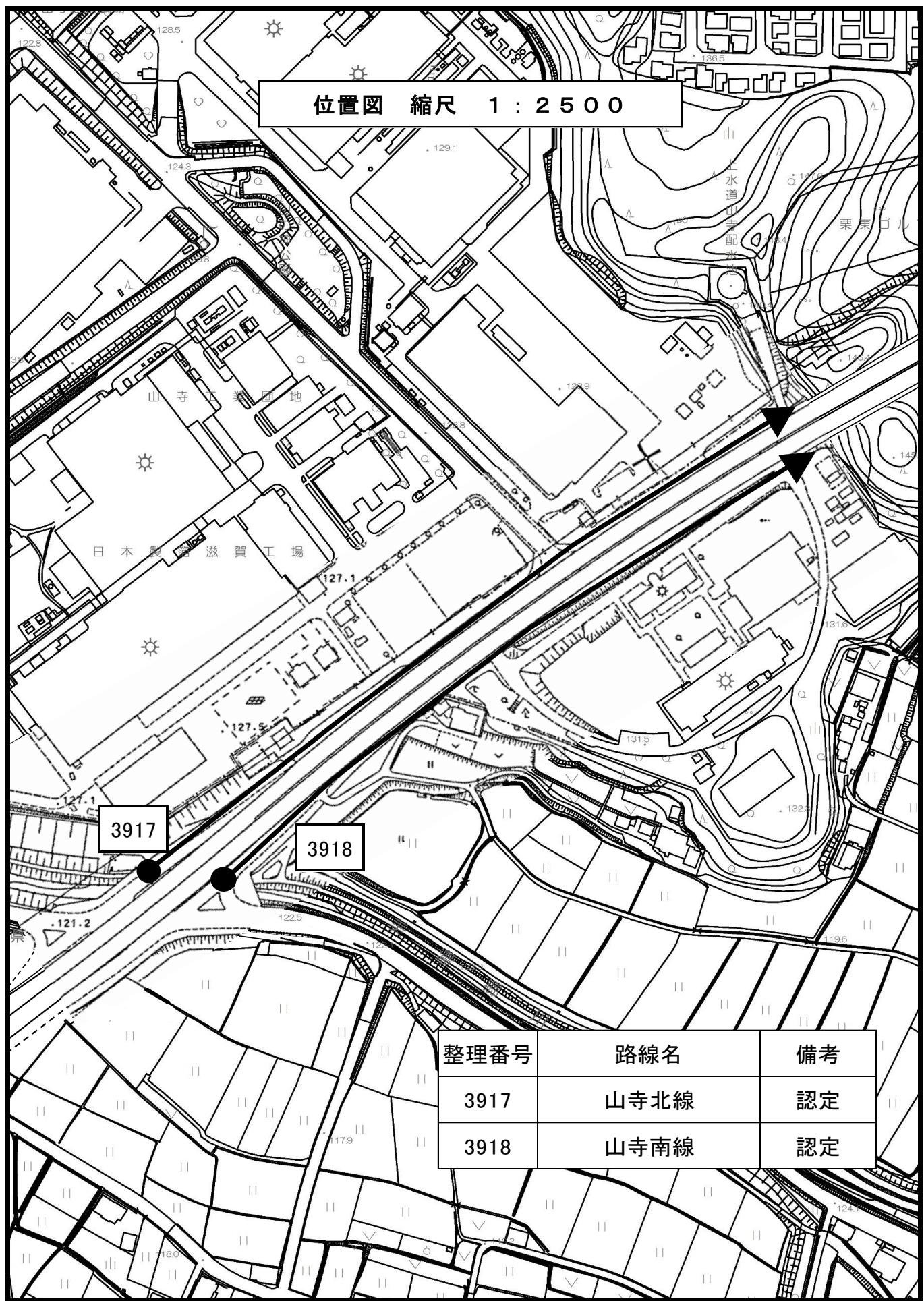
草津市長 橋川涉

市道路線の認定につき議決を求めるについて

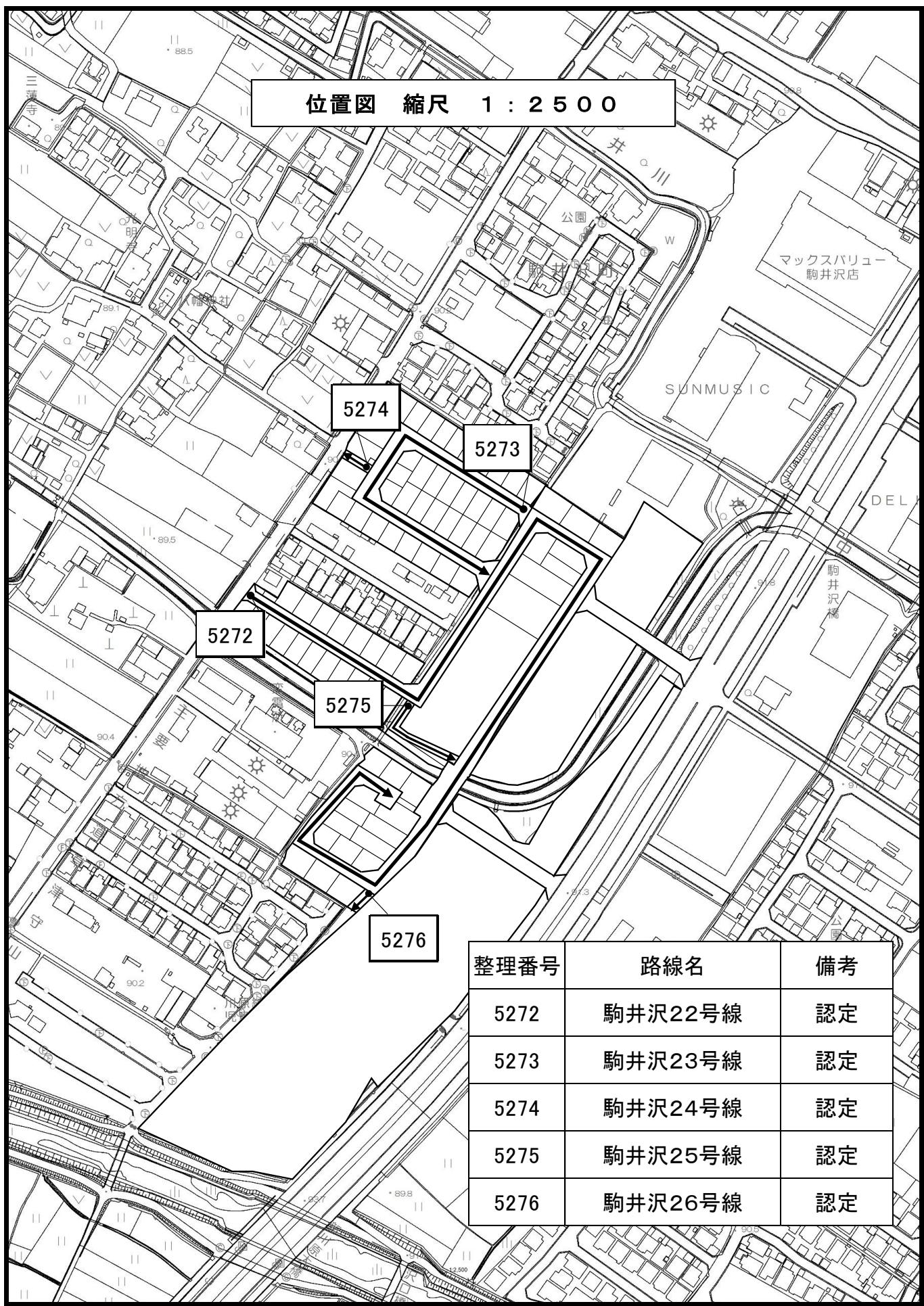
次のように市道路線を認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
3917	山寺北線	草津市山寺町字笛谷	
		草津市山寺町字笛谷	
3918	山寺南線	草津市山寺町字笛谷	
		草津市山寺町字笛谷	
5272	駒井沢22号線	草津市駒井沢町字正田	
		草津市駒井沢町字納豆田	
5273	駒井沢23号線	草津市駒井沢町字菊枝田	
		草津市駒井沢町字正田	
5274	駒井沢24号線	草津市駒井沢町字正田	
		草津市駒井沢町字正田	
5275	駒井沢25号線	草津市駒井沢町字渡り合	
		草津市駒井沢町字渡り合	
5276	駒井沢26号線	草津市駒井沢町字納豆田	
		草津市駒井沢町字納豆田	
7195	北山田西25号線	草津市山田町字藏王西	
		草津市北山田町字坊ノ後	
7196	北山田西26号線	草津市北山田町字坊ノ後	
		草津市北山田町字坊ノ後	
9745	野路96号線	草津市野路七丁目字蓮池	
		草津市野路七丁目字蓮池	
9914	若草西28号線	草津市追分南八丁目字丸尾	
		草津市追分南八丁目字丸尾	
9915	若草西29号線	草津市追分南八丁目字丸尾	
		草津市追分南八丁目字丸尾	



位置図 縮尺 1 : 2500



位置図 縮尺 1:2500



位置図 縮尺 1 : 2500

9745

整理番号	路線名	備考
9745	野路96号線	認定

位置図 縮尺 1 : 2500

9915

9914

整理番号	路線名	備考
9914	若草西28号線	認定
9915	若草西29号線	認定

議第28号

市道路線の廃止につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和7年2月27日

草津市長 橋川涉

市道路線の廃止につき議決を求めるについて

次のように市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1143	山寺東線	草津市山寺町字笛谷	
		草津市山寺町字笛谷	
5205	駒井沢2号線	草津市駒井沢町字菊枝田	
		草津市駒井沢町字十ヶ坪	

位置図 縮尺 1 : 2500

1143

整理番号	路線名	備考
1143	山寺東線	廃止

位置図 縮尺 1 : 2500

5205

整理番号	路線名	備考
5205	駒井沢2号線	廃止